

平成22年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月7日(火)～9月22日(水)

(会期16日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月 7日	火	本会議(開会)	・理事者提案説明
9月 8日	水	本 会 議	・一般質問 ・質疑 ・即決議案採決及び委員会付託
9月 9日	木	常任委員会	
9月10日	金	常任委員会	
9月11日	土	休 会	
9月12日	日	休 会	
9月13日	月	常任委員会	
9月14日	火	常任委員会	
9月15日	水	常任委員会	
9月16日	木	休 会	
9月17日	金	休 会	
9月18日	土	休 会	
9月19日	日	休 会	
9月20日	月	休 会	
9月21日	火	休 会	
9月22日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成22年9月10日

西予市議会議長

岡山 清 秋 様

総務常任委員会

委員長 菊 地 ミスギ

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第102条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第85号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号) (歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分)	原案可決
議案第92号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	原案可決
認定第1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について (歳入・歳出決算に関する総務常任委員会所管分)	認 定
認定第4号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

平成22年9月10日

西予市議会議長

岡山清秋様

厚生常任委員会

委員長 藤井朝廣

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第102条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第86号	西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第88号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号) (歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分)	原案可決
議案第93号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第94号	平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第95号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第96号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第99号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第100号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第101号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決
認定第1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について (歳入・歳出決算に関する厚生常任委員会所管分)	認定
認定第2号	平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第3号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第6号	平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第7号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第8号	平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

議案番号	件名	審査結果
認定第11号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第12号	平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について	認定
認定第13号	平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について	認定
認定第14号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	認定

平成22年9月10日

西予市議会議長

岡山清秋様

産業建設常任委員会

委員長 兵頭 学

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第102条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第87号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第89号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第90号	市道路線の認定について	原案可決
議案第91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号) (歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)	原案可決
議案第97号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第98号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
認定第1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について (歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分)	認定
認定第9号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第10号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定

平成22年9月14日

西予市議会議長

岡山清秋様

し尿処理場問題等特別委員会

委員長 兵頭 勇

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第102条の規定により報告致します。

議案番号	件名	審査結果
議案第91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号) (歳入・歳出予算に関するし尿処理場問題等特別委員会所管分)	原案可決

平成22年9月13日

西予市議会議長

岡山清秋様

総務常任委員会

委員長 菊地 ミスギ

請願等審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第135条の規定により報告致します。

事件番号	件名	審査結果
陳情第16号	防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金についての陳情	採択

平成22年第3回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成22年9月7日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成22年9月7日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成22年9月7日
 午後 3時20分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教育長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 上甲 悦子

- 総務企画部長 宇都宮 又重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲章
 教育部長 兵頭 三樹
 明浜総合支所長 上 田 甚正
 野村総合支所長 河 野 数義
 城川総合支所長 山 崎 秀敏
 三瓶総合支所長 三 好 幸二
 消防本部消防長 中 野 竹夫
 総務課長 河 野 敏雅
 財政課長 宗 正弘
 企画調整課長 宇都宮 松夫
 監査委員 正 司 哲浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係 佐藤 陽一郎

1. 議事日程

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(17番 酒井宇之吉、18番 兵頭 勇)

2 会期の決定

(9月7日～9月22日 16日間)

3 議会報告第3号 各常任委員会の視察研修
報告について

4 議会報告第4号 議会運営委員会の視察研
修報告について

5 議案第 83号 西予市木質ペレット製造
設備設置事業設計・施工
一括型工事請負契約につ
いて

6 議案第 84号 財産の無償譲渡について
(西予市城川無菌培養施
設)

7 議案第 85号 西予市社会体育施設条例
の一部を改正する条例制
定について

議案第 86号 西予市母子父子家庭等福
祉手当支給条例の一部を
改正する条例制定について

	議案第 87号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について	12	認定第 2号	平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 88号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第 89号	市道路線の廃止について		認定第 4号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 90号	市道路線の認定について			
9	議案第 91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)			
10	議案第 92号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)		認定第 5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 93号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 6号	平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 94号	平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)		認定第 7号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 95号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		認定第 8号	平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 96号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 9号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 97号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)		認定第 10号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 98号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)		認定第 11号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 99号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)		認定第 12号	平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第 100号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)		認定第 13号	平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 101号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)		認定第 14号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
11	認定第 1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	13	報告第 5号	平成21年度西予市一般会計継続費精算報告について

報告第 6号	平成21年度健全化判断比率の報告について		議案第 86号	西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について
報告第 7号	平成21年度資金不足比率の報告について			
報告第 8号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について		議案第 87号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について
報告第 9号	西予市土地開発公社の経営状況について		議案第 88号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
報告第 10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について			
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状況について	8	議案第 89号	市道路線の廃止について
報告第 12号	株式会社城川開発公社の経営状況について	9	議案第 90号	市道路線の認定について
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営状況について	10	議案第 91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について		議案第 92号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について		議案第 93号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
報告第 16号	財団法人宇和文化会館の経営状況について		議案第 94号	平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)
報告第 17号	西予CATV(株)の経営状況について		議案第 95号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- | | | | | |
|---|------------|-------------------------------------|----------|--------------------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | | |
| 2 | 会期の決定 | | | |
| 3 | 議会報告第3号 | 各常任委員会の視察研修報告について | | |
| 4 | 議会報告第4号 | 議会運営委員会の視察研修報告について | | |
| 5 | 議案第 83号 | 西予市木質ペレット製造設備設置事業設計・施工一括型工事請負契約について | | |
| 6 | 議案第 84号 | 財産の無償譲渡について(西予市城川無菌培養施設) | | |
| 7 | 議案第 85号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | | | 議案第 96号 | 平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| | | | 議案第 97号 | 平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| | | | 議案第 98号 | 平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| | | | 議案第 99号 | 平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| | | | 議案第 100号 | 平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号) |
| | | | 議案第 101号 | 平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) |

1 1	認定第	1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 3	報告第	5号	平成21年度西予市一般会計継続費精算報告について
1 2	認定第	2号	平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	6号	平成21年度健全化判断比率の報告について
	認定第	3号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	7号	平成21年度資金不足比率の報告について
	認定第	4号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	8号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について
	認定第	5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	9号	西予市土地開発公社の経営状況について
	認定第	6号	平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
	認定第	7号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	11号	株式会社エフシーの経営状況について
	認定第	8号	平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	12号	株式会社城川開発公社の経営状況について
	認定第	9号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	13号	株式会社どんぶり館の経営状況について
	認定第	10号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
	認定第	11号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		報告第	15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
	認定第	12号	平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について		報告第	16号	財団法人宇和文化会館の経営状況について
	認定第	13号	平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について		報告第	17号	西予CATV(株)の経営状況について
	認定第	14号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について				

開会 午前10時00分

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。これより平成22年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より議会招集のあいさつがあります。
三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

平成22年第3回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕はようやく秋らしさを感じる季節となりましたが、ことしの夏は記録的な猛暑、酷暑の連続でございました。新聞、テレビでは、暑さにうんざりした日本各地の表情が連日のように登場し、完売好調な季節商品がある一方、秋の代名詞でもあるサンマが不漁となるなど、庶民生活への思わぬ影響が報じられておりました。

しかし、記録的な猛暑の影響はそれだけにとどまらず、大勢の高齢者の方々が熱中症によってお亡くなりになる事例が相次ぎ、人的被害をとらえれば、台風などの自然災害を大きく上回るものがあり、単に温暖化だけでは済まされない気候変動の危うさを感じざるを得ません。

本市では、8月には観測史上の最高気温記録が2度も塗りかえられるという厳しい暑さでございました。救急出動では、7月21日から8月末までの間に、熱中症と見られる症状で19名が搬送されましたが、幸い最悪の事態となった方がいなかったことは何よりでございました。

ところで、ご案内のとおり、私の市長2期目の任期もはや半ばとなりました。任期後半のまちづくりには、市民の皆様のご意見やご提言を今まで以上にできる限り生かしてまいりたいと強い思いでいます。2月17日の明浜町狩江地区を皮切りに7月15日の城川町魚成地区まで、市内24会場で市政懇談の場を持たせていただいたところでございます。特に今回は、地域の各分野で中心的な役割を担っておられた方々に声をかけまして、「地域リーダー市長と語る会」と銘打っての開催でございました。このような濃密な懇談の場にするために、あらかじめ参加人数を限定しての開催でございましたが、おかげさまで652名もの地域リーダーの皆様にご参加いただきまして、多種多様な地域課題や行政に対する要望や要請等

につきまして直接お話を伺うことができました。個別事業の要望は別といたしまして、意見、提言のテーマにも地域性を感じながらの24日間でしたが、大変有意義な懇談会になったと自負をいたしております。

地域農林水産業の現状、小学校の再編問題、地域防災のあり方、道路、公共交通の整備、地域力の衰退等々、出席者の皆さんがお話しになった一つ一つの問題が、西予市全体の課題と重複する部分も多数ありますので、組織を挙げて計画的かつ継続的な取り組みが必要であることを改めて実感いたしました。まずはできるものから順次取り組んでまいりたいと考えております。今後、既存事務事業の強化・再編や新規の事業化等、各分野に適切な対応が必要になるかと思っておりますので、議員各位におかれましても、何とぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会でございますが、一般質問に対する答弁とともに補正予算案を中心に議案を19件及び歳出歳入決算などの14の認定案件並びに出資法人等の平成21年度経営状況報告13件、計46件を上程しご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に17番酒井宇之吉君、18番兵頭勇君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月22日までの16

日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から9月22日までの16日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議会報告第3号「各常任委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました各常任委員会の施設研修結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長菊地ミスギ君。

菊地君。

菊地ミスギ総務常任委員長 総務常任委員会行政視察研修報告。

総務常任委員会では、7月13日から15日まで行政視察を行いました。

まず、初日は、岩手県遠野市に参りました。

その目的は、西予市は昨年12月に宇和町卯之町中町通りの町並みが国の重要伝統的建造物群の選定を受けましたが、それを今後どのように生かせるまちづくりができるのか、その手法を学ぶため、「永遠の日本のふるさと遠野」を最終目標にまちづくりに取り組まれている先進地の研修をいたしました。

遠野市は、人口3万388人、面積825.62平方キロメートル、高齢化率33.6%で、岩手県の中央に位置し、現在の中心市街地は、藩政時代から続く遠野の中心地域であり、城下町であると同時に、沿岸と内陸を結ぶ交通の要衝、宿場町として栄えてきた町で、今もなお多くの商業都市機能が集積し、旧城下町を忍ばせる貴重な建物や文化が多く残されております。

今回の視察地選考のきっかけとなった「遠野物語」とは、明治43年当時、農商務省の役人であった柳田國男に遠野出身の佐々木喜善がふるさとの伝承を話したことから誕生したもので、昔から伝わる不思議な話が119話まとめられております。ことし発刊100周年に当たり、補助事業を活用して幾つかの記念事業、それに伴う情報発信、博物館のリニューアルや漫画家水木しげるのキャラクターの活用などを展開しながら観光客増

加の数値目標を設定しておられます。

また、これらの事業は、平成18年度にプロジェクト推進室を設置し、企画され、平成21年度から24年度までの事業を予定していることから、遠野市のこの事業への意気込みを感じられ、それと同時に、当市にもその必要性が感じられました。

研修2日目は、宮城県気仙沼市役所に参りました。

気仙沼市は、宮城県の北東端に位置し、人口7万4,750人、面積333.37平方キロメートル、高齢化率34.3%の水産業の盛んな市です。気仙沼市では、年々高齢化が進み、バスに関する利用評価が低く、改善策が必要となり、平成19年に地域公共交通会議を設置し、その後、昨年3月より地域公共交通総合連携計画を作成され、公共交通の事業展開に力を注いでいる状況にあります。

事業内容は、市街地循環バスとそれに接続する生活路線バス及び他の交通機関との乗り継ぎを円滑にするネットワークシステムの構築を目標の一つに掲げたものでした。

市街地循環バスにつきましては、中心市街地と市立病院、近郊の商業施設などを結び、高齢者の移動支援や市立病院からの2次目的での移動ニーズへの対応、各方面への乗り継ぎ利便性の向上を図る目的があり、バスの運行はバス会社に委託し、運賃は初乗り130円、上限200円で、1日乗車券は500円に設定されており、実証運行を今年度行う予定とされておりました。

また、ゾーンダイヤモンド型乗り合いタクシーの導入を計画されておられました。その内容は、生活路線バスの運行本数が少なく、集落も分散しているバス路線沿線を対象にゾーン設定を行い、ゾーン内での少需要に対応できるよう運行経路は設定せず、需要に応じて各戸を回る形態とし、運行時間帯を設定するもので、平成23年度から実証運行の開始を目指しているとの説明でした。このことは、西予市においても同じような状況で、平成23年度には交通係を新設する計画もあり、交通弱者の足を確保するため、西予市版公共交通の仕組みづくりが急務となっております。

研修3日目は、宮城県東松島市立図書館を研修しました。

東松島市は、宮城県の中央東に位置し、人口4

万3,295人、101.86平方キロメートルの町です。東松島市教育委員会では、子供読書活動を推進するため、図書館司書、読み聞かせボランティアや学校教諭、保健師で委員会を構成し、図書館行事に合わせて講座や講演会などを開催し、地域ぐるみで読書の大切さを啓発しており、またこのような事業展開の結果として、子供の読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣賞も受賞しておられました。西予市においてもボランティアによる読み聞かせを各小学校で実施いただいておりますが、読書離れの現在、図書館の有効利用を推進し、どうすれば読書時間をふやせるか目標設定を立て、子供のころから思考を豊かにする読書の習慣化を目指すことが必要であると感じました。

以上、総務常任委員会の視察研修報告といたします。

平成22年9月7日、総務常任委員会委員長菊地ミスギ。

議長 次に、厚生常任委員長藤井朝廣君。
藤井君。

藤井朝廣厚生常任委員長 厚生常任委員会の視察研修の報告を申し上げます。

当厚生委員会では、7月13日から15日までの3日間の日程で、岐阜県的美濃加茂市の蜂屋川クリーンセンターと郡上市の郡上市民病院、また三重県の桑名市の桑名広域環境管理センターで研修を行いましたので、その概要を申し上げたいと思います。

今回の研修目的は、現在西予市におきまして喫緊の課題であります、議会でも特別委員会を設置し議論されています老朽化の著しい東部・西部衛生センターの建てかえに関する今後の汚泥処理方式や環境問題及び市立病院建設に係る地域医療のあり方について研修をしてまいりました。

まず、蜂屋川クリーンセンターと桑名広域環境管理センターについての報告を申し上げます。

従来、美濃加茂市の蜂屋川クリーンセンターでは、蜂屋川地域の公共下水の汚水をオキシデーションディッチ方式で処理をしております、処理水は近くに流れる蜂屋川に放流、汚泥は全量場外搬出し、近隣のクリーンセンターで焼却、肥料化をしております。

しかし、近年水洗化人口の増加によりまして、汚泥処理量が増加、そうしますと、汚泥量が増加することが確実となり、従来のクリーンセンターでは処理量に限界があるため、新たな処理先の確保が必要となったようであります。そこで、民間会社、美濃加茂市の美濃加茂衛生という会社であります、平成15年度から汚泥を燃料とする熱分解給湯装置の開発を始めまして、それを受けて平成20年に美濃加茂市は開発中の技術が小規模処理場に対応するものであること、処理場内での処理が可能なことなどから、市の処理場への対応や経済性などを考慮し、この中で技術の導入の可能性を検討し、両者が協定を取り交わして今年度から本格的に研究を進めているようであります。

この新技術は、これまで場外搬出しておりました汚泥を乾燥・ペレット化させて固形燃料、汚泥のペレットであります、製造し、それをボイラーで燃焼させ、その発生した蒸気を乾燥機の熱源として利用するシステムで、これにより場外搬出にかかっていたコストの削減や化石燃料の使用やCO₂の排出量も軽減ができておりました。21世紀型の循環型社会にマッチした一つの形となっていると思っております。

また、汚泥ペレットを燃焼させる際には、2割程度の助燃剤といたしまして木質ペレットを使用しておりました。木質ペレットを製造する西予市にとりましては、今後汚泥処理を検討していく上で、ペレット化の可能性も視野に入れながら検討していくことが必要だと感じております。

またさらに、この技術を確認した中で特筆すべきは、地元の民間業者が研究し、技術を確認したことにあると思っております。今後の西予市のし尿処理場建設に際し、現場の意見の吸い上げ、反映が新しい西予市版の環境システムを構築すると痛切に感じました。

桑名広域環境管理センターは、2市2町の汚泥処理を浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式プラス高度処理方式で行っております。

この方式を採用した理由は、浄化槽汚泥の混入比率が高く、施設稼働後も増加傾向が予想されたこと、標準脱窒素、高負荷脱窒素処理方式に比べまして必要水量が少なく、放流先の川への影響が少ないこと、他方式に比べまして水槽容量がコンパクトになりますので、建築面積が縮小化できることによりましてコストが安価で済むこと等で、

さらには、分離に使用する膜の取りかえをみずからの手で行うなどランニングコスト削減にも徹底をしておりました。

また、汚泥は堆肥化し、地域の住民に無料配布、上限で1人当たり5袋が上限だと聞いておりますが、それが好評であることは言うまでもありません。

2つの施設を視察し、共通することは、施設が公園等を取り入れイメージアップを図るほか、地域住民に開放して理解を得ていました。やはり前述したように現場の意見、地域の意見などを吸い上げ、みんなで施設整備を進めていくことが、西予市の今後の循環型社会への対応につながっていくことを再確認をさせられました。

次に、郡上市市民病院について報告をいたします。

平成18年5月に完成いたしました郡上市市民病院は、約1,000平方キロから成ります郡上市の自治体病院として地域医療の中核を担っていました。当病院は、約50億円を投じ建設をされたわけでありませんが、建設に関しては、院長、事務局長、元の事務局長などの現場の意見が大きく反映されておりました。開設時に一新しました機器は、購入に際し、内部留保資金で対応し、入札制度を撤廃しまして、メーカーや代理店に価格競争での交渉を行い、経費軽減を図っておりました。

また、最近では大部屋にトイレを設置する例も多くあるようですが、ここではあえて設置をせず、効果的な設置によりトイレ数を減らすことで、清掃に課するコスト削減をやっておりました。

さらに、ベランダをつくることによりまして、非常時の避難路とするとともに、ガラスふきの業者への委託も必要とせず、またエレベーター数を必要最小限にとどめることで、将来的な維持管理費の削減に努めるなど、徹底したコスト削減を行っていることから、どこに視点を置くかが重要であると感じました。

医師確保に関しましては、岐阜大学と連携し、院長以外の非常勤を含めた30名の医師は、岐阜市から通勤している状況でありまして、来てくれなくても通勤してくれればよいという院長の判断によるものが大きく感じられました。

また、自治体病院なので、緩和ケアなどの不採算医療にもしっかりと取り組む、医療地域の原点

となるものがかいま見えました。

研修を終えまして、今後の西予市の病院建設に際して、今の投資が先の地域医療やコスト面でどうなっていくかを議論して進めていかないといけないという感じがしております。

また、病院もし尿処理場もそうですが、建設に関してだれがリーダーシップをとり、周りでどうバックアップできるかが将来の西予市の発展につながっていくと思います。常任委員会、特別委員会、そして議会全体が行政や市民と共通認識を持ち、しっかりとした未来予想図を描いていかねばならないということをおし添えまして、報告とさせていただきます。

平成22年9月7日、厚生常任委員長藤井朝廣。

議長 次に、産業建設常任委員長兵頭学君。
兵頭君。

兵頭学産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会視察研修報告を申し上げます。

当委員会では、7月14日から16日にかけて、農業の就農支援と地域おこしのあり方について、和歌山県と三重県で調査研修を行いました。

初めに、和歌山県御坊市の和歌山県農業大学校就農支援センターでの活動内容は、県内で新しく農業を始めたい方に就農に関する相談や各種研修、就農定着に向けた支援を行うとともに、既に農業を営んでいる方々にも農業の支援研修や各種情報の発信を行われています。

センターでは、就農希望者に就農相談を行い、本格的農業希望者には、技術研修を受けた後、農家で実践研修を受け、5カ年の就農計画を立て、認定されれば、国からは就農支援資金、新規就農者補助事業等、県からは就農特待制度、無利子で100万円を上限とした就農安定資金貸し付け、農地借地料2年間無料貸し付けなどさまざまな支援を受けられるようになっていきます。

なお、新規就農者は、平成16年度から毎年120から150名程度でしたが、平成21年度は193名と約3割増加しており、これは農林水産省の発表した2009年度新規就農者が前年度より11.4%多い6万6,820人と一致しています。原因としては、リストラや定年退職をした人が実家を継ぐケースがふえたこと、また雇用情

勢の悪化も考えられますが、減少傾向に歯どめがかかるかは不透明と言えます。

さて、新規就農者の問題点として、1つ、やる気あって地域に入り込んで人間関係などで継続が難しい場合がある。1つ、就労先は自分で見つけるのが基本で、UターンよりもIターンの場合のほうが条件的に厳しくなる。1つ、収益性の高いハウス、果樹の成木の提供が少ないため、露地物の野菜から始める方が多く、天候にも左右されるため、労働力2人で農業所得320万円程度となっている。1つ、販売ルートも独自のルートか直販所の利用、JAを通しての販売をしている、このような問題は、西予市でも当てはまることばかりですが、地理的条件、就労条件は、和歌山県と比べて不利なことが多く、これまで以上に就労希望者の支援制度をさらに強化する必要があると思いました。

次に、三重県大台町、道の駅奥伊勢おおだいの調査研修を行いました。

この施設は、紀勢自動車道、無料化になっておりますが、大宮大台インターから5分程度と近く、また隣接して大台町役場、スーパー、衣料品店、パチンコ店、薬局、キャッシュコーナー等が建ち並び、地域の中心街となっています。このことにより競合する部分がありますが、逆にお互いが切磋琢磨して、それ以上の集客力を呼び込んでいます。

また、ここには食堂もありますが、仕切りがなく入りやすく、食材も地産地消のメニューが多く、特にシカ肉を使ったご当地バーガー、特産のお茶を入れたパンなど、お客を呼び込むためいろいろ工夫がなされていました。

奥伊勢おおだいも高速の無料化で来場者がふえています。今後高速道路が尾鷲市まで開通すれば、通過点になるおそれがあり、お客のつなぎとめの対策として大台町と隣町の大紀町が共同出資して、高速道路に奥伊勢パーキングエリアをオープンして、両町の情報発信基地として高速道路利用者にPRして呼び込みを図られていました。

西予市においても、6月28日の高速無料化実験により、どんぶり館では売り上げが約1割程度アップしていますが、23年度中には宇和島までの高速が開通することから、対策として売り場の改修を行い、さらに集客力を上げようとしています。

また、西予市も県に対して西予宇和サービスエリアの建設とスマートインターチェンジの設置を要望されており、地場産品を広く市外の方へ販売やアピールできる施設であるので、さらに強く要望する必要があると思いました。

次に、三重県伊勢市の伊勢市まちづくり市民会議について施設研修を行いました。

平成19年2月に市民が一体となってみずからの町を考え、その意思を政策に反映させることを基本理念に、伊勢市まちづくり市民会議が発足しました。7つある分科会の中の産業分科会で、伊勢ブランド認定制度についての質問に、神宮・鎮座のまちという豊富な資源を活用し、この資源に付加価値をつけて伊勢の地・技術でつくられたことで世界に認められるブランド力を創出する作業を進めているが、高い目標のため、現在認定には至っていないとの説明でした。

また、観光地ではあるが、地元商店街では空き店舗が多くなり、対策として、平成14年から空き店舗対策活性化事業を行い、新たに59店舗の参入があり、現在29店舗が継続営業をしており、約半数の継続率の高さに驚きました。

また、参入者のために常時空き店舗を3つ確保しているが、土地と建物所有者が違う、建物の老朽化、所有者と借り手の関係で確保が難しくなっているとの説明でした。ほかにも商店街自身が新たな事業を計画しており、宿泊観光客をホテルから直接バスで商店街に引き入れたり、商店街の中に軽トラックを搬入し、軽トラ市を開催し、地元から好評を得るなどユニークな事業も展開されていました。このように各地域でも地域の特産を使ったいろいろなアイデアを加味して、特色のある産地ブランドを目指しており、西予市でも甘とろ豚、三瓶のハーブ媛ひらめ等をブランド化したものもありますが、まだまだ知名度が低く、これからも販路拡大を推し進め、また西予市独自のブランド開発が必要だと思いました。

以上、産業建設常任委員会の視察報告といたします。

平成22年9月7日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

議長 以上で各常任委員会の視察研修報告を終わります。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議会報告第4号「議会運営委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました議会運営委員会の視察研修結果について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長元親孝志君。

元親君。

元親孝志議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の視察研修につきましてご報告を申し上げます。

議会運営委員会では、8月18日から19日の2日間、京都府精華町議会及び京丹後市議会の議会基本条例について研修を実施いたしました。

初めに、研修の目的について触れておきたいと思えます。

平成12年地方分権一括法、正しくは地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が、同年4月1日より施行されました。

しかし、その後三位一体の改革と相まって、財源と権限の移譲が計画どおりに進展せず、一時地方分権は頓挫したかに思えました。

しかし、昨年9月に民主党政権が誕生して、地方分権をさらに進化して、地域主権が民主党政権の最重要課題として位置づけられました。地域主権については、その定義や内容については具体的にされておりませんが、これからの政治行政の流れとして、明らかに国主導の政治から地方主導の政治に変えていこうとする流れであることに間違いはないと思えます。既に政府内において地域主権戦略の工程表、原口プランに基づき、平成23年度から一括交付金を導入するための議論が重ねられております。そうなれば当然、地方自治体の裁量権が増し、連帯責任を負う議会としても毅然とした態度が求められてまいります。

そこで、既にこうした流れに対応し、議会基本条例を制定して動き始めた議会を先進地議会とみなして研修することといたしました。

事前に両議会に対して議会基本条例の疑問点を比較する意味において、同じ内容の質問書を送らせていただきました。双方ともに質問書に答える形で答弁をいただき、その後質疑応答とさせていただきます。質問は15項目にわたってさせていただきます、すべて丁寧に回答をいただきました。

特に精華町議会においては、回答を文書でもいただきました。その主なものにつきましてご報告を申し上げます。

初めに、議会基本条例制定の背景に何があったのかという質問でございます。

精華町議会においては、第2次町村議会活性化研究会が最終報告書を提出し、議会として議会の存続への危機感が高まったことが上げられました。

また、京丹後市議会においては、平成16年4月に6町が合併して、合併前に95名の町議会議員がおりましたが、合併後の議員定数を条例定数の30名と大幅に削減したものの、財政は依然として厳しく、行政が積極的に行政改革を進める中で、議会は何もしないとの市民からの批判もあり、議会基本条例の制定に向けて検討が始まったとのことでした。

改革の初期段階として、精華町議会においては、各種審議会等の委員には、法令上規定されているもの以外は原則として就任しない。一般質問の一問一答方式の導入、常任委員会の複数就任等から改革をスタートしています。

また、京丹後市議会においては、議会基本条例制定に向けて議会改革の検討課題を整理し、改革に向けての工程表を策定し、同時にアンケート調査を実施し、その後市民との意見交換を実施して、それらを参考にしながら基本条例の制定に至っております。

次に、議会の最高規範である議会基本条例を制定することに対して議員の反応はどうであったかという質問に対しましては、一部には改革の必要性を認めながらも、条例化まではという意見は確かにありましたとの回答でした。

議会基本条例制定に要した期間と特に苦労された点は何かという質問に対しましては、両議会とも検討会設置から議決までに約1年を要し、最も苦労したことは、会派間の意見の調整、すなわち全議員の合意形成と住民への説明であり、京丹後市議会においては、市長部局の執行権と議会の議決権の意見調整に苦労したとのことでした。

議会基本条例を制定したことによって何がどう変わったのかという質問に対しましては、両議会ともに議会活動や議員活動、議会運営の方向性が明確になったこと、議会広報の内容充実、インターネット中継、議会報告会等によって住民とのか

かわりがふえつつあること、閉会中の所管事務調査など委員会活動が増加して、議会活動が以前と比較して圧倒的に活性化したこと、行政側との関係や整備すべき資料が規定されたことで、議員と行政側との個々のやりとりが減少したことなどが上げられました。特に京丹後市議会においては、5年以上の長期計画について、例えば市の総合計画に対して、議決権の拡大によって議決事件として審査したとの報告でした。

次に、議会基本条例で定めるところの住民参加を不断に追求する開かれた議会とは何かに対しては、基本にあるのは情報公開、情報提供であり、特に陳情・要望・請願並に扱いとして活用することで、紹介議員を確保できない住民の声を真摯に受けとめることにつなげているとの回答でございました。

両議会とも多数の会派によって構成されているが、会派のメリット・デメリットは何かという質問に対しましては、メリットとして、議案の調査や一般質問などの研究を集団で取り組むことによって多面的な角度から議論ができる。その結果、一議員独断の結論に陥りにくくなり、同時に政策に対する研究も進んでいる。また、議員の意見聴取、調整がスムーズに行えるとの報告でした。

デメリットとしては、個々の信念を貫きにくく、住民から個々の議員の個性が見えにくくなり、会派名で評価されるようになった点などが上げられました。

次に、対面方式による一問一答方式について、対面方式については、質問するのは理事者に対してであって、議員や傍聴者ではない。従来方式に対する素朴な疑問から対面方式になった。

また、一問一答方式については、聞きたいポイントだけに限定し、論点を明確にできる点を評価されてきました。すなわち、聞いている側、質問者以外の議員、職員、傍聴者に余計に話が広がらず、わかりやすく関心を持って聞くことができ、従来懸念されがちな際限なく堂々めぐりになるという危惧はほとんどありませんでしたとのことでした。両議会とも一問一答方式、対面方式を採用されておりました。

次に、市長・教育長部局は、質問に対して反問することができる反問権の行使についてであります。この制度は、議員を追い詰めるためのものではなく、論点を明確にすることが目的であり、

精華町議会では過去に2回、京丹後市議会においては過去に8回あり、議員に対しては調査機関が脆弱なため、数根的根拠については反問しないよう申し入れをいたしましたとのことでした。

次に、議会基本条例でいうところの地方自治法第96条第2項の議決事件とは何かという質問に対しましては、精華町議会の答弁がわかりやすいのでそのまま紹介いたします。

法律の想定は、執行権を持つ行政に対して、住民の意見を代弁する議会がチェックするというのが両機関の関係であります。しかし、これまでの間、行政側の取り組みで公募委員会や意見箱など行政の機能として、一部議会の機能が取り込まれております。しかし、権力の集中は、いい政治結果をもたらさないもので、議会も代表機会としての機能を強化する必要があります。ただ議会側は事務局の規模が小さく、各分野での専門的な調査機関を持ちえていません。その結果、すべてのことについて議決事件とすることはできません。

また、これまでは国保運営協議会等、行政傘下にある審議会に議員が多数参加しており、議会審議が形式化していました。これを打開すべく、審議会委員の撤退に取り組んできました。

また、その代用として議決権の拡大があります。ただし、この権限を規定する前提として、議会が議決対象の各種計画に対して理解を深め、責任ある決定ができる能力を備える必要があります。そのためにも、議会としての住民参加を進める必要がありますと回答をいただきました。

最後に、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を積極的に活用するとは何かという質問に対しましては、両議会ともインターネットなどICT、インターネット・コミュニケーション・テクノロジー技術を活用して、議会のインターネット配信、ケーブルテレビ放送、議会ホームページによる一般質問通告書の事前公開が行われておりました。

また、京丹後市議会においては、一般質問については、新聞折り込みで全戸に質問者名と質問テーマについて事前に配布されておりました。

全体を通して議会改革が進んでいると判断できる点は、両議会とも議会の情報公開が徹底して進んでいること、一般質問が3日間にわたって大半の議員が毎回行っていること、各常任委員会の開催日数が非常に多いこと、今回研修に対応してい

ただいたそれぞれの議員が、よい悪いは別として、確固たる信念を持っておられることに驚きをいたしました。

議会基本条例が単に時代の流れとして受けとめるのではなく、議会基本条例が求めているものは何か、その先に何があるのか、西予市議会としても十分に研究してみる価値があると思われました。

以上、議会基本条例の視察研修報告とさせていただきます。

平成22年9月7日、議会運営委員会委員長元親孝志。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時47分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時59分)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第83号「西予市木質ペレット製造設備設置事業設計・施工一括型工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第83号「西予市木質ペレット製造設備設置事業設計・施工一括型工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市木質ペレット製造設備設置事業は、平成22年3月に公表した西予市バイオマスタウン構想に基づき、間伐に伴い発生する林地残材や製材端材等を有効利用して、木質ペレットやおが粉を製造するプラントを建設するものであります。

当該製造設備は、最大年間1,500トンの木質ペレットを製造することが可能であり、生産された木質ペレットについては、平成23年4月に完成予定の市庁舎のほか、温泉施設や農業用ハウスのボイラーや空調設備の熱源として供給し、おが粉については、畜産農家への供給を図ることによって林業の活性化や雇用促進、二酸化炭素削減に貢献するなどを目的としております。

当該施設の建設予定地は、城川町下相にある城川林業活性化センターの既存施設を有効活用する予定としており、平成23年3月上旬完成予定としております。

今回の入札は、設計から施工までを一括で発注することとし、資格・実績に加え、すぐれた技術提案を総合的に評価する総合評価一般競争入札を採用しており、西予市木質ペレットプロポーザル審査委員会において審査の結果、株式会社ダイキアクシス代表取締役社長大亀裕氏を落札業者として決定し、工事請負金額1億4,070万円で、8月20日に工事請負仮契約を締結いたしました。本件の契約金額自体は議決要件に達しておりませんが、予定価格が1億5,000万円を超えておりましたので、その取得に当たり議会の議決を求めるものであります。

以上で説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第84号「財産の無償譲渡について(西予市城川無菌培養施設)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第84号「財産の無償譲渡について(西予市城川無菌培養施設)」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、農業振興のための新技術開発及び試験栽培を行うため、西予市城川無菌培養施設を設置しており、当該施設の一部として、平成元年にエビネ苗等順化育苗施設を設置し、エビネ苗の新品種の研究を行い、販売を行ってまいりました。

しかしながら、近年のエビネに対する需要減少に伴い、この施設を野村高校土居分校の実習研究農地として活用してまいりましたが、平成22年3月に土居分校が廃校となったことから、その役目も終えました。その後、施設の利用方法について検討を行ってまいりましたが、有効な活用方法が見出せないことから、施設を廃止し、用地返還に伴う施設の解体費等を考慮した結果、当該施設を土地所有者に対して無償譲渡しようとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第85号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」から議案第88号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

兵頭教育部長。

兵頭教育部長 議案第85号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって閉校いたしました下泊小学校の運動場及び体育館について、当該施設を社会体育施設に転用し、今後も地域コミュニティの拠点として有効な活用を図るため本条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 議案第86号「西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当が父子家庭の父を支給対象とすることから、本条例中の支給対象者の規定から父子家庭を削除するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第87号「西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市城川林業活性化センターは、木工製品の製作所として、株式会社エフシーに委託しておりましたが、不採算施設であることから、平成22年4月から使用を休止しております。市では、当該施設の活用方法について検討したところ、先ほど説明させていただきました木質ペレットを製造するプラント施設として有効利用することとした

ため、西予市城川林業活性センターを廃止することとし、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第88号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

中山間地域総合整備事業で整備を進めておりました多田簡易水道施設が完成し、このたび愛媛県から財産の譲与を受け給水を開始することとなりました。これに伴いまして、多田簡易水道における水道使用料金等を新たに定めるため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

議長 次に、日程第8、議案第89号「市道路線の廃止について」及び議案第90号「市道路線の認定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第89号「市道路線の廃止について」、議案第90号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回2路線の廃止と4路線の認定をお願いするものであります。

東水源地線は、地域内の重要な生活道路のため、廃止の後、農道高山東線及び大早津線を含め、大早津東水源地線として再認定するものであります。

下宇和地区63号線は、地域内の重要な生活道路のため、廃止の後、名水百選に選定されている観音水付近まで路線を延長して再認定するものであります。

垣生39号線は、市道垣生24号線から県道穴井三瓶線に通じる道路のため、認定するものであ

ります。

津布理45号線は、市道津布理25号線から市道安土1号線に通じる生活道路のため、認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、さきの8月6日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

議長 次に、日程第9、議案第91号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第91号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、一括交付金制度について少し触れてみたいと思います。

政府は、去る6月22日に国庫補助負担金の一括交付金化を柱とする地域主権戦略大綱をまとめました。その内容は、各府省縦割り補助金を改め、地方自治体が自由に使える横断型一括交付金を来年度から段階的に導入することや出先機関改革のほか、国が地方の仕事を縛る義務づけ、枠づけの見直し、法令による都道府県が持っている権限の市町村への移譲などが盛り込まれています。

一括交付金の配分額の決め方は、自治体の作成する事業計画と人口、面積といった客観的な指標を勘案して決定し、また具体的な制度設計や対象となる補助金の選定、一括交付金の総額については、予算編成過程で決められることになっております。このような一括交付金は、地域のことは地域で決める地域主権を確立するため、いわゆるひもつき補助金を廃止し、地方が自由に使える交付金とすることを目的としていますが、一方では、どのような政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すか、地域の知恵や創意、地方自治体の責任と判断が求められるものとも言えます。本市においては、そうした趣旨を踏まえ、総合計画や行政改革大綱、行政評価システムとも連

動させながら効率的、効果的に活用していくことが重要であると考えております。

また、新政権において財政運営戦略、中期財政フレームを定め、平成23年度から3年間の予算については、一般会計から国債費などを除く一般歳出と、地方交付税を平成22年度並みの約71兆円を上限とすることが決められるとともに、危機的財政状況を踏まえ、財政再建に向けての施策を推進することが、国内外から強く求められていることなどから、地域主権と引きかえに財政再建を目標とした抜本的行政改革が断行され、三位一体の改革の再来のような一括交付金による補助金改革が行われ、地方自治体もその痛みを背負うことになるのではないかという懸念もあるところであります。

8月末に来年度の概算要求締め切りを迎えましたが、制度設計が進まず、概算要求への一括交付金の反映が見送れることや、先般の参議院議員選挙の結果、衆参両議院での数が異なるねじれ国会の状況、民主党代表選等により国政は不透明感が増し、予断を許さない状況であり、今後活発化する予算編成の作業を注意深く見守っていく必要があると考えています。

それでは、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ3億3,695万円を追加し、歳入歳出予算の総額を264億7,783万9,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、庁舎建設事業に係る経費、総合福祉会運営補助事業に係る経費、がけ崩れ防災対策事業に係る経費、平成21年度決算における繰越金の財政調整基金積立金、そのほか早急に対応すべき課題を中心として計上しております。

その主な内容でございますが、まず総務費につきましては、城川総合支所の空調設備、事務室改修における設計委託に係る経費、庁舎建設事業における電気設備工事の増額、築後20年が経過した宇和保健センターの空調設備見直しによる工事費の増額等に係る経費を計上しております。総額で6,951万7,000円となっております。

次に、民生費では、特別養護老人ホームあけはま荘のスプリンクラー設置整備及び施設の一部改修のための補助金、老人保健特別会計への繰出金、延長保育事業の補助基準の変更に係る経費の

総額、三瓶、二木生、蔵貫保育所における空調設備の整備に係る経費を計上しております。総額で2,170万5,000円となっております。

次に、衛生費では、野村クリーンセンターにおけるダイオキシン除去装置の修繕に係る経費、汚泥処理施設整備においてし尿及び浄化槽汚泥と生ごみの有機性廃棄物を合わせて処理する汚泥再生処理センター、これは燐回収方式であります、それとバイオマスを総合的に利用するメタン発酵システムとの比較検討を行うための導入検討業務委託に係る経費を計上しております。総額で513万4,000円となっております。

次に、労働費では、畜産の里、酪農の里としての拠点づくりを推進するため、株式会社野村町地域振興センターと四国乳業株式会社との共同開発により新たな付加価値の高い乳製特産品、これはチーズ、バターを対象にしております、を開発するための西予市新規特産品開発事業に係る経費を計上しております。総額で162万8,000円となっております。

次に、農林水産業費では、高齢農家、零細農家の安定出荷を図るため、農産物出荷者組合が行う簡易的な小規模園芸施設の整備に対して新たな支援を行うための経費、県営かんがい排水事業で整備した南予用水施設の配水槽修繕に係る経費、あけはまシーサイドサンパークの施設取水井戸の海水混合に伴う水源調査委託に係る経費、市単独林道の補修に係る経費を計上しております。総額で1,678万9,000円の減額となっております。

次に、商工費では、商工業振興を図るため、株式会社伯方塩業明浜工場に対する原塩運送支援補助金、みかめ本館ふる用砂式ろ過器のろ過材交換に係る経費を計上しております。総額で285万6,000円となっております。

次に、土木費では、主要地方道宇和明浜線ほか4路線に係る県営道路事業負担金、道路橋梁維持修繕事業に係る経費、市道蔵貫6号線に係る測量設計委託に係る経費、明浜橋かけかえに係る測量設計委託に係る経費を計上しております。総額で5,776万8,000円となっております。

次に、消防費では、消防団員安全装置・安全装備品整備等助成事業における携帯用投光器整備に係る経費、明浜地区における老朽化に伴う移動系防災行政無線7台の更新に係る経費を計上してお

ります。総額では174万1,000円となっております。

次に、教育費では、学校や通学路における子供の安全確保を図るためのスクールガードリーダーによる学校巡回指導に係る経費、中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校として、野村中学校における相撲を中心とした研究活動に係る経費、三瓶分館改修に係る整備補助金、総合型スポーツクラブ、これは三瓶のスポーツクラブのものでありますが、の補助金を計上しております。総額で4,380万1,000円の減額となっております。

次に、災害復旧費では、7月の梅雨前線豪雨による農地3カ所、農業用施設5カ所、林業用施設6カ所の災害復旧費に係る経費を計上しております。総額で211万5,000円となっております。

次に、諸支出金では、平成21年度決算確定により剰余金が確定しましたので、地方財政法第7条第1項の規定により剰余金の2分の1を下らない額2億3,500万円を財政調整基金に積み立てております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして、歳入予算についてご説明をいたします。

まず、国庫支出金では、地域連携指導実践校事業に係る学校体育振興事業委託金を計上しております。

次に、県支出金では、農地制度円滑化事業における農業委員会交付金補助基準の変更、事業組み替えによる保育対策等促進事業費補助金、西予市新規特産品開発事業に係るふるさと雇用再生事業補助金、がけ崩れ防災対策事業費補助金、学校安全体制整備推進事業補助金を計上しております。

次に、財産収入では、どんぶり館等の株式配当金を計上しております。

次に、繰入金では、明浜町地域ふるさと基金、庁舎建設事業基金、地域振興基金、明浜町地域及び宇和町地域振興基金からの繰入金を計上しております。

次に、繰入金では、平成21年度の繰越額決定により4億1,839万5,000円を計上しております。

次に、市債では、庁舎建設事業、市道蔵貫6号線改良事業、臨時財政対策債に係るものを計上しております。

以上が主な歳入となっております。

次に、継続費補正においては、庁舎建設事業費、本体工事でございますが、おける電気設備工事、給排水衛生設備工事の増額に伴う総額及び年割り額の変更、庁舎建設事業、外構工事のほうであります。おける給排水衛生設備工事の減額に伴う総額及び年割り額の変更、宇和保健センター改修事業及び宇和保健センター改修工事管理委託事業における空調設備工事の増額に伴う総額及び年割り額の変更を行っております。

次に、債務負担行為の補正については、西予CATV株式会社に対する損失補正について、新たな債務負担行為の追加をして、期間を平成22年度以降、事業費借入金償還金期間満了日まで限定額を2億円と設定しております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 宗財政課長。

宗財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

予算書15ページをお開き願います。

2款1項1目給与支給事業139万7,000円でございますが、新庁舎完成後の職員の入退場管理を行うためのICカードの作成のための経費であります。

5目農業集落排水公共施設整備事業414万円でございますが、多田地区及び明間地区農業集落排水施設への保育所、公民館、小学校等公共施設への接続に係る追加費用であります。

同じく城川総合支所改築事業126万円でございますが、城川総合支所の空調設備改修及び本庁支所方式移行に伴う事務室改修における設計委託料であります。

16ページをお開き願います。

6目公開番組事業40万1,000円でございますが、平成23年2月26日に宇和文化会館で収録される予定のNHK全国放送公開番組ラジオ深夜便の集いに係る経費であります。

9目13節システム開発導入委託料167万2,000円でございますが、これは農地法の一部

改正による農家台帳システム対応経費、新庁舎開庁後の職員のタイムカードシステム開発経費であります。

12目15節工事請負費266万7,000円でございますが、CATV整備事業における宇和地区さくら団地への光伝送路施設整備工事費であります。

18目庁舎建設事業5,657万円でございますが、議場音響システム設計見直しによる電気設備工事の増額、当初外構工事に含めていた給排水設備工事を本体の給排水衛生設備工事に組み替えたことによる増額、設計見直しにより築後20年が経過した保健センターの空調設備工事の増額、新庁舎建設に伴う周辺地域への電波障害調査委託及び補償費用を計上しております。

17ページをお開き願います。

2款8項9目19節生き生き集落づくり事業補助金50万円でございますが、限界集落対策として、城川町遊子川地区における集落づくり計画策定に係る補助金であります。

次に、18ページでございますが、3款1項1目19節高齢者福祉施設整備事業補助金1,350万円でございますが、養護老人ホームあけはま荘のデイサービス及び地下ピット部分のスプリンクラー施設整備、デイサービス浴槽の増設及び施設の一部改修に対して西予総合福祉会に補助するものであります。

なお、財源は明浜町地域及び宇和町地域振興基金を充当しております。

20ページをお開き願います。

4款2項2目修繕料354万9,000円でございますが、野村クリーンセンターのダイオキシン除去装置が老朽化したことによる修繕を行うものであります。

3目13節メタン発酵施設整備導入検討業務委託料210万円でございますが、し尿及び浄化槽汚泥と生ごみ等の有機性廃棄物を合わせて処理する汚泥再生処理センター燐回収方式とバイオマスを総合的に利用するメタン発酵システムとの比較検討を行うための導入検討業務委託を行うものであります。

次に、21ページをお開き願います。

5款1項2目13節西予新規特産品開発事業委託料162万8,000円でございますが、畜産の里、酪農の里として拠点づくりを目指し、新たな

付加価値の高い乳製特産品を開発するために株式会社野村町地域振興センターに業務委託を行うものであります。県のふるさと雇用再生事業費補助金を充当しております。

次に、22ページをお開き願います。

6款1項3目19節小規模園芸施設支援モデル事業費補助金100万円ですが、野菜栽培の振興、安定生産を促進し、高齢農家、零細農家の安定出荷を図るため、農産物出荷者組合が出荷・販売を目的として設置する簡易パイプハウスに対して1棟当たり事業費の2分の1以内、5万円を限度に補助を行うものであります。

9目13節水源調査委託料であります。あけはまシーサイドサンパークの既設取水井戸の海水混合に伴う新たな水源の調査を行うための経費を計上しております。

24ページをお開き願います。

7款1項2目19節原塩運送支援補助金215万6,000円ですが、株式会社伯方塩業明浜工場において、原塩輸送内航船の大型化による狩浜漁港への接岸に係る経費の増額に対して、商工業等振興対策事業による補助を行うものであります。

8款1項2目がけ崩れ防災対策事業1,330万円ですが、県単独事業で城川町寺野区及び市単独事業で宇和町稲生多目的集会所における防災対策工事請負費を計上するものであります。

25ページをお開き願います。

1目19節県営道路事業負担金1,006万3,000円ですが、主要地方道宇和明浜線ほか4路線が事業予定となったことによる追加負担金を計上するものであります。

2目13節測量設計監理委託料600万円ですが、当初地域活性化・きめ細かな交付金で宇和信里9号橋の橋梁かけかえ改修を予定しておりましたが、概略設計により工事費が増大することが判明したことにより単独事業への予算組み替えを行うものであります。

5目13節測量設計監理委託料700万円ですが、同じく当初地域活性化・きめ細かな交付金で明間橋の橋梁かけかえ改修を予定しておりましたが、交付金事業費の増大が見込まれることから市単独事業に予算組み替えを行うものであります。

27ページをお開き願います。

4目18節機械器具費89万7,000円ですが、明浜地区における老朽化に伴う移動系防災行政無線7台の更新に係る経費であります。

6目8節報償金37万2,000円ですが、愛媛県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を受けて、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、3名のスクールガードリーダー設置に係る経費であります。

28ページをお開き願います。

2目中学校研究指定校事業46万4,000円ですが、中学校の武道必修化に向けた地域連携指導実践校として、野村中学校において相撲を中心とした研究活動に係る経費を計上しております。

30ページをお開き願います。

10款5項2目19節分館整備補助金240万1,000円ですが、三瓶町第5分館のトイレ改修及び三瓶町第2分館の屋根、外壁改修に係る補助を行うものであります。

31ページをお開き願います。

10款7項1目19節スポーツクラブ補助金であります。スポーツ立市構想に基づき設置を進めております総合型スポーツクラブ三瓶スポーツクラブへの育成補助金であります。

32ページをお開き願います。

1目農地災害復旧事業60万円ですが、7月の梅雨前線豪雨による城川地区3カ所の田畑等の災害復旧に対し補助するものであります。

2目農業用施設災害復旧事業80万3,000円ですが、同豪雨による野村地区1カ所、城川地区2カ所、三瓶地区2カ所の農道、水路等の災害復旧に対し補助するものであります。

3目林業用施設災害復旧事業費71万2,000円ですが、同豪雨による城川地区5カ所、三瓶地区1カ所の林道作業道等の災害復旧に対し補助するものであります。

次に、歳入につきまして説明をいたします。

予算書は戻りまして、11ページをお開き願います。

14款2項2目保育対策等促進事業費県補助金1,031万2,000円ですが、補助基準の変更による増額と地域子育て支援拠点事業費県補助金との事業組み替えを行うものであります。

4目労働諸費県補助金162万7,000円で

ありますが、西予新規特産品開発事業におけるふるさと雇用再生事業費補助金であります。

12ページをお開き願います。

17款2項2目明浜町地域ふるさと基金繰入金50万円ですが、シーサイドサンパークの水源調査委託料へ充当するものであります。

32目地域振興基金繰入金50万円ですが、生き生き集落づくり事業へ充当するものであります。

13ページをお開き願います。

34目明浜町地域及び宇和町地域振興基金繰入金1,350万円ですが、総合福祉会運営補助事業に充当するものであります。

18款1項1目前年度繰越金4億1,839万5,000円ですが、平成21年度の決算が確定したことによる調整額を計上するものであります。

14ページをお開き願います。

8目臨時財政対策債2億7,490万円ですが、本年度の発行可能額の確定により調整額を計上するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程10)

議長 次に、日程第10、議案第92号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第101号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

兵頭教育部長。

兵頭教育部長 議案第92号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度決算による繰越金の計上と平成22年度貸付金の確定、償還金及び寄附金の増額によるものです。

歳出では、新規貸付者数の減少により貸付金を1,260万円減額し、予備費を2,072万8,000円増額するものであります。

歳入につきましては、償還金が当初の計上額を上回ると見込まれますので、180万8,000

円を増額し、平成21年度決算により発生した繰越金を532万円増額するものです。

また、宇和町伊賀上在住の大野洋子氏よりご寄附をいただきましたので、寄附金を100万円増額するものであります。これにより歳入歳出をそれぞれ812万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額は8,758万5,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 議案第93号「平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、本算定による国保税の減額、前年度精算による療養給付費交付金の増額、各種納付金、拠出金等確定による財源の調整、国保税減額に伴う財政調整基金繰入金の増額及び平成21年度決算による繰越金の増額等、また歳出では、決定通知による前期高齢者納付金、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金等の調整を行うものであります。

歳出では、後期高齢者支援金等を112万3,000円増額し、前期高齢者納付金等を6万4,000円、老人保健拠出金を125万9,000円、介護納付金を101万7,000円それぞれ減額をいたしました。

歳入では、国民健康保険税を5,567万6,000円減額し、国庫支出金の療養給付費負担金を15万5,000円、財政調整交付金を7万円、県支出金の財政調整交付金を10万円それぞれ減額し、療養給付費等交付金を184万7,000円、財政調整基金繰入金を5,031万1,000円、繰越金を262万6,000円それぞれ増額をいたしました。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ121万7,000円を減額し、事業勘定予算歳入歳出予算の総額を57億8,030万9,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、前年度決算により繰越

金、一般会計繰入金の調整とこれに伴う基金積立金、繰出金の調整及び各診療所の施設等修繕に係る経費等の計上であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

依津診療所の歳入では、前年度繰越金を7万5,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を6万3,000円増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を6万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,700万5,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を22万円、医師会負担金を2万4,000円、医業費の在宅酸素借り上げ料等を36万8,000円増額をいたしました。歳入では、田之浜診療所会計繰入金を21万3,000円、前年度繰越金を9万7,000円、雑入の検査等収入を30万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億279万9,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を96万8,000円、高山診療所繰出金を21万3,000円それぞれ増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を118万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,672万円といたしました。

次に、惣川診療所の歳出では、文書手数料を1万4,000円、前年度繰越金を3万7,000円それぞれ増額し、一般会計繰入金を5万1,000円減額いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、土居診療所の歳出では、杉之瀬診療所会計繰入金を61万1,000円、遊子川診療所会計繰入金を83万3,000円、前年度繰越金を2万8,000円それぞれ増額し、一般会計繰入金を147万2,000円減額いたしましたので、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

次に、杉之瀬出張診療所の歳出では、一般管理費の土居診療所繰出金を61万1,000円増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を61万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を814万9,000円といたしました。

次に、遊子川出張診療所の歳出では、一般管理費の土居診療所繰出金を83万3,000円増額

いたしました。歳入では、前年度繰越金を83万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を489万5,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の人件費を74万5,000円、臨時雇い賃金を46万4,000円、修繕料を78万8,000円、基金積立金を118万6,000円、予備費を39万9,000円それぞれ増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を390万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,825万2,000円といたしました。

次に、周木診療所の歳出では、基金積立金を168万1,000円、予備費を168万2,000円それぞれ増額いたしました。歳入では、前年度繰越金を336万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4,866万3,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第94号「平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成21年度の老人医療給付費等実績額確定に伴い生じた超過返還金を計上するもので、それに伴い一般会計からの繰入金を計上するものであります。

まず、歳出につきましては、償還金として国庫負担金返還金を168万6,000円、支払基金償還金を254万4,000円増額いたしました。

次に、歳入につきましては、一般会計繰入金を423万1,000円増額し、前年度繰越金を1,000円減額いたしました。これによりまして歳入歳出それぞれ423万円増額し、歳入歳出予算の総額は465万円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第95号「平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金を341万7,000円増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を341万7,000

円増額いたしております。これによりまして歳入歳出予算をそれぞれ341万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億408万4,000円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第96号「平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定による増額とそれに伴い基金積立金及び償還金を増額するものであり、歳入歳出それぞれ4,204万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を48億7,319万円といたしました。

内訳といたしましては、歳出では、前年度精算による基金積立金を2,043万8,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金で、基金積立金と同様に前年度精算による国支払基金、県への返還金を2,160万7,000円増額をいたしました。歳入では、繰越金を4,204万5,000円増額いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時58分）

議長 再開をいたします。（再開 午後0時58分）

藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第97号「平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定による増額とそれに伴う一般会計繰入金を減額するもので、歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うものであります。

内容につきましては、前年度繰越金を283万5,000円増額し、それに伴い一般会計繰入金を283万5,000円減額するものであります。これによりまして歳入歳出予算の総額には、変更はございません。

続きまして、議案第98号「平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定による増額とそれに伴う一般会計繰入金を減額するもので、歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うものであります。

内容につきましては、前年度繰越金を69万4,000円増額し、それに伴い一般会計繰入金を59万4,000円、下水道使用料過年度分を10万円減額するものであります。これによりまして歳入歳出予算の総額には、変更ありません。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第99号「平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の調整を行うもので、歳入歳出にそれぞれ2,465万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,908万2,000円と定めるものであります。

7ページの事項別明細をごらんください。

歳出では、維持管理事業において、施設の経年劣化対応のために事業費210万4,000円、原材料費91万4,000円、各施設の老朽化対策の財源とする基金積立金1,860万9,000円を増額し、また第2項の施設整備事業においては、配水管の布設がえ及び残留塩素測定器取りかえのために工事請負費を240万7,000円、配水管布設がえ工事の測量設計のため委託料62万4,000円を増額いたしております。

6ページの歳入につきましては、給水収入の過年度分10万4,000円、基金繰入金5,000円を減額し、一般会計繰入金26万8,000円、前年度繰越金2,416万円、雑入として県からの工事補償金33万9,000円を増額いたしております。

以上であります。

次に、議案第100号「平成22年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、国道378号線改良工事に伴います三瓶給水区域内での水道管移設工

事に係るものであります。

第2条の資本的収入につきましては、工事負担金として、三瓶給水区域内で愛媛県が実施する国道378号線改良工事に伴います朝立公園送水管移設工事補償金703万3,000円のほか、三瓶上水道で購入しました公用車に対するエコカー補助金12万5,000円を増額予定し、総額を4,281万3,000円といたしております。

また、資本的支出につきましては、送水管移設に係る工事請負費1,009万5,000円を増額予定し、総額を3億6,518万8,000円といたしております。その詳細につきましては、事項別明細をごらんください。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補てんする財源については、第2条本文括弧書きのとおり改めております。

以上であります。

次に、議案第101号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、病院の運営上において緊急に必要が見込まれる経費につき増額を予定するものであります。

まず、第2条の収益的支出につきましては、医薬費用におきまして、消耗備品費、浄化槽清掃手数料など118万3,000円を増額し、収益的支出の総額を30億6,079万2,000円といたしております。

次に、第3条の資本的支出につきましては、宇和・野村病院の医療機器の老朽化に伴い、緊急を要します備品購入費として733万5,000円、宇和病院の元金償還金41万円を増額予定し、資本的支出の総額を2億8,424万円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補てんする財源については、第3条本文括弧書きのとおり改めております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程11)

議長 次に、日程第11、認定第1号「平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲会計管理者。

上甲会計管理者 それでは、平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきますが、何分にも膨大な決算額であり、大量のページ数になっておりますので、大まかな説明になりますことをお許しいただきたいと思っております。

お手元に地方自治法に基づきます平成21年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただきますいておりますが、主にこれについて説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページからになります。

平成21年度は合併から6年目を迎え、歳出改革を軌道に乗せた上で、極めて重要な年度であり、効率的で接続可能な財政構造を構築することを基本に踏まえた上で、特に生活防衛のための緊急対策を掲げ、1、厳しい財政状況に対応するための改革へ踏み込んでいく、2、西予市総合計画を着実に推進する、3、地域経済状況、雇用状況に迅速、的確に対応するの3つの基本的な考えのもとで市政運営に取り組みました。

国、地方の財政状況においても、不況に伴う税収減や緊急で大規模な経済対策などにより、平成21年度末の国、地方を合わせた長期債務残高は825兆円に及ぶことが見込まれ、主要先進国中最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況であり、大きな負担を将来世代に先送りするといった異常な状態が続いております。

一方、本市の財政状況に目を向けると、歳入においては、平成16年度から18年度にかけて国の三位一体の改革が進められ、地方交付税や国、県の負担金、補助金の減少や主産業である農林水産業の長期低迷による市税の伸び悩みなどの影響により、必要な一般財源の確保が困難な状況が続き、歳出においては、総合計画に伴う普通建設事業費や少子・高齢化社会への対応など、新たな行政経費の増大により、依然として厳しい財政運営を迫られております。

平成21年度においても、国、地方の財政状況や行財政改革の方針及び合併後のまちづくりの基本方針として、平成17年度に作成した西予市総合計画や西予市行政改革大綱、集中改革プランな

どの趣旨に基づき、総合計画で示した将来像「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」を行財政運営の基本指針として、すべての市民が西予市の未来に夢を抱き、自然と共生する美しく快適、安全な暮らしを確保するため、退職予定者の2分の1以内の新規再生、早期退職者制度などの継続による人件費の削減、行政評価システムによる施設管理費や普通建設事業費の削減など、事務事業全般にわたり徹底した歳出の見直しと各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、施策枠予算に限られた財源を必要な事業に重点的、効率的に配分し、財政健全化に取り組み、着実にまちづくりを推進してきたところです。

また、財政改革の一環として、平成19年6月に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の公表や財政健全化計画の策定が義務づけられることになりました。地方公共団体は、この指標が財政運営の重要な基準となり、情報公開や特別会計、企業会計、第三セクターなどを含めた会計全体としての財政健全化への取り組みが重要になっており、一般会計に準じて事務事業評価を取り入れた事業運営方法、事務事業の内容や計画の抜本的見直しなどにより財政規律を強化していく必要があります。

本成果報告書作成に当たっては、西予市総合計画の中の基本計画をもとに行政評価システムと連動させ、総合計画に示す施策、基本事業ごとにその主なものを抜粋して取りまとめております。

この基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に定めたもので、計画期間は基本構想と同じく10年間とし、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう必要に応じて見直しを図ることとしております。

それでは、平成21年度一般会計の決算状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況についても説明し、主要な施策の成果につきまして、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と収支決算についてご説明を申し上げます。

資料は24ページになります。

平成21年度の一般会計の決算規模は、歳入決

算額290億8,261万9,000円、歳出決算額284億4,889万2,000円、歳入歳出差し引き額は6億3,372万7,000円となり、繰越財源1億6,533万1,000円を除くと実質収支は4億6,839万6,000円となります。

前年度の決算規模と比較すると、歳入で52億1,253万1,000円、21.8%の増、歳出では53億2,820万6,000円、23.0%の増となっております。

次に、歳入決算の概要について説明をいたします。

平成21年度の決算額は290億8,261万9,000円で、前年度の238億7,008万8,000円と比較し、52億1,253万1,000円、21.8%の増となっております。

その主な要因としては、国の緊急的な経済対策などによる国庫支出金、地方交付税、地方債の増によるものでございます。

また、市税は景気後退低迷により1億1,943万7,000円減の31億3,153万6,000円となる一方、地方交付税は地域雇用創出推進費の創設などにより4億4,880万1,000円の増となりました。

歳入のうち市税等の自主財源は20.0%で、残り80.0%は地方交付税や地方債、国庫支出金などに依存し、財政基盤が脆弱な本市においては、今後も国の歳入歳入一体改革や国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定され、また合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮すると予算規模は減少せざるを得ない状況でございます。

次に、自主財源と依存財源について説明を申し上げます。

資料は26ページになります。

自主財源は58億2,011万8,000円と歳入全体の20.0%、うち市税は約31億3,553万6,000円、10.8%、依存財源が232億6,250万1,000円で80.0%、うち地方交付税が42.2%、地方債が14.6%を占めております。長引く景気低迷及び景気後退などの影響により税収が減少傾向にあり、自主財源は伸び悩み、収入の4割以上は地方交付税に依存しており、脆弱な財政基盤の状態が

続いております。

次に、地方交付税の状況について説明を申し上げます。

普通交付税額につきましては、前年度と比較して全国総額ベースで2.7%の増、全国市町村平均で5.1%の増、愛媛県内市町平均で6.8%増という状況の中で、本市においては、地域雇用創出推進費2億9,767万2,000円の創設などによって基準財政需要額がふえ、交付額は対前年度3億9,643万9,000円、3.7%増の110億6,266万4,000円となりました。

特別交付税につきましては、全国総額ベースで2.7%の増、全国市町村平均で2.5%の増、愛媛県内市町平均では3.3%増となりましたが、本市においては、公立病院における医療提供体制の確保、新型インフルエンザ予防接種、限界集落対策、災害対策などの特別な財政需要の算定により昨年度に比べ5,236万2,000円、4.6%の増額になり、11億9,947万円を確保することができました。

また、臨時財政対策債は10億3,740万円で、前年度と比較し3億6,900万円、55.2%増となり、これを含めた交付税総額は、昨年度に比べ8億1,780万1,000円の増となりました。今後一連の経済対策などの影響により一時的に交付税の増額が見込まれるものの、その後については、国の歳出歳入一体改革を基本として交付税改革がさらに進められ、交付額の削減が予想されること、合併による算定がえ、旧5町が存在したものととして算定した場合と新市1本で算定した場合との差が約20億円あり、その額が合併の12年後平成27年度から5年間で段階的に減額になることなどにより極めて厳しい財政状況となることが懸念されます。

次に、財政力指数の状況について説明を申し上げます。

資料は27ページになります。

平成21年度財政力指数は0.274で、昨年度より0.008ポイント低下しております。平成20年度の全国市平均は0.70、平成20年度の県市平均は0.56であり、本市の財政力は極めて脆弱な状況にあります。この指数は、交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均数

値を示すもので、この数値が1.0に近くなるほど財政力が強く、財源に余裕があり、1.0を超えると普通交付税不交付団体になります。将来的にこの指数がわずかながら上昇することが予想されますが、基準財政収入額の変化が少ないものの、人口の減少など需要額全体が縮減傾向にあるため、結果として指数が大きくなることによるものでございます。

次に、市債の状況について説明を申し上げます。

資料は28ページからになります。

市債の発行においては、不足財源の補てんとし、健全財政を維持できる範囲内で、財政上有利な起債を必要最小限借り入れることとしていますが、平成21年度の決算額は42億1,340万円で、普通建設事業がふえたことにより前年度の決算額22億7,760万円と比較して19億3,580万円、85.0%の増となり、地方債残高は333億6,326万2,000円となり、昨年度より8億4,450万7,000円増加となりました。

次に、歳出決算の概要について説明をいたします。

資料は29ページになります。

平成21年度の決算額は284億4,889万2,000円で、前年度の231億2,068万6,000円と比較し53億2,820万6,000円、23.0%の増となっております。

その主な要因は、庁舎建設事業、CATV整備事業、宇和中学校体育館改築事業、地域雇用創出推進事業を実施したこと、また国の緊急的な経済対策などによる地域の活性化や雇用維持、創出、中小企業の受注に配慮した事業などきめ細かなインフラ整備を実施したことによるものであります。

性質別決算額では、人件費が48億4,197万7,000円、17.0%、公債費が39億1,040万1,000円、13.7%、普通建設事業費が67億9,491万7,000円、23.9%、物件費が32億6,203万4,000円、11.5%で、これらの合計が歳出の66.1%を占めております。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は109億8,388万8,000円、38.6%となっております。昨年度と比較し、災害復旧費が公共土木施

設災害の増により2,224万2,000円、57.4%の増、普通建設事業費が国の緊急的な経済対策などの事業の増により34億5,421万8,000円、103.4%の増、補助費など定額給付事業、市立病院の繰出金の増などにより9億1,748万5,000円、51.9%の増となっております。

積立金は学校施設整備基金などの積み立てにより3億5,153万3,000円、26.4%増となっております。

目的別に見ますと、民生費が57億8,960万1,000円、20.3%、公債費が39億1,010万1,000円、13.7%、農林水産業費が30億1,277万6,000円、10.6%、総務費52億2,403万7,000円、18.4%で、これらの合計が歳出の6割以上を占めております。特に総務費については、庁舎建設事業、CATV整備事業、定額給付金給付事業の実施により前年度と比較し28億4,871万2,000円、119.9%の増となっております。

次に、公債費比率と実質公債費比率の状況について説明をいたします。

資料は31ページになります。

平成21年度公債費比率は9.6%で、対前年度1.1%の減、実質公債費比率は13.1%で、同0.7%減となっております。これは合併後に借り入れた過疎対策事業債、合併特例債、辺地対策事業債などの償還が本格的に始まり公債費が増加しましたが、普通交付税の増による経常一般会計が増額となったことが主な要因となっております。今後庁舎建設事業、CATV整備事業などの大型建設事業を実施したことにより上記の比率は高水準で推移することが懸念されます。

また、実質公債費比率においては、特別会計を含む公営企業会計の公債費への一般会計繰出金や一部事務組合の公債費への負担金なども算入されるため、すべての会計の建設事業の見直し、削減による市債の慎重な発行や適切な管理により比率の上昇を抑制し、計画的かつ節度ある財政運営が重要となっております。

次に、健全化判断比率の状況について説明をいたします。

資料は32ページでございます。

地方公共団体の財政が厳しさを増す中で、自立

した財政運営を行うために財政規模の確立が求められ、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、これまでの地方公共団体の財政再建制度が約50年ぶりに抜本的に見直され、財政資本の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として生まれ変わりました。その中で4つの健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の公表については平成20年4月、平成19年度決算から、財政健全化計画の策定などについては平成21年4月、平成20年度決算から義務づけられました。健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならず、さらに財政再生基準を上回ると、財政再生計画、旧制度での財政再建計画に当たる、の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、財政運営が計画的に適合しないと認められた場合においては、予算の変更などの勧告が行われ、国の管理下において厳しい財政運営を強いられることとなります。

本市の平成21年度決算における各比率は、前年度同様いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。

しかしながら、今後実質公債費比率については、一般会計における公債費の増加とともに、特別会計への繰出金のうち、元利償還の財源に充てたと認められる額の増大などにより上昇し、将来負担比率についても、特別会計などへの地方債の元金償還に充てる一般会計などからの繰り出し見込み額や充当可能基金の減少などにより大幅に上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められます。

次に、主要な施策の成果について、その総括と主要な施策単位ごとに概略を申し上げます。

資料は2ページからになります。

平成20年9月のリーマン・ショック以降の景気後退、雇用情勢の悪化、農林水産業の長引く低迷などにより市税収入は減少したものの、国の緊急的な経済対策による国庫支出金などの増額と平成20年12月に策定された生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税が1兆円増額となり、地域雇用創出推進費として、地域の知恵を生

かした事業を推進し、地域の雇用を創出するため、雇用情勢や経済、財政状況の厳しい地域に重点的に配分されたことによって増額となり、歳入総額は対前年度と比較して増加をいたしました。

一方、歳出においては、予算編成では、行政評価システムを導入して人件費、経常経費の削減や普通建設事業費の削減など事務事業全般にわたり徹底した歳出の見直し、各種施策の優先順位についての厳しい選択と必要事業への重点的、効率的な配分を行いました。平成20年度において、金融・経済危機による急激な景気後退を受けての緊急対策として、地方公共団体支援対策として、地域活性化に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるための地域活性化・生活対策臨時交付金や定額給付金が交付され、地域の活性化や雇用維持・創出、中小企業の受注に配慮した事業を繰越事業として実施いたしました。

また、平成21年度第1次補正予算により地方公共団体が経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）と歩調を合わせて地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細かな事業を積極的に実施できるよう地域活性化・経済危機対策臨時交付金が交付されたことにより、歳出は対前年度と比較して大幅に増加をいたしました。

なお、平成21年9月の自民党から民主党への政権交代により、平成21年度第1次補正予算の執行の見直しで、一部執行が停止されましたが、経済危機対策における公共事業などの追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて、地域における公共投資を円滑にすることができるよう補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担金などに応じて配分する地域活性化・公共投資臨時交付金が交付され、さらに、平成21年度第2次補正予算で、明日の安心と成長のための緊急経済対策、平成21年12月8日閣議決定において、電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備などを実施することとされたことを踏まえ、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が交付されましたが、予算成立時期がその多くは繰越事業として平成22年度において執行することになりました。

本年度の主な事業として、平成23年4月を目指す庁舎建設事業においては、7月に中央公民館の解体工事に着手し、9月に実施設計が完了し、11月から本体工事に着手をいたしました。

また、2011年7月で終了するアナログテレビ放送からデジタル化への対応及び通信格差の解消を図るためのCATV整備事業においては、平成20年度に整備した宇和町と野村町（惣川、大野ヶ原地区は除く）の残りの地区、明浜町全域、三瓶町の中心部の伝送路敷設工事及び明浜サブセンター施設整備工事に着手し事業推進を図りました。

教育施設の整備では、昨年度から取り組んでいる宇和中学校体育館の改築、小・中学校などの耐震診断などにより安全で豊かな教育環境づくりに努めました。

さらに、現下の厳しい地域経済、雇用失業情勢にかんがみ、地方公共団体が雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施することができるよう、地方交付税算定の中に地域雇用創出推進費が創設されたことに対応し、地域経済の活性化や雇用の維持・創出に努めるための地域雇用創出推進事業を実施いたしました。

しかしながら、これら一連の景気対策は、緊急避難的、一時的な措置にとらえられており、その負担は将来のさらなる財政悪化につながることから、国の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006で示された2011年度までの歳入歳入一体改革が引き続き進められることが見込まれます。今後社会保障費、公債費、繰出金などが増加するとともに、合併に伴う財政的支援措置が徐々になくなり、厳しい財政運営となることが想定されますが、限られた財源を有効に活用するため行財政のスリム化と効率化に積極的に取り組み、健全財政に努め、継続可能な財政基盤を確立することが急務となっております。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書13ページから20ページに記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして、施策の成果報告に基づき各担当部課長が説明を行いますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程12)

議長 次に、日程第12、認定第2号「平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲会計管理者。

上甲会計管理者 それでは、平成21年度西予市特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

公営企業を除く特別会計全体の歳入決算額は133億7,548万8,000円、歳出決算額が132億3,472万円、歳入歳出差し引き額は1億4,076万8,000円となり、繰越財源493万3,000円を差し引いた実質収支は1億3,583万5,000円の黒字決算となっております。

それでは、会計別にご説明をさせていただきます。

まず、認定第2号「平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は290ページからになります。

授産場特別会計は、歳入歳出総額ともに1,779万円で、前年度と比較いたしましてそれぞれ21万5,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに0円であります。

なお、手袋加工賃などの事業収入については620万7,000円で、前年度と比較いたしまして38万8,000円の増、6.7%の増収となりました。

次に、認定第3号「平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は293ページからになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入歳出総額ともに1,569万5,000円であり、前年度と比較いたしまして197万7,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに0円でございます。

次に、認定第4号「平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定につい

て」ご説明を申し上げます。

資料は295ページからになります。

育英会奨学資金貸付特別会計は、歳入総額7,651万4,000円、前年度と比較いたしまして1,002万9,000円、15%の増、歳出総額4,119万4,000円で、前年度と比較いたしまして474万1,000円、10.3%の減となり、形式収支、実質収支ともに3,532万円を計上しております。

なお、21年度貸付者は、継続74名、新規38名で、貸付総額は4,101万円、償還者は323名で、償還総額は5,596万4,000円となりました。

続きまして、認定第5号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は297ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が57億4,289万6,000円、歳出総額は57億4,026万9,000円となり、形式収支、実質収支ともに262万7,000円となっておりますが、22年度以降、前期高齢者交付金などの精算が開始されるため、厳しい財政状況になると予想されます。今後も健全な財政運営のための保険税収入の確保対策や西予市健康づくり計画2014の実践により医療費の適正化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定について診療所別にご説明を申し上げます。

資料は303ページからになりますが、305ページをお開きください。

俵津診療所勘定では、歳入総額6,615万3,000円、歳出総額6,607万7,000円となり、形式収支、実質収支ともに7万6,000円となっております。

狩江診療所勘定では、歳入総額が6,518万3,000円、歳出総額が6,511万9,000円となり、形式収支、実質収支ともに6万4,000円となっております。

高山診療所施設勘定では、歳入総額9,685万2,000円、歳出総額9,675万4,000円となり、形式収支、実質収支ともに9万8,000円となっております。

田之浜診療所施設勘定では、歳入総額1,690万3,000円、歳出総額1,572万1,0

00円となり、形式収支、実質収支ともに118万2,000円となっております。

惣川診療所施設勘定では、歳入総額が1,244万円、歳出総額1,240万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに3万8,000円となっております。

土居診療所施設勘定では、歳入総額1億2,958万8,000円、歳出総額1億2,955万9,000円となり、形式収支、実質収支ともに2万9,000円となっております。

杉之瀬出張診療所施設勘定では、歳入総額が773万円、歳出総額が711万8,000円となり、形式収支、実質収支ともに61万2,000円となっております。

遊子川出張診療所施設勘定では、歳入総額492万9,000円、歳出総額409万5,000円となり、形式収支、実質収支ともに83万4,000円となっております。

二及診療所施設勘定では、歳入総額が7,994万4,000円、歳出総額が7,604万1,000円となり、形式収支、実質収支ともに390万3,000円となっております。

周末診療所施設勘定では、歳入総額が4,835万7,000円、歳出総額4,499万3,000円となり、形式収支、実質収支ともに336万4,000円となっております。

10の診療所を合計いたしまして、歳入合計が5億2,807万9,000円、歳出総額5億1,787万9,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに1,020万円となっておりますが、歳入総額から一般会計繰入金、前年度繰越金を除きますと1億100万8,000円の赤字となっております。今後も一般会計繰入金の削減を図るため、診療所再編の検討や医薬材料などの一括購入による経費削減に努め、地域になくてはならない診療所づくりに努めてまいります。

次に、認定第6号「平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は316ページからになります。

歳入歳出総額ともに2,399万5,000円、前年度と比較いたしましてそれぞれ5億6,310万9,000円、95.9%の減となり、形式収支、実質収支ともに0円であります。

これは、平成20年4月から老人保健にかわり

後期高齢者医療制度が始まったことにより、平成20年3月診療分までの月おくれ、過誤、再請求などの実績に伴うものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金が0円、市の負担分である繰入金374万2,000円の減で1,886万4,000円、前年度繰越金が2,000円、その他の収入が512万9,000円となりました。

なお、その他の収入の内容につきましては、主に交通事故などの損害賠償請求により第三者納付金などとなっております。

歳出につきましては、その他の支出が2,357万6,000円となり、歳出全体の98.3%を占め、歳出のほとんどが医療費実績の確定に伴う支払基金償還金、国庫補助金の返還金になります。

それ以外には、総務費が36万1,000円、医療諸費の支出が5万8,000円となりました。

次に、認定第7号「平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は319ページからになります。

歳入総額5億5,930万2,000円で、前年度と比較いたしまして1,458万8,000円、2.7%の増、歳出総額が5億5,588万4,000円で、前年度と比較して2,491万4,000円、4.7%の増となりまして、形式収支、実質収支ともに341万8,000円の黒字額を計上しております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億83万7,000円、繰入金2億3,303万5,000円、うち1億7,886万4,000円は保険料軽減措置に伴う保険基盤安定分で、5,417万1,000円が事務費と愛媛県後期高齢者医療広域連合の共通経費分です。

諸収入の1,168万6,000円は、後期高齢者医療保険審査の受託収入が主なものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金4億9,679万8,000円となり、歳出全体の89.4%を占め、歳出のほとんどが前年度繰越金の確定に伴う保険料、保険基盤安定分、広域連合の共通経費となっております。

その他総務費4,702万2,000円、保険事業費1,206万1,000円となっております。

次に、認定第8号「平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は321ページからになります。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が46億5,425万4,000円で、前年度と比較いたしまして1億4,176万6,000円の増、歳出総額は46億1,220万8,000円で、前年度と比較いたしまして1億3,649万6,000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに4,204万6,000円を計上しております。今後も被保険者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、介護保険の健全かつ安定した運営を図ってまいります。

次に、認定第9号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は330ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は6億7,787万円で、前年度と比較いたしまして2億1,208万8,000円、23.8%の減、歳出総額が6億6,903万5,000円で、前年度と比較して2億1,176万5,000円、24.0%の減となり、形式収支、実質収支ともに883万5,000円を計上いたしております。本事業につきましては、現在市内9地区が全面供用開始をしており、総排水区域面積393ヘクタール、総排水人口が6,190人、年間総処理水55万3,616立方メートルの規模で汚水処理を行っております。

平成21年度における施工内容は、多田地区においては、管路施設整備67.6メートル、真空ステーション1カ所、明間地区においては、管路延長1,348.5メートル、中継ポンプ7基、終末処理施設建築の工事をそれぞれ実施しております。今後の予定といたしましては、平成23年度に明間処理区において全面供用開始を目標に施設整備を進めてまいります。

次に、認定第10号「平成21年度西予市公共

下水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は337ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額が8億1,090万9,000円で、前年度と比較いたしまして2億888万3,000円、20.5%の減、歳出総額8億230万5,000円で、前年度と比較して2億400万5,000円、20.3%の減となり、形式収支は860万4,000円の黒字となり、実質収支においても384万4,000円の黒字額を計上いたしております。

事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用開始をしており、順次拡張区域の整備を鋭意進めているところでございます。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く平成21年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきました。大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして、各担当部課長が説明を行いますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 認定第11号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

ただいまごらんになっていただいております資料の325ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が2億6,818万4,000円で、主な収入といたしましては、給水収入1億1,655万8,000円、分担金及び負担金1,764万3,000円、繰入金8,045万1,000円のほか、市債借入金3,160万円などがございます。

歳出総額は2億3,846万6,000円で、主な支出といたしましては、総務管理費で、施設の維持管理に係る経費が主であります。そのほか中山間事業の負担金1,582万1,000円、施設整備事業費の工事請負費4,414万7,000円、公債費の元金償還金4,296万7,000円、利子償還金1,882万7,000円などであり、形式収支は2,971万8,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源17万3,000円を差し引いた実質収支においても2,954万5,000円の黒字額を計上い

たしております。

以上であります。

次に、認定第12号「平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

これからは公営企業会計の決算書、別冊になっておりますが、よろしく願います。

まず、公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、平成21年度の西予市上水道事業の連結決算における概要を報告いたします。

営業収益につきましては、少子・高齢化に伴います人口の自然減少によりまして給水量、給水収益は年々減少する傾向にあります。

また、野村及び三瓶上水道におきまして、平成21年10月分から毎月検針から2カ月に1回の隔月検針へ移行したことに伴いまして調定月が1カ月先送りとなり、11カ月分の給水収益であったことが減収の要因となっております。

さらに、生活環境が節水型へ移行しているということも使用料の減少に影響し、減収の一因と推測しております。

経常利益につきましては、給水収益は減少しましたが、営業外収益及び費用におきまして、民間による住宅事業が展開され、新規水道加入金が増収となり、また平成20年度に企業債の補償金免除を繰上償還を実施し、低利率に借りかえたことによりまして、支払い利息が減少したこと等により、前年度比4.5%増の増益となっております。

次に、イの業務量であります。給水人口は前年度から274人減の3万262人、有収水量は前年度比4.8%減の約318万7,000立米となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明をいたします。

4ページの決算書をごらんいただきたいと思えます。

収入の水道事業収益は6億69万6,882円、一方、支出の水道事業費用は5億4,809万7,539円となり、前年度と比較しまして、収益は2.9%の減、費用は3.9%の減となっております。

なお、これらは消費税込みの金額であります。

これらを8ページの損益計算書で見えます

と、1の営業収益は5億4,872万2,918円、このうち給水収益は前年度比4.1%減の5億4,099万9,700円となっております。

それに対します2の営業費用は4億8,582万1,707円であり、前年度比0.1%の減少となりました。

支出の主な内容としましては、人件費、材料費、修繕費、動力費等でございますが、約6,500万円を南予水道企業団への受水費として支出しております。これにより差し引きの営業利益は6,290万1,211円となりました。

次に、3の営業外収益は、水道加入金など2,494万9,606円で、うち119万9,269円が一般会計からの補助金であります。

また、4の営業外費用は4,165万9,518円は、企業債の支払い利息として支出しております。

以上によりまして、経常利益は前年度比5.0%増の4,619万1,299円、当年度純利益は前年度比4.5%増の4,530万7,217円となり、また当年度末の未処分の利益剰余金が4億5,081万4,788円となっております。

なお、積立金等と合わせました利益剰余金合計は約8億円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

6ページにお返りをいただきたいと思えます。

資本的収入につきましては、税込み収入総額3,417万9,968円となっております。その主なものは、工事負担金1,183万3,500円、一般会計繰入金2,234万6,468円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額2億5,254万623円で、建設改良費として1億5,940万8,300円を支出しております。この建設改良の主なものは、田之浜中田地区配水管新設工事、久枝2区の配水管布設がえ工事、野村第1浄水場改良工事、垣生国道378号拡幅に伴う配水管布設がえ工事等であります。

また、企業債償還元金として9,313万2,323円を支出しています。資本的収入額が資本的支出に不足する額2億1,836万655円は、過年度及び当年度の損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金等により補てんをいたし

ました。

なお、37ページからは各水道事業ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照願います。

また、上水道事業におきましては、水道料金等の平準化が喫緊の課題でありまして、暮らしに大切な命の水を安定的に供給できる事業経営の統合に向けまして、サービスの向上とともに企業としての健全経営になお一層努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

続きまして、認定第13号「平成21年度西予市病院事業会計決算認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく94ページをお願いいたします。

まず、病院事業の概況を報告いたします。

平成21年度におきましては、国の財政措置が見直されたり、公営企業法の基準原則を堅持することにより経営の健全化が促されまして、費用等の節減にも努めた結果、宇和・野村両病院とも経常収益を計上することができ、公立病院では数少ない黒字決算となりました。

宇和病院におきましては、4月から内科医1名が増員となったことから、入院においては、延べ患者数、収益とも増加となっております。医業収益は、対前年度比6,222万1,000円の増収となり、10対1の入院基本料の堅持、経費削減に努めた結果、経常利益は200万7,000円となりました。

次に、野村病院においても実質的な医師数が1名増となっており、医業収益は対前年度比4,666万8,000円の増収、経常利益は1億834万円となりました。

また、野村病院におきましては、平成21年5月から地域医療学講座として、愛媛大学医学部学生による実地研修が始まり、68名の学生が野村病院での研修を行いました。

イの業務量ですが、宇和病院では、年間延べ入院患者数3万3,294人、外来延べ患者数3万5,299人、野村病院では、年間延べ入院患者数3万6,391人、外来延べ患者数6万7,850人となっております。

次に、決算額について報告をいたします。

82ページ、83ページへお返りをいただきます。

この表は、宇和病院と野村病院の連結決算による報告で、消費税を含む額でございます。

まず、1の収益的収入及び支出につき、収入の病院事業収益の決算額は28億7,731万9,854円となり、前年度と比較して6.1%増収となりました。

一方、支出では、病院事業費用が27億6,717万4,428円となり、前年度対比で1.3%の増額となっております。

次のページに移りまして、2の資本的収入及び支出であります。収入の資本的収入は8,133万1,676円で、そのうち6,153万1,676円が建設改良に伴う一般会計出資金であります。

支出でございますが、第1項の建設改良費につきましては、老朽化した医療機器の更新や電子化の推進に努め、宇和病院では、超音波画像診断装置、個人用透析装置など、野村病院では、医療画像管理システム、入院注射3点実施システムなどの購入を行いました。

第2項は、建物、医療機器等の企業債償還金であります。建設改良費及び企業債償還金と合わせた決算額は1億9,924万6,143円となりました。これによりまして資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,791万4,467円につきましては、過年度及び当年度の損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

そのほか86ページには損益計算書を初め貸借対照表、さらには、113ページから宇和・野村病院ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照をお願いします。

続きまして、認定第14号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

同じく企業会計決算書144ページをお開きください。

まず、1の収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

収入の施設事業収益の決算額は4億1,593万8,011円となり、前年度と比較して7%、約2,920万円の増収となり、一方支出の施設事業費用の決算額は4億2,363万9,154円で、前年度と比較して6.2%、約2,450万円の増となりました。

次のページ、2の資本的収入及び支出であります。資本的収入は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で1,290万6,348円となり、

資本的支出につきましては、企業債償還元金のほかリースコール、電話設備改修工事等で、決算額は4,598万2,008円となりました。支出に対する不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

それでは、148ページの損益計算書でご説明をいたします。

1の施設運営事業収益は、介護給付費が主でありまして4億71万2,248円、それに対します2の施設運営事業費用では、その主なものは給与費で、全体の78%を占めています。特に対前年度比増額となったものは、臨時職賃金や退職手当組合負担金等であります。総額で4億253万353円となり、差し引き営業損失は181万8,105円となりました。

また、3の施設運営事業外収益は、市からの繰入金など1,483万163円で、4の施設運営事業外費用は、企業債償還利息及び雑支出など2,141万8,046円となり、経常損失及び当年度純損失が840万5,983円となりました。

なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は4,204万6,735円となります。これに伴います事業の概要、そのほか153ページからの貸借対照表、そのほか事業報告書を参照願います。

以上、4認定案件、よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時14分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時30分)

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

正司監査委員 決算審査意見についてご報告いたします。

市長から、平成22年7月7日付で地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成21年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに平成22年6月16日付で地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成21年度西

予市企業会計の決算について慎重に審査し、監査委員は去る8月30日に三好市長に対し、一般会計決算、特別会計決算及び基金運用状況並びに西予市企業会計決算の審査結果について意見書を提出したところでございます。

以下、その結果につきましてご報告いたします。

お手元の平成21年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の表紙をめくっていただきますと、平成22年8月30日付、西予監発第56号。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員正司哲浩、同嶋川武文。

平成21年度西予市一般会計及び特別会計決算審査並びに基金運用状況審査意見の提出について。

地方自治法第233条第2項及び241条第5項の規定により審査に付された平成21年度西予市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定められた書類並びに平成21年度西予市基金運用状況について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

次に、1ページをお開きください。

平成21年度西予市各会計決算審査意見。

第1、審査の対象。平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算及び平成21年度西予市授産場特別会計外9特別会計歳入歳出決算であります。

第2、審査の期間。平成22年7月13日から平成22年8月10日までの間実施をいたしました。

第3、審査方法。審査に当たっては、市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類を照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否及び遺漏がないかについて審査をいたしました。

第4、審査の結果。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行いました。その結果、適正に執行されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以下に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。詳細の説明は省略さ

させていただきます。

次に、35ページをお開きください。

決算審査の概要です。

決算の審査結果は、一般会計の歳入決算額29億8,261万9,000円に対して歳出決算額は284億4,889万2,000円で、5町が合併して毎年減少していた決算額は、地方特例交付金や地方交付税の増及び国県支出金の大幅増により、ともに当年度は増加に転じています。特別会計合計では、歳入決算額133億7,548万9,000円に対し歳出決算額は132億3,472万円となっており、前年度に比べ歳入で14億9,530万2,000円、歳出で13億9,398万3,000円、それぞれ減少しております。

決算に係る審査の結果につきましては、それぞれ予算の目的に沿って適正に執行されていると認められました。

なお、今後の対応や検討課題の概要について申し上げますと、3ページの財政指標等状況でも明らかのように、普通会計における公債費負担比率は18.9%、経常収支比率は89.7%で年々改善はされているものの、ともに高比率で推移しており、予算編成に当たっては、慎重に対処すべきであると考えます。

2、農林水産業費、土木費等については、翌年度繰越額が大幅に増加しております。事業予算の執行並びに進捗状況の管理については、今後十分に注意し、適切に対応していただくよう要望いたします。

3、国民健康保険特別会計診療施設につきましては、西予市全体の医療体制を考える中で、診療所のあり方について、地域の実情も踏まえ、総合的に検討していただきたいと考えます。

4、例年発生している収入未済額、滞納金等につきましては、関係職員の努力により減少傾向にありますが、一般会計及び特別会計を合わせるとおよそ4億円に達しており、依然として高額で推移しております。公平確保の観点から、悪質滞納者には法的措置を講ずるなど、未収金対策と収納率向上に引き続き積極的に取り組むべきと考えます。

5、財産に関する調書について、有価証券、出資金及び出捐金については、前年度の株券の指摘事項を踏まえて改善されており、適正に管理され

ております。今後ともその取り扱い及び管理には十分注意して対処いただきたいと思います。

基金につきましては、安全性を重視した適正な管理運用がなされております。一昨年の決算分から地方財政健全化法に基づく健全化比率の公表が始まっており、また自治体の会計に民間企業の手法を取り入れた地方公会計改革をも進んでおります。これらの制度は、財務報告の信頼性の向上と財政状態を正確に把握するためには不可欠なものであり、当市においても、今後その内容の精度を高めていく必要があります。景気低迷が続く昨今、西予市を取り巻く環境も厳しいことから、常に危機意識を持ち、最少経費で最大効果が得られるよう、効率的で健全な行財政運営に一層努めていただきたいと考えます。

以上、一般会計、特別会計財産に関する調書、基金運用状況の審査結果報告とさせていただきます。

次に、お手元の平成21年度西予市公営企業会計決算審査意見書の表紙をお開きください。

平成22年8月30日付、西予監発第57号。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員正司哲浩、同嶋川武文。

平成21年度西予市公営企業会計決算審査意見の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成21年度公営企業会計、西予市上水道事業会計、西予市病院事業会計、西予市野村介護老人保健施設事業会計の決算及び関係資料を審査した結果について次のとおり意見を提出する。

1ページをお開きください。

平成21年度西予市公営企業会計決算審査意見。

1、審査の対象。平成21年度西予市上水道企業会計決算、平成21年度西予市病院事業会計決算、平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の3会計であります。

2、審査の期間。平成22年6月22日から平成22年7月21日までの間実施いたしました。

3、審査の方法。審査に当たっては、3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令の規定に従って作成されているか。また、これらのケース、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかにつ

いて関係諸帳簿により確認いたしました。

あわせて、当該事業が公共の福祉を増進し、経済性を発揮して合理的に運営されているかについても必要に応じ関係職員から事情聴取して審査を行いました。

4、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿に基づいて確認した結果、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以下に記載しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。詳細説明は省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

平成21年度の上水道事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。年間総配水量は400万6,631立方メートルで、前年度に比べ21万9,613立方メートルの大幅な減少、年間総有収水量は318万7,757立方メートルで、前年度に比べ15万9,058立方メートル減少し、6年連続の減少となっております。年間有収水率は79.6%と前年度に比べ0.4ポイント上昇し、横ばい状況となっております。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額6億853万3,000円に対し決算額6億69万7,000円で、執行率は98.7%、税込みの収益的支出は、予算額6億789万4,000円に対し決算額5億4,809万8,000円で、執行率は90.2%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を8.5ポイント下回り、利益が向上していると言えます。

3、経営状況。上水道事業の総収益は5億7,367万7,000円で、前年度に比べ1,742万7,000円、総費用は5億2,837万円で、前年度に比べ1,939万6,000円それぞれ減少し、当年度の純利益は4,530万7,000円と費用の減少が収益の減少を上回ったことから増益となっております。総収益減収の主な原因は、指針の統一化を図るため、野村及び三瓶の各水道事業体が毎月検針から2カ月に1回の隔月検針へ移行したため、収益計上が1カ月先送りとなり、11カ月分の収益であったことが上げら

れます。

このほか各上水道事業体は、新設及び改良工事を実施し、市民の衛生環境の向上と安全で良質な水の安全供給に成果を上げておられます。

上水道事業の経営の健全化を図るため、各水道事業体でまちまちである水道加入料金、使用料金、個人負担金等について、西予市水道ビジョンに基づいて計画的な検討が進んでおりますが、貯蔵品の取り扱いにつきましては、昨年も指摘いたしました。対応の不十分な事業体もあり、改善を進めていく必要があると考えます。

なお、水道料金の未収入金につきましては、西予市水道料金徴収事務取扱要領に基づいて徴収され、収納率が向上していることを申し添えます。

次に、37ページをお開きください。

平成21年度の病院事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。医師は、宇和病院及び野村病院ともに内科医が1名増加いたしました。依然として定数不足の状態は続いております。両病院の内科医の増加に伴って入院患者数は6万9,685人と前年に比べ2,640人増加、外来は脳外科外来の休診、小児科の休診等により10万3,149人と前年に比べ4,428人減少したことから、西予市病院全体の総患者数は17万2,834人と前年度に比べ1,788人の微減となっております。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額30億1,752万5,000円に対し決算額28億7,732円で、執行率は95.4%、税込みの収益的支出は、予算額30億7,001万8,000円に対し決算額27億6,717万4,000円で、執行率は90.1%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を5.3ポイント下回り、利益の増加につながっております。

3、経営状況。病院事業の総収益は28億7,280万9,000円で、前年度に比べ1億6,465万3,000円と2年連続で増加、総費用は27億6,354万3,000円で前年度に比べ3,469万2,000円増加いたしました。総収益の増加が大きかったことから、当年度の決算は1億926万6,000円の純利益となっております。

総収益の増加要因は、一般会計補助金及び負担

金の基準の見直しなどにより、医業外収益が大幅に増加したものであり、また総費用の増加の主なものは、法定福利費の負担率の改定によるものとなっております。

病院の医業収益事業は、医師不足と患者数の減少で極めて深刻な状況が続いていると言えます。患者が病院に足を運んで安心して治療に専念できるよう医師の確保や地域医療の充実等、病院経営の長期健全化の確立に今後とも努力していただくよう要望するものであります。

次に、52ページをお開きください。

平成21年度西予市野村介護老人保健施設つくし苑事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。当年度の総利用者数は延べ3万3,873名で、1日平均95.7人の利用で充足率は91.0%となっています。これを対応別で見ますと、入所者数は延べ2万7,657人で、1日平均75.8人で、充足率は94.8%、通所リハビリ数は6,216人で、1日平均19.9人で、充足率は79.6%、1日の利用者は、ほぼ前年並みとなっておりますが、減少傾向にあります。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額4億3,206万7,000円に対し決算額4億1,593万8,000円で、執行率は96.3%、税込みの収益的支出は、予算額4億3,206万7,000円に対し決算額4億2,363万9,000円で、執行率は98%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を1.7ポイント上回り、経費高となっております。

3、経営状況。つくし苑の総収益は4億1,554万2,000円で、前年度に比べ2,926万4,000円、総費用は4億2,394万8,000円で、前年度に比べ2,509万円とともに増加しております。総収益は介護保険率の改定及び市からの繰入金で増加したものの、費用面で法定福利費の負担率改定が大きかったことから、総費用が総収益を上回り赤字決算となっております。つくし苑の平均的な入所者数は76名で、入所割合は95%前後で推移しており、ほぼ限界に達していると言えます。収益面で大きな期待はできませんが、さらに利用者数の確保に工夫するとともに、経費の節減等、経営基盤の構築に努めていただくよう熱望いたします。

以上、西予市公営企業会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

議長 以上で監査報告は終わりました。

(日程13)

議長 次に、日程第13、報告第5号「平成21年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第17号「西予市CATV(株)の経営状況について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

別宮副市長。

別宮副市長 報告第5号「平成21年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度において仮設庁舎改修事業及び次世代育成支援地域行動計画策定事業の継続費に係る継続年度が終了をいたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算書を添えてご報告を申し上げます。

続きまして、報告第6号「平成21年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

続きまして、報告第7号「平成21年度資金不足比率の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

上水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成21年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

続きまして、報告第8号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第9号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第10

号「株式会社野村地域振興センターの経営状況について」、報告第11号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第13号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第14号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第15号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第16号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項の規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に11法人の平成21年度経営状況について報告をするものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当各部長のほうから説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 報告第8号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」説明をさせていただきます。

平成21年度財団法人宇和町住宅協会の事業は、みどり団地2期宅地を平成15年から平成21年に継続して販売いたしました。全53区画のうち、平成15年度に宇和町住宅産業連合会加盟業者に住宅フェア用地として9区画、個人へ12区画、16年度は3区画、17年度は5区画、18年度は3区画、19年度は2区画、20年度は1区画販売し、平成21年度は販売実績がありませんでした。現在の残区画は18区画となっております。

なお、平成21年度は、現在3区画を販売しております。

次に、平成21年度の収支報告をいたします。

歳入の部で、事業活動収入247万2,775円、繰越金5,634万1,374円、歳入合計5,881万4,249円でございます。

歳出の部では、事業活動支出221万2,98

1円、財務活動支出0円、歳出合計221万2,981円でございます。差し引き繰越金といたしまして5,660万1,268円でございます。

財団法人宇和町住宅協会としては、出資団体からの財政支援を受けず、基金及び繰越金で財源を確保し、健全な運営に努めておりますが、今後は前年度に引き続き、みどり団地2期残区画の販売を促進するのみとなっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

なお、平成21年度財団法人宇和町住宅協会の事業につきましては、平成22年5月11日の監査、平成22年6月14日の理事会におきまして、事業報告及び決算の承認を得ましたことをご報告いたします。

続きまして、報告第9号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明をさせていただきます。

平成21年度西予市土地開発公社の事業につきましては、完成土地売却については、宇和町さくら団地3区画を販売し、2,068万2,060円の収入がありました。公有用地取得につきましては、一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業との合供施工負担金として437万9,820円を愛媛県へ支払いいたしました。

公社におきましては、完成土地のうち三瓶町いぶき団地全24区画のうち残13区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残8区画を、宇和町さくら団地82区画のうち残74区画の販売推進を行っております。

次に、平成21年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益2,205万7,900円、事業外収益967万8,426円、特別利益は0です。繰越金3,001万5,334円、事業借入金0、歳入合計6,175万1,660円でございます。

歳出の部では、事業費用805万2,088円、販売費及び一般管理費1,741万4,134円、事業外費用566万6,089円、事業借入金元金償還0円、歳出合計3,113万2,311円でございます。差し引き繰越金といたしまして3,061万9,349円でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

なお、西予市土地開発公社の事業につきましては

は、平成22年5月11日の監査、平成22年6月14日の理事会におきまして、事業報告及び決算の承認を得ましたことをご報告を申し上げます。

引き続きまして、農林水産関係第三セクター6社の経営状況につきましてご報告をいたします。

まず、総括的に、平成21年度は前年からの不況の影響が国内に厳しく広がり、集客事業や個人消費が伸び悩みを見せた中で、各社それぞれに経営改革や販売促進に積極的に取り組んできた結果、加工販売、食品提供部門でカバーをし、総合的な売上向上や当期利益の獲得につながったと言えます。

地域貢献面では、施設利用者総数101万5,000人、雇用者総数は220名以上を維持、地域還元総額も10億3,000万円を超えるなど大きな地域波及効果をもたらせており、各社の今後の経営努力にさらに期待をしたいと存じております。

以下、施設ごとにご報告を申し上げます。

報告第10号「株式会社野村地域振興センターの経営状況につきまして」ご説明をいたします。

当社は、西予市指定管理者として農業公園ほわいとファームの管理経営に当たり、乳製品や絹製品などの地域特産品の製造販売、レストラン事業ほかイベント開催による地域内外からの集客事業に取り組んでおります。21年度におきましては、部門ごとに収支分析を行い、新規取引先の開拓、ネットショップへの出店など販売の拡大を図り、また菓子類を中心に新規商品の開発やレストラン運営の効率化など経営の改善に努めてまいりました。その結果、実質売り上げは約6,350万円、前年対比99.9%となり、実績としましては、厳しい経営状況となりましたが、わずかながら当期純利益を計上することができました。期末における地域雇用者は、パート職員を含め19名でございます。22年度は各種チーズなど新たな乳製品の開発や県の農商工連携事業として、明浜創生館と共同で取り組んでいる新商品の事業化を推進するとともに、役職員の意識改革を初め、さらなる販路拡大、施設運営の改革を図り、徹底した経営の改善に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、配付いたしております資料をごらんください。

次に、報告第11号「株式会社エフシーの経営

状況について」ご説明をいたします。

当社は、林産材の伐出、除伐、作業道開設、治山等の受託作業を主な事業として、森林の保全や林業の担い手育成等に取り組んでおります。材価の下落が続く中、この1年は林業への就業定着を進めるための雇用対策事業及び森林整備に重点を置いた事業展開となり、森林整備面積では180ヘクタール、前年対比111%と増加したものの、伐出生産量では5,300立米、前年対比58%と大幅な減となりました。この結果、売上総額では約1億2,400万円、前年対比85%と縮小したものの、治山事業への積極的参入が功を奏し、当期純利益では1,050万円を計上することができました。期末における地域雇用者数は31名でございます。22年度におきましても、原木相場低迷が続く中、大変厳しい状況となることが予想されますが、造材から販売までの市場木材情報を最大限に収集し、西予市内森林の適切な整備と林業活性化に向けて将来につながる経営と担い手の育成を確立してまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明いたします。

当社は、西予市指定管理者として特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の管理経営に当たり、地域特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流などの事業を行っております。21年度実績は、実質売り上げ約4億9,800万円、前年対比105%、当期利益177万円となりました。国内景気悪化の影響が全業種へ広がり、デフレの進行の中で取引先の在庫調整や減産、一般消費の冷え込みや集客部門の伸び悩み等で苦戦を強いられてまいりましたが、燃料価格が落ちついたことや原材料価格の低下、取引先拡大によるリスク分散、また新商品開発の継続的な取り組みや経営全般の効率化などの結果、売り上げ、経常利益ともに過去最高の結果を得ることができました。期末における地域雇用者は、パートを含め84名でございます。今後も高齢化や景気動向など消費者ニーズの的確な把握とともに、自社ブランドのたゆまぬ開発など、常に挑戦する姿勢のもとに、信頼される地域の中核企業として産業活性化に貢献してまいり所存でございます。

す。

なお、詳細につきましては、お配りしており
ます資料をごらんください。

次に、報告第13号「株式会社どんぶり館の
経営状況について」ご説明をいたします。

当社は、西予市指定管理者として、ふれあい
市場、レストランなどの管理経営に当たり、農林水
産物や地域特産品の販売ほか、観光交流などの事
業を行っております。年間のレジ客数が6年連続
で50万人を超えていましたが、平成20年度か
ら50万人を下回り、21年度は49万2,700
人、前年対比102%となりました。経営実績
では、レストランメニューの改善や店内整備等の
成果もあり、売り上げ、経常利益ともに前年度実
績を上回り、当期純利益では、昨年度比約1.9
倍の800万円を確保いたしました。期末におけ
る地域雇用者は、パート職員を含め21名でござ
います。現在収支は安定的に推移しておりますが、
前述のとおり集客数の伸び悩みが停滞しており、
近隣地域での競合施設の開業や今後の高速道路
の南伸などの影響にも危機感を持ち続けなければ
なりません。今後も生産者との信頼関係はもと
より、今年度予定の施設改修を含めた機能の拡
充、強化など、新たな戦略を展開し、さらには、
観光を初めとする各種情報の発信拠点としての機
能強化を行い、地場産業の振興や地域活性化に貢
献してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしており
ます資料をごらんください。

次に、報告第14号「あけはまシーサイドサン
パーク株式会社の経営状況について」ご説明申し
上げます。

当社は、西予市指定管理者として、ふるさと創
生館、塩風呂はま湯、民宿故郷、オートキャンプ
場きゃんぱの経営に当たり、ジュースなどの地域
特産品の製造販売ほか市民の健康増進、観光交流
などの事業を行っております。平成21年度で
は、施設整備の適正管理を初め、無添加ジュース
のブランド化推進や集客体制の見直し、経費の節
減化などに積極的に取り組んでまいりました。そ
の結果、実質売り上げ2億870万円、前年対比
105%、当期利益約290万円のプラス決算と
なりました。部門別に見ると、無添加ジュースを
初めとする特産品類の売り上げは向上してありま
すが、集客事業部門においては減少、減益傾向と

なっております。当期末における地域雇用者は、
パートを含め44名でございます。

なお、厳しい経営状況ではございますが、今後
とも全社挙げて経営の効率化を進め、商品の開発
や販路拡大、お客様の獲得に取り組み、さらに地
域貢献が果たせるよう努力してまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしており
ます資料をごらんください。

次に、報告第15号「株式会社グリーンヒルの
経営状況について」ご説明いたします。

当社は、西予市指定管理者として、ケールを青
汁に加工し、その販売を行っております。平成21
年度におきましては、県内工場分の売り上げをグ
リーンヒルが総括するなどの経営体系変更に加
え、製品の生産量が約1.5倍となったことから、
売上高は約8億1,300万円、前年対比3
56%となりました。

また、経常利益につきましても、原料輸送方法
の改善、製品歩どまり向上、燃料価格の安定によ
り1,340万円、前年対比286%となりまし
た。

なお、期末における地域雇用者数は28名で
ございます。

ケールかすのサイレージ飼料化は、残渣処理経
費の削減にも貢献しており、今後は資源リサイク
ル事業として取り組むとともに、管内のケール契
約量を出荷できるようきめ細かい管理を行って
いきます。

株式会社ファンケルとの製品取引体制を見直し
たことにより、夏場の体制はよくなりましたが、
愛媛でのケールのできぐあいに大きく左右される
リスクも抱えております。今後も工場の稼働率ア
ップが期待できるようHACCP遵守による製造
工程管理を徹底し、すぐれた製品づくりに努めて
まいります。

なお、詳細につきましては、お配りしており
ます資料をごらんください。

以上で事業の報告とさせていただきます。

議長 兵頭教育部長。

兵頭教育部長 報告第16号「財団法人宇和文
化会館の経営状況について」ご説明させていた
だきます。

財団法人宇和文化会館は、指定管理者として、芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。芸術文化事業としまして、宇和文化会館自主事業8公演、三瓶文化会館自主事業3公演及び共催等事業4公演を実施、中でも吉田正記念オーケストラコンサートでは、宇和中学校吹奏楽部との共演を行い、指揮者から直接の指導を受け、生徒の楽器演奏向上に役立ちました。貸し館業務としては、年間756件で、延べ4万7,699人の利用となっております。

収入につきましては、西予市からの受託料収入4,249万5,000円、事業収入3,164万9,000円、会場利用収入1,037万1,000円及び利息収入と雑収入84万7,000円を含めた事業活動収入合計8,536万2,000円であり、前年比8.16%の増となっております。

事業活動支出につきましては、管理費2,456万8,000円と事業費5,573万2,000円であり、合計8,030万円となりました。

事業活動収入合計8,536万2,000円から事業活動支出合計8,030万円を差し引きますと506万2,000円となり、投資活動収支差額69万円を差し引くと437万2,000円となり、前期繰越額378万5,000円と合わせまして815万7,000円が次期繰越額となります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上、説明とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 最後になりましたが、報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」ご説明申し上げます。

西予CATV株式会社は、前身であります野村ケーブルテレビ株式会社の発行済み株式を平成19年度に西予市が一部取得し、平成20年4月1日は、西予CATV株式会社と社名を変更し、現在発行済み株式1,200株のうち1,060株を西予市が保有いたしております。

平成21年度の事業は、宇和町及び野村町の中心部における世帯数約4,000世帯を対象にしたケーブルテレビ事業とその他の地域を含めた説

明会及び各種事務事業、手続などの事業開始に向けた準備が主なものでございました。平成21年7月には、放送センターを開設し、現在契約の締結を終えた世帯より順次接続工事を行っております。

平成21年度の収支でございますが、損益計算書のとおり、当期純損失が3,179万7,870円でございます。

なお、平成21年度につきましては、西予市から4,500万4,000円の補助金、委託料及び負担金を支出いたしております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思っております。

以上、西予CATV株式会社の経営状況の説明を終わります。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

あす9月8日は午前9時から一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後3時20分

平成22年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成22年9月8日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成22年9月8日
 午前9時00分
 1.散 会 平成22年9月8日
 午後2時46分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 上甲 悦子
 総務企画部長 宇都宮 又重
 産業建設部長 藤中 彰
 生活福祉部長 上甲 憲章

- 教 育 部 長 兵頭 三樹
 明浜総合支所長 上田 甚正
 野村総合支所長 河野 数義
 城川総合支所長 山崎 秀敏
 三瓶総合支所長 三好 幸二
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 河野 敏雅
 財政課長 宗 正弘
 企画調整課長 宇都宮 松夫
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係 佐藤 陽一郎

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

2 議案第 83号 西予市木質ペレット製造
 設備設置事業設計・施工
 一括型工事請負契約につ
 いて

3 議案第 84号 財産の無償譲渡について
 (西予市城川無菌培養施
 設)

4 議案第 85号 西予市社会体育施設条例
 の一部を改正する条例制
 定について

議案第 86号 西予市母子父子家庭等福
 祉手当支給条例の一部を
 改正する条例制定について

議案第 87号 西予市林業センター条例
 の一部を改正する条例制
 定について

議案第 88号 西予市簡易水道及び愛媛
 県条例水道の設置に関す
 る条例の一部を改正する
 条例制定について

5 議案第 89号 市道路線の廃止について

議案第 90号 市道路線の認定について

6 議案第 91号 平成22年度西予市一般
 会計補正予算(第2号)

7	議案第 9 2 号	平成 2 2 年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第 1 号)	認定第 6 号	平成 2 1 年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第 9 3 号	平成 2 2 年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第 2 号)	認定第 7 号	平成 2 1 年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
	議案第 9 4 号	平成 2 2 年度西予市老人 保健特別会計補正予算 (第 1 号)	認定第 8 号	平成 2 1 年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第 9 5 号	平成 2 2 年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算(第 2 号)	認定第 9 号	平成 2 1 年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
	議案第 9 6 号	平成 2 2 年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第 2 号)	認定第 1 0 号	平成 2 1 年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
	議案第 9 7 号	平成 2 2 年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第 2 号)	認定第 1 1 号	平成 2 1 年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第 9 8 号	平成 2 2 年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第 2 号)	認定第 1 2 号	平成 2 1 年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて
	議案第 9 9 号	平成 2 2 年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第 2 号)	認定第 1 3 号	平成 2 1 年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて
	議案第 1 0 0 号	平成 2 2 年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 4 号	平成 2 1 年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について
	議案第 1 0 1 号	平成 2 2 年度西予市病院 事業会計補正予算(第 2 号)	1 0 陳情第 1 6 号	防災行政無線の早期更新 と防犯灯に関する補助金 についての陳情書
8	認定第 1 号	平成 2 1 年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について		
9	認定第 2 号	平成 2 1 年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について		本日の会議に付した事件
	認定第 3 号	平成 2 1 年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について	1 一般質問	
	認定第 4 号	平成 2 1 年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて	2 議案第 8 3 号	西予市木質ペレット製造 設備設置事業設計・施工 一括型工事請負契約につ いて
	認定第 5 号	平成 2 1 年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	3 議案第 8 4 号	財産の無償譲渡について (西予市城川無菌培養施 設)
			4 議案第 8 5 号	西予市社会体育施設条例 の一部を改正する条例制 定について

	議案第 86号	西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について	9	認定第 2号	平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 87号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 88号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について		認定第 4号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
5	議案第 89号	市道路線の廃止について		認定第 5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 90号	市道路線の認定について		認定第 5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
6	議案第 91号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)		認定第 6号	平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	
7	議案第 92号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)		認定第 7号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 93号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 8号	平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 94号	平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)		認定第 9号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 95号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		認定第 10号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 96号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 11号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 97号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)		認定第 12号	平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
	議案第 98号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)		認定第 13号	平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について	
	議案第 99号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)		認定第 14号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
	議案第 100号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)		10	陳情第 16号	防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金についての陳情書
8	認定第 1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について				

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

本日は報道関係以外にも傍聴に来ていただいております。ありがとうございます。今後ともどうぞご自由に傍聴に来ていただきますようによろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

(日程1)

議長 これより日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間15分以内をお願いいたします。質疑については3回までとし、あわせて10分以内をお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、10番元親孝志君。

10番元親君。

10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

今ほど議長からもありましたが、登壇者を代表いたしまして、私のほうからも傍聴者の皆さんに対しまして心から厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、昨夜7時30分のクローズアップ現代、ここで日本の森林が買われいくというタイトルの番組があったようでございます。私は、不幸にして見るができなかったわけでございますが、けさ改めてインターネットでチェックをいたしますと、確かにそういう番組が放映されておりました。内容等につきましては、ちょうど私が今から質問をさせていただきます森林行政についてと似たようなところがございまして、私としますと非常に的を射たいタイミングで質問ができるなどということで意を強くいたしまして、ただいまから質問をさせていただきますと思います。

それでは、初めに森林行政についてお伺いをしたいと思います。

我が国は資源の少ない島国であると小さいころから言い聞かされてきました。しかし、日本には他の国には数少ない豊かな森林資源と水資源があ

ります。これらはもしかすれば、将来最も貴重な資源の一つになるかもしれません。歴史とは皮肉なもので、資源に恵まれているからといって、必ずしも豊かであるとは限りません。例えば、中近東はあれだけ豊かな石油資源に恵まれながら、いまだに多くの国民は貧困にあえいでいます。その最大の理由は、水資源がないために工業国にならないというジレンマがあります。日本が戦後目覚ましい経済成長を遂げることができたのは、この豊かな森にはぐくまれた美しい水があったからだとも言われております。

さて、この豊かな森林資源の活用いかによって、これからの地方が大きな転機を迎えることになるかもしれません。私が3年前から着目してきたのが、林業が地方再生の起爆剤になるのではないかという思いでございました。これまでに久万高原町森林組合、京都府日吉森林組合、林野庁と研修を繰り返してきて、林業の方向性がある程度見えてきたと確信いたしました。特に、京都府日吉森林組合に行って湯浅専務の話を聞く中で、林業の将来像が見えた気がいたしました。それと時期を同じくして、林野庁が森林・林業再生プランを発表いたしました。菅総理の所信表明の中でも林業について述べられております。林業関係者によれば、総理の所信表明の中に林業について具体的に明記されたのは初めてのことであり、大きな期待が寄せられております。日吉森林組合と林野庁の考えは全く同じ内容であります。林野庁は現在林業再生に向けての基本設計の段階であります。日吉森林組合では独自の調査研究で既に実践に入っており、確実に結果を出されております。ここで双方に共通するのが、徹底してドイツの森林・林業をモデルにしている点であります。ドイツでは、林業がGNPの5%を占め、販売額は1,700億ユーロ、当然木材の自給率は100%であります。日本がドイツの林業から学び、今後取り入れようとしている施策は、大きく分けて以下の3点であります。

1点目は、徹底した路網整備であります。政府は、10年間でドイツ並みの路網を整備すると明記されております。ドイツでは、ヘクター当たりの路網延長が116メートルであるのに対して、日本はわずか16メートルしか整備されておられません。

2点目は、徹底した機械化の導入です。日本の

林業機械とされているものは、実は本来の林業機械とは似て非なるものであり、生産性の向上に限界があると指摘されております。建設機械の応用で対応するのではなく、林業専用の機械化が必要になってまいります。

3点目は、徹底した森林管理です。ドイツでは、森林管理者の育成や森林所有者のサポートシステムが驚くほどしっかりしていることです。森林官という公務員が、私有林の施業のサポートまでやっております。森林署は作業コーディネーターを行い、林業作業員を育成するための学校が各地にあります。また、大学では林業経営のプロやマネージャー、あるいはコーディネーターを育成しております。このように徹底した森林管理のもとで徹底したコスト削減を可能にし、業として立派に成り立っております。その結果として、これら一連の就業人口は自動車産業の2倍、約120万人、関連企業は15万社を超えていると言われております。

ドイツでは、持続可能な林業、産業革命以来200年間続いております。持続可能という言葉は、実は16世紀にドイツの林業の世界で生まれた言葉であることを知りました。同時に、生物多様性という言葉が最近の日本でもよく聞くようになりまして。これらの森林・林業に求められるものは、持続可能な生産の現場であると同時に、野生生物の生息地としても関心が高まっております。

オーストリアの経済学者ミレンドルファーは、将来の林業に対して、あなたたちは過去の落ちこぼれではない。あなたたちは未来の優等生なのだ。なぜかという、工業化社会の未来は田舎にある、地方にあるとすばらしい言葉を残しております。この言葉は、地方に生きる者にとってまさに胸踊り、夢膨らむ話であります。

ここで本題の質問に入りたいと思います。

林野庁が昨年の12月に発表した森林・林業再生プランは、西予市としても当然研究されていると思いますが、これについての感想をお伺いいたします。

2点目として、森林・林業基本法には、その第6条に地方公共団体の責務として、地方公共団体は基本理念にのっとり、森林及び林業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた

施策を策定し及び実施する責務を有するとありますが、林野庁は既に動き始めております。9月以降には23年度予算の概算要求をされる予定であります。西予市においても自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する計画は遅滞なく進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

3点目として、林業についてはドイツの例を見ればわかるように非常に希望が持てますし、近い将来地方再生の起爆剤になると私は思います。そのためには、国の施策と並行して西予市独自の林業施策が必要と思われませんが、西予市の考えをお伺いいたします。

4点目として、久万高原町には林業課がありません。西予市においても、林業の将来性を考えれば林業課を設置し、国が本腰を入れようとしているこの時期に同時歩調をとって、顔の見える行政を行ってはどうかと思いますが、林業課の設置計画は考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

5点目として、今後森林・林業再生プランを実行する上で最も厄介なのが、山林所有者の確認と隣地境界線、その後の団地化の同意の取りつけ作業だと思われまして。これも急がないと年々不在村地主がふえて、ますます厄介なことになってまいります。そのためには、行政の持つ個人情報の提供、あるいは行政のサポートが必要不可欠と思われまして。考えをお伺いいたします。

6点目として、西予市は来年度の本庁支所方式移行に向かって、その準備が着々と進んでおります。野村町には、林業会館という立派な施設が総合支所裏にありますが、本庁支所方式とともに不要の長物になると想定されます。この施設を林業再生の拠点として利用さず考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

次に、農業行政についてお伺いをいたします。

先月の日本農業新聞に、米在庫315万トン、過剰米対策が農政の大きな焦点とする記事が一面に記載されておりました。米は戦後、農政の最大のテーマであったことは今さら申し上げるまでもありません。終戦直後日本を襲ったのは、危機的な食料不足でした。それと並行してやみ米が横行いたしました。農水省とすれば、国民に十分な食料を供給することは、農政を預かる農水省として最大の悲願でありました。当時のGHQと農水省は、理念は全く違っていました。目的が一致し、

戦後の奇跡とも言える農地解放を実現いたしました。当時、長靴1足の値段で農地10アールが払い下げられたとも言われております。とにもかくにも、農水省にとって米の生産高を確保することが至上命題でした。

しかし、1970年代に入って、国民の食の欧米化と相まって、一転して生産過剰に見舞われるようになりました。1970年以降の農政は、一転して減反政策との戦いになってきました。今の日本は、米500万トン減反して小麦700万トン輸入する国になっております。その結果は、自給率39%という先進諸国では最低水準に至っております。与・野党間を問わず、自給率50%を政策目標に掲げておりますが、残念ながら達成の道筋は全く見えておりません。農業の衰退イコール地方の衰退につながるわけですから、当然地方行政として看過することはできません。

これは私の持論であります。農業を十把一からげにとらえるのではなく、大別して議論すべきであると思います。全国の農業を中山間地域農業と平野部の農業に大別し、さらに平野部の農業は専業農家と兼業農家に分類すべきであると思います。中山間地域農業は、農地の集約が限りなく不可能であり、当然規模の拡大による効率化は望めません。ここはヨーロッパ並みの中山間地域直接支払制度が必要であり、平野部においても専業農家が農業で食べていける確固たる保障が必要だと思っております。土曜、日曜にしか農業をやらない給与所得者を、農業者として保障する必要がどこにあるのか疑問に思っています。

そこで、以下の点について質問をいたします。

西予市内の専業農家と、第1種、第2種兼業農家の割合はどうなっているのでしょうか。

2点目として、10年後の農業が懸念されますが、西予市内の農業従事者の年齢構成はどのようなになっているのでしょうか。

3点目として、国の食料自給率はわかっておりますが、西予市内の食料自給率はどのようなのでしょうか。

4点目として、西予市内の専業農家の1人当たりの実質所得はどれくらいでしょうか、お伺いいたします。

5点目として、農政といえば国の仕事のようにありますが、西予市の農政あるいは農業に対する

理念はどのようなのでしょうか。すなわち、西予市の農業行政について具体性が見えない、取り組む意欲が感じられないという意見をよく耳にいたします。市としての考えをお伺いいたします。

最後に、このままではだれもが心配しているように、10年後には農業を行っている人は今の半分以下になる可能性があります。自給率の問題もさることながら、食の安全保障という視点で見たときにこれで果たしていいのかどうか。農政を預かる行政としてどのように考えておられるのか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんどうもおはようございます。

きょうは、7人の方から一般質問をお受けするようになります。一般質問に当たりましては、きょうは傍聴席のほうには早朝から傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

今、国のほうでは民主党の代表選挙が熱く行われておりますけれども、円高株安に対する経済対策は非常に停滞をしております。この西予市議会は西予市のために熱い議論が行われる議会であってほしいと、このように願っております。

それでは、まず最初にご質問がありました林業の政策について私のほうから答弁をさせていただきます。

最初のご質問のありました、森林・林業再生プランの感想につきましてについてお答えをさせていただきます。

森林・林業再生プランの背景を考えると、戦後植林した人工林の資源が利用可能な段階に入ってきたということである一方、国内の林業は路網整備や施業の集約化がおくれるなど生産性が非常に低いと、また輸入材に需要が押され、材価が低迷する中で森林所有者が林業への関心が低下しておりまして、森林の適正な管理に支障を来していると非常に危惧されておる次第でございます。また、世界的な木材需要の増加、資源ナショナリズムが高まって、為替の動向などを背景として外材輸入の先行きが不透明感を増しております。そのような中、木材を化石資源のかわりにマテリアルやエネルギーとして利用し地域温暖化防止に貢

献することや、資源をコンクリなどから環境に優しい木材に転換することにより、低炭素社会づくりを進めるなど、木材利用の拡大に対する期待が非常に高まっております。このようなことを踏まえまして、10年後を目途としまして木材自給率50%を目指し、外材に打ち勝つ国産材の基盤確立を旨とした再生プラン、林業地域であります西予市にとってはまさに風が吹いてきたなという感じに受けております。この再生プランの大きな比重を占めるのは路網整備であり、それをもとに低コスト化、資源の有効利用、木材の安定供給を図ることにあります。国の制度の改革、予算を見きわめ、西予市としても積極的に取り組みたいと考えています。

次に、第2番目の森林・林業基本法に基づく自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策及び実施についてについてお答えさせていただきます。

森林・林業基本法の基本理念は、森林の有する多面的機能の持続的発展、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保を旨としているところでございます。国の責務にあわせて地方公共団体の責務を規定しておりますけれども、自然的、経済的、社会的諸条件という言葉は、それぞれの実態に合った森林・林業政策をなさいよということだと思っております。当然ながら、西予市も連綿としてその施策を実施してきたところでありまして、基本法に基づきまして、西予市の森林基本法を策定しておりますし、森林整備の基本方針をそれに基づきましてつくりまして、西予市の林業政策を行ってところでございます。また、間伐等の実施の促進に関する特別措置法、一般的に言われる特定間伐法でございますけれども、これによりまして西予市としまして特定間伐等の促進計画を実施しまして、20年度から24年度までの5年間で1,440ヘクタールを間伐することを目標としてところでございます。

続きまして、西予市の単独的林業政策についてお答えをさせていただきます。

西予市では、平成17年度から地域産材木材住宅建設促進事業、平成18年度から地域間伐材出荷促進対策事業を開始しております。地域産材の需要を喚起するとともに、関連する木材産業及び建設産業を促進し、さらに平成22年度木質バイオマス製造施設建設等を予定してところでございます。このことが林業経営の所得安定につな

がり、さらに水源の涵養、国土保全や山林災害の防止等の公益機能や二酸化炭素吸収源の確保ができるものと確信をしておるところでございます。再生プランの動向を参考としながら、70%を占める西予市の山林もどう守っていくか、そのために元気な市林業政策ができるような今後建議をしてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問のありました林業課の設置についてお答えをさせていただきます。

西予市においても、林業の将来性を考えれば林業課の設置も考えなければならないと思っておりますけれども、現在本庁支所方式移行に伴う本市の組織機構を固めているところであり、今後国、県の施策展開及び本市の事業の推進等を判断をして検討をしてまいりたいと思っております。

続きまして、森林・林業再生プランの実施上の市の保有する個人情報の提供及び行政サポートについてお答えをさせていただきます。

市といたしましても、70%を占める森林の管理体制をどう展開していくか、そのための市山林管理体制検討会を平成22年6月に立ち上げ、現在まで2回会を開催いたしまして、2組織林業事業体、県、市と検討を重ねてまいりました。今後は、森林・林業再生プランの動向を考えながら、市職員が出向できる組織体を考え、不在村地主の解明、個人情報及び行政サポートができるよう検討してまいりたいと思っております。

最後のご質問であります、西予市野村林業総合センターの林業再生拠点としての利用についてお答えをさせていただきます。

組織体の構成員は、2組織の林業事業体、林業専門家及び市職員が考えられますが、今後施業意欲の衰退した森林所有者にかわり意欲的な組織を育成するとともに、作業コストの低減等による林業経営の安定を図り、持続可能な林業生産活動と森林整備を強く求められています。その拠点施設として、野村林業活性化センターの利活用を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上、林業に関する答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 それでは、2件目の農業施策についてお答えをいたします。

まず初めに、お断りをしておきますが、2010年の農林業センサスは昨日9月7日に発表があり、手元に資料がございませんので2005年の数値を使用させていただきたいと思っております。

1点目のご質問、市内専業農家と第1種、第2種兼業農家の割合についてお答えをいたします。

2005年農業センサスの数値では、専業農家が22.7%、第1種兼業農家が11.3%、第2種兼業農家が35.9%、残りの30.1%が自給的農家となっております。

2点目の質問、市内農業従事者の年齢構成についてお答えをいたします。

15歳から29歳の農業従事者が5.2%、30歳から59歳までの農業従事者が40.6%、60歳から64歳までの農業従事者が10.1%、65歳以上の農業従事者が44.1%となっており、65歳以上の高齢者が農業を担っている状況であります。先ほど申しました2010年の全国の平均年齢でございますが、65.8歳ということで公表になっておるようでございます。

3点目の質問、市内の食料自給率についてお答えをいたします。

国においては、国内の農産物の生産高と国外からの農産物の輸入量を把握しており、国内の食料自給率を知ることはできますが、市内においては西予市内外の農産物が自由に流通しておりまして、西予市市内の食料自給率を把握することは困難でございます。したがって、西予市市内の食料自給率の把握はできておりません。参考までに、国内の食料自給率は、農林水産省発行されておりますa f fという機関紙がございまして、カロリーベースで40%となっております。

4点目の質問、市内専業農家の1人当たりの実質所得についてお答えをいたします。

営農類型、耕作条件等によって異なりますが、例として宇和町篤農家の米、麦、大豆の土地利用型農業で栽培面積が水稻9.4ヘクタール、麦、大豆がそれぞれ8.3ヘクタールの農家で、農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定申請書の現状では約240万円ですが、米、麦、大豆については国からの戸別補償制度、水田利活用自給率向上事業の助成金がありますので、それを含めれば所得は上がっております。

5点目の質問、市の農政、農業に対する理念についてお答えをいたします。

西予市は、宇和海を望む沿海側から四国カルストに至る立地条件を生かして、果樹、米、畜産を基幹産業として多種多様な農産物を生産してきましたが、経営の発展を図るため一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっております。この施設園芸において、イチゴ、雨よけトマト、キュウリ、雨よけミニトマトなどの高収益性の作物、作型が担い手農家を中心に導入して、地域として産地化を図っております。また、耕種農家を中心に経営規模拡大を試行する農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で労働力の提供、農地の賃借等、その役割分担を図りつつ地域複合としての農業発展を目指します。また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とし、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めます。

西予市の農業構造については、1点目の質問で答弁しましたように、兼業農家及び自給的農家の割合が全体の77.3%でありまして、専業農家は22.7%にとどまっております。農業収入の減少による農外所得への依存度が急速に高まり、兼業化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化しています。一方、中山間地域である野村町、城川町においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って後継者に継承されない、または担い手に集積されない農地で遊休化したものが耕作放棄地となり、周辺農地の耕作に大きな影響を及ぼしております。元親議員が言われますように、この農業構造をまとめて議論することは無理があり、西予市を沿岸部の農業地帯、平地農業地帯、農山村地帯に大別して方向づけをしていく必要があります。

この3つの農業地帯の農業構造の現状及びその見通しのもと、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することといたします。農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農の累計ごとの具体的な経営の指標を示し、農業を主業とする農業者が新規における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、おおむね380万円、農業従事者1人当たりの年間労働時間2,000時間程度の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造

の確立を目指します。

6点目の質問、10年後の農業従事者の半減化についてお答えをいたします。

人が健康に生きるために最も基本的な問題であり、一年365日毎日とる食事に安全なものを望むことは当然であり、安全じゃない農産物が流通する社会は人間存在を根底から危うくするものです。元親議員が言われますように、今後農業生産者が減少していけば、西予市産の農産物の出荷量が減少し、市外または外国産の農産物が流通することになり、食の安心・安全が脅かされる状況となります。このような状況に陥らないようにするために、具体的な経営指標を提示することにより営農意欲を喚起し、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、規模拡大や経営の多角化等の経営改善を促し、西予市の農業従事者数の減少を食いとめたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、森林行政につきまして1点再質問させていただきたいと思いません。

先ほど市長より答弁をいただきまして、私が期待していた以上の答弁をいただいたということで、大変うれしく思っておるところでございますが、市長も言われましたように今の森林・林業再生プランというものが、政権も今不安定でございますので、これが果たして今後確実に実行されるかどうか、行政としても当然様子見もしなければいけないということはよくわかるわけですが、今回の林野庁のこの施策変換については、恐らく50年ぶりの政策転換じゃないかというふうに私思っております。今までの林野庁の政策っていうのは、あくまでも育林が主でありましたが、今回の施策は出口戦略ということで林業が金になる林業に方向転換したということで、非常に私も期待をいたしております。

その中で、いま一度市長の背中を押したいわけですが、先ほどクローズアップ現代の話もしましたが、今外国市場によって日本の山林が非常にあちこちで買収されておるとするのは私も以

前から確認をいたしております。その目的っていうのは明らかにされておませんが、恐らく想像できることは、一つはもちろんな材としての価値が今日本の材齢が40歳から50歳ぐらいになっておりますので、即材としての価値があるということと、それから今日本の森林が底値であるという、一つの買い時であるという魅力があるわけですが、それ以外にまとまった山を買うことによって、やはり水源の水利権を確保できるということで、そこで水産業が将来可能であるという可能性はある。

それからもう一つは、CO₂の排出権の取引、日本ではまだ余り行われておりませんがヨーロッパあたりではもう日常茶飯事にこれ行われておりまして、非常に高価な取引がされております。ヨーロッパあたりのヘクタール当たりの排出権の価格というのを調べてみますと、約年間1ヘクタールで1万円から1万四、五千円の価格で売買されております。そうしますと、西予市が4万ヘクタール山林があるわけですから、掛けますと年間四、五億円の排出権の収入の可能性があるとこのふうな期待値もあります。

それからもう一つは、今最近よく新聞等に出ておりますけども、生物多様性保全ということがあります。これ私も調べてみましたら、平成5年環境基本法から平成20年に生物多様性基本法に変わっておりまして、世界各国で今200国余りがこれに加盟をいたしております。ことしの10月には、日本で日本が議長国になって開催をされる予定であるようですけれども、こうした生物多様性保全という役割を森林が担うということになりますと、森林には本来の資源としての価値プラス付加価値が非常に高いということでありまして、これを西予市の4万ヘクタールをお金に換算しますと恐らく私の想像ですが、1,000億円近いぐらいな創造価値があるんじゃないかというふうに思っておりますので、いま一度市長の思いもいろいろちゅうちょされるんもわかりますが、ここは思い切ってこの林業行政にひとつ西予市の活路を見出すという目的で特化していただきたいと思うんですが、再度市長の思い、決意をお伺いしたいと思えます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

この林業行政というのは、今元親議員がおっしゃられるように、国も本当に大転換をしたなあというこの再生プランで見えるわけであります。私も、実を言いますとこの林野庁の今度長官になられた方とは、ちょっと5年ぐらい前から割かしつき合いをさせていただいておまして、そういう意味では情報がとりやすい段階にあるところでございますが、私も西予市は愛媛の中でも私どもと久万高原町が一番山が多くて材も多い、毎年量もふえておるわけでありますから、そういう意味では特段な行政として、あるいはそれぞれ業とをされておられる方々とタイアップをしながらやっていく必要があるんだろうとは思っておるわけでございます。

私も、昨日クローズアップ現代を見させていただいて、やはり外国の方々がそういう目で日本の山を見ておるんだなあという感情を、改めて脅威を受けながら見ておったわけでありますが、それだけ時代が変わりつつあるということを感じて、この感じを、一番は私どもは限界集落対策等々をやっておるわけでございますが、その中で林業が再生することによって限界集落に対する見方ががらっと変わりますし、生活様態ががらっと変わってくると確信をしておりますし、そういう意味では私は愛媛の中では早くから、いわゆる基礎的実態として林業行政を取り組んできたところだと私は自負をしておるところであります。それを、より以上今後今おっしゃられるような付加価値の問題も含めてやっていきたいと考えておまして、CO₂の排出権については担当部局に次なる展開を指示をしておるところでございますが、そういうものを一步一步次の段階へ進めたい、このような思いであります。

以上です。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 林業について、もう一点だけお伺いしたいと思いますが、今言った計画を実行する上で、一番厄介なのは質問をさせていただきましたが、これからの機械化等に対しまして山を団地化していかなければいけない。日本の山というのは、非常に細切れな所有者によって成り

立っておりますので、これをまとめてやはり10ヘクタ、20ヘクタール単位の森林として取り扱っていかなければいけないわけですが、その上で非常に厄介なのはその境界線なり、それからまた個人の所有者にそこに道路を入れるっていうことに対しての了解等を一人一人とっていかなければいけない、莫大な時間と費用がかかろうと思うんですが、これをやらない限り今までの話っていうのはすべて絵にかいたもちになってしまうわけですから、どうしてもこれをやっていかなければいけないわけですが、これをやる上において、私は一つ思い起こすことがあるんですが、過去に行政において国土調査っていうのをやられておりますが、これを見ますと昭和45年に第2次国土調査10カ年計画というのに基づいて、その当時大量な臨時職員を採用されて各市町村役場には国土調査対策室か何かを設置して取り組まれて、一気に全国の国土調査を完成されておるわけですが、これぐらいな規模でこの事業に取りかかれないと、年々不在村地主っていうのがふえてきて、どうにもこうにもならないんじゃないかと。これを一年おくらせば、3年も5年も手間暇がかかるというふうなことになるので、短期間にこれを解決していかなければいけないという思いがするんですが、そこまで踏み込んでやられる覚悟があるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の質問について再度お答えをさせていただきます。

まず、私どもはそういう山林を排出等々について低コスト化を図るために先ほどの再生プランではありませんが、路網の整備等々含めてやることは非常に大事だと思っておるわけでございます。その中には、所有者が異なるわけでありますから、そういう意味でもいろいろな方法論を講じなくてはならないと思っておりますが、私どもが今考えておるのは、先ほどもちらっと当初のお答えのときに言わせていただきましたが、新しく組織体をつくっていこうと。いわゆる森林組合、エフシー、市と新しい組織体をつくって、その中で対策を練っていこうという考えを今県の指導と一緒にやろうということの流れをつくって、テーブルに今着いておる段階でございます。その中で、

地図情報等々を含めてしっかりやっていく。私も幸い、きのうクローズアップ現代の中で境界線が非常に難しいというような話がありましたが、あれは国土調査をやっていない地域であります。私どもは国土調査をやっておりますので、しっかりした図面上であるわけでありますから、それは心配しなくていい。だから、その中で地図情報をしっかりつくって、今言いました組織体を含めてやっていこうという考えておるわけでありませぬ。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 3点目として、農業についてお伺いしたいと思います。

先ほど細かい数字を質問いたしまして、大変恐縮に思っておるわけですが、これ何のために質問したかと言いますと、食料っていうのは人類にとってなくてはならない生命のもとでありますけれども、この非常に貴重なものがこれだけの脆弱な基盤の上に成り立っておるという現実を我々知っておかなければいけないというふうなことを一つ確認したかったという点があります。

それと、もう一点ですけれども、これから西予市どんどんどんどん耕作放棄地がふえてきて、当然この数字であるように従事者も高齢化しておると、こういう中で将来の展望を描くというのは非常に難しいと思うんですが、私は一点だけ行政に試験的にやっていただきたいなと思うんですが、それは今の日本の家畜、牛とか豚とか鶏とか、すべて飼料っていうのは外国から輸入したものを食べて、そこで卵や肉を生産しておるわけですけども、こういったことが果たしていつまで可能かということが非常に個人的に心配いたしております。当然、考えなければいけないのは、国内の草とか穀物を食べさせて肉を生産する、卵を産むという本来の仕組みに戻らなければいけないわけですが、そこで一つ考えられることは、ヨーロッパの農地とか周辺を見ますと、非常に管理が行き届いておる、だれが管理しているかっていうと羊が管理しているわけなんですよね。ですから、日本の田舎もこういう耕作放棄地あたりに羊を放牧して、羊で自然を管理させながらそこに羊の肉、それはやがてジンギスカンとかに使えるわ

けですが、そういう本来の自然形態の中でそういう生産を確保していく手段っていうのはあると思うんですが、そういったことを試験的にどっかで羊二、三十頭放牧していただいて、それが現実にそういったものが将来つながっていけるかどうか、実験をやっていただければ非常にありがたいと思うんですが、そういう予算はないでしょうか。これをお伺いしたいと思います。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 元親議員の言われるとおりで、耕作放棄地がこれだけ広がってくるということで、我々も大変頭を悩ませておるところでございますが、今ほど羊を飼って耕作放棄地をとということでございますが、今の西予市内の耕作放棄地の現状は山が荒れ放題ということで、まずそういう牧草が生える状況にないということでございます。まず、牧草が生える状況に耕作放棄地をもとに戻すということが第一点でございます、それから物事は始まっていくかなという気もいたしております。先ほどモデル的と言われましたので、今後西予市としてもぜひ検討したい事項であると思ひますし、これは西予市三瓶、明浜、宇和、野村、城川、すべてに当てはまる事項でございますので、今後十分検討させていただきたいと思ひます。

議長 次に、6番小野正昭君。

6番小野正昭君 質問に入る前に、私は多少剣道をかじっております、剣聖と言われた宮本武蔵が戦場に戦う前に、戦気寒流月帯びて澄めること鏡の如し、これは沈着冷静にということでありませぬけれども、先ほどは西予市議会一、二の知恵者であり、また論客と言われております我々清風会の会長の元親議員の一般質問の後、多少憶するところがありますけれども、しかしながら議長の許可をいただきましたので、私は私なりに一部まちおこし、また産業の創出の分野もあり、私の所属委員会の所管事項に関係いたすところがありますが、今回の質問は主に地方自治の根幹と言うべき財政について。

1つ、平成18年に検討し、20年に見直しをされた中・長期財政の見直し(仮試算)は、試算

どおりに推移をされているのか。

2つ、平成20年度と比較した21年度普通会計の所感について。

3つ、自主財源確保及び向上についての施策。

以上、大きく分けて3点につき、私の所感を取り入れながら市長にお伺いをいたします。

なぜこのような質問かと申しますと、21世紀は一般に地方の時代と言われ、またよく耳にもいたしますが、その根拠は地方分権一括法にあると思われま。この法律は、今日までの中央政府から政治、行政において統治権を地方政府に部分的、あるいは全面的に移管されることはご案内のとおりであります。昨日、これもまた元親議会運営委員長の研修報告の前段に触れられたとおりであります。1999年、平成11年7月公布、2000年4月に一部を除いて施行され、また2007年には新分権一括法の制定に向け審議がなされ、民主党の政権交代によりさらに充実され、早まっていくものと期待をいたしております。その一つが、これまでのひもつき補助金でなく、地方のことは地方で有効に活用ができる一括交付金も細かなことでは別にして、その一例であると思っております。

歴史はめぐり、歴史は繰り返すとよく言われます。私は、平成11年の町議選の折、必ず市町村合併があり、いわゆる廃藩置県から逆に廃県置藩になるであろうと訴えてきたことを思いを起しております。この廃藩置県は、1869年、明治2年版籍奉還の折、当時274の大名に廃藩置県が命じられ、1871年、明治4年7月大政官布告により府県配列は3府72県となり、今日までの中央集権国家の体制ができたのであります。ちなみに、現在の1都1道2府43県の都道府県は、ご案内のとおり1972年、昭和47年アメリカから返還された沖縄が入り現在に至っております。また、将来は道州制あるいは当時の自治省は1,000から700ぐらいの市町村にもと耳にいたしております。いずれにいたしましても、自治体の文字のごとく、我が町のことは我が町で治めなければならない、そう遠くないと思っております。また、そうでならなければならないとも思っております。

さて、そこでお伺いをいたしますが、平成18年に出され、20年に見直しをされた西予市中・長期財政見直し(仮試算)についてお伺いをいた

します。

仮試算による平成20年度、21年度及び29年度の数値は下記のとおりであります。また、平成20年度及び21年度の主な普通会計の決算状況を追いますと同様に下記のとおりであります。

そこで、上記の数字を踏まえて質問をいたします。

1つ、中・長期の仮試算では、平成21年度の歳入総額は約254億1,500万円に対し、同決算では約291億2,900万円と約37億1,400万円の増額の要因は何か。

2つ、同歳出総額では約246億6,500万円に対し、同決算では約284億6,000万円であり、その差額約37億9,500万円の増額の要因は何か。

3つ、昨日平成21年度の一般会計決算成果報告の中で、退職予定者2分の1以内の採用、早期退職者制度の継続等による人件費の削減に努め、またその他の施策で効率的な財政運営に着実にまちづくりを推進したとの報告がありましたが、人件費で約46億5,700万円に対し、同決算では48億3,900万円と約1億8,200万円増加しておりますが、その要因は何か。

4つ、公債費比率13.3%に対し、9.6%と3.7%減少であり、その要因は何か。

5つ、経常収支比率90.9%に対し、89.7%と1.2%減少をいたしておりますが、この要因は何か。

6つ、財政力指数についてお伺いをいたします。

仮試算の数値は、旧町の数値を積み上げたものであり、また旧町の計算方法との違いも承知をいたしておりますが、0.242に対し0.27でわずかに0.028上昇をいたしておりますが、その要因は何か。

以上、6項目を見て注目すべきは歳入総額もさることながら、歳出総額及び人件費が目立った数字となっておりますが、試算といえども一度見直しをしたにもかかわらず、数字が少し大きいのではないかと。

次に、平成20年度及び21年度の普通会計決算状況では、21年度について若干の数値の差がありますが、特に歳入総額において21年度は約52億9,500万円増加をしておるのに対し、歳出においても約53億9,600万円も増加の

要因は何でしょうか。

平成20年度の監査委員による監査報告の結びでは、財政指数などの状況でも明らかなように、普通会計における経常収支比率が90.2%と高比率で推移をしていると。このことは、既に財政構造の硬直化を示し、行政内容の変化に伴う弾力性の確保が必要課題であると指摘をされております。この件につきどのように受けとめ、どのような見直しもしくは対処をされたのか、お伺いをいたします。

次に、財政力向上の施策についてお伺いをいたします。

今後、地方自治の進展を図り健全な地方自治を堅持するには、大切なのは財政力の向上であり、自主財源の確保だと考えますが、この件につき次のことを申し上げ市長の所感をお伺いをいたします。

平成21年における通常第一審において、禁錮以上の刑を言い渡された被告人の数は7万1,881人に対し、うち実刑者は2万9,312人です。ちなみに、平成20年は実刑者の数は2万8,963人、うち男性2万6,768人、女性は2,195人、全体でわずかと言うべきか349人の増加を見ております。平成22年3月19日、法務省矯正局によると、俗に刑務所といわれる拘置所を含めた数は全国で188カ所あり、女性刑務所、いわゆる刑務所の数は8施設になっております。収容人員は、平成19年3カ所、20年で1カ所、最近になり運営を開始されました。これは、PFI方式ということで公共事業を民間活力でという方策をとられたようですが、収容人員7万5,250人に対し、収容定員は9万3,544人であり、1万5,104人の余裕があります。しかし、女性被告収容者の数は定員が5,470人に対し、収容人員は5,212人とわずかに足りてはいますが、今後外国人の犯罪の増加、特に女性の凶悪犯の増加、犯罪の増加の傾向を考えるに当たりましたときに、こういうことは大変私は憂慮をいたしております。そういう意味で、私は早目にこのアクションを起こすべきだと思いますが、財政力向上、自主財源の確保の上からも、市長はこの件につきいかなる所見をお持ちか、お伺いをまずいたしたいと思いません。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、小野議員のご質問についてお答えさせていただきますが、数字的なものについては部長のほうから答えさせていただきますので、私はそれを踏まえてのご質問だとは思いますが、最後の財政力向上の施策について私のほうから答えさせていただきます。

急に刑務所の誘致の話が出ましたので、ある意味ではどういうところから出てきたのかちょっと私もわからないところがありますが、刑務所施設の誘致につきましても、ご指摘のとおり入所受刑者数が10年前と比較すると増加傾向にあり、施設の需要が高まっているところではございます。施設誘致のメリットとして、地元住民の雇用や地域経済の活性化、住民税などの税収等が見込まれます。これはお考えのとおりだと思いますが。また、刑務所職員、その家族としての収容受刑者が住民として登録されるため、地方交付税の算定要件であります人口が増となり、地方交付税の増額が考えられるところでありまして、過去においても過疎対策として誘致に乗り出した自治体もあったようではありますが、新設される施設の数が少ないことや、地元住民の理解が必要なことなどの課題も多く、現時点では西予市としては誘致の検討は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 それでは、小野議員の最初の質問でございますが、財政に関する質問についてお答えいたします。

まず、ご指摘の中・長期財政の見通し、いわゆる仮試算と私どもは言うておりますが、これについては試算は毎年作成しております向こう10年間の普通会計における中・長期財政計画、これをもとに平成21年1月時点で作成した内部事務資料でございます。ただ、国、県の税制改革や地域経済の動向、政策的な大型事業の実施等により大きく数値が変動する場合もあるということをご理解いただいた上で、仮試算額、指数、実績額等の差異についてお答えいたしたいと思いません。

まず、質問1及び2、平成21年度の歳入歳出

決算実績額が仮試算額と比較して大きく増額になっておるといふ要因でございますが、国の緊急的な経済対策、それにより平成20年度から21年度にかけて定額給付金事業や地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業等の景気下支えの経済対策、こういうものがたくさんございました。それと、基金積み立て等を行ったことが主な要因でございます。

次に、質問3の人件費の増額の要因でございますが、職員数は若干減少いたしましたけれども、職員共済組合負担金、退職手当負担金が大きく増額になったことが要因でございます。

次に、質問4の公債費比率の減少の要因でございますが、公債費比率はいわゆる財政構造の弾力性を判断する指標でございます。公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合をあらわしております。積算上分子に当たる公債費の増加に対して、普通交付税の増により、分母に当たる標準財政規模が大きくなり減少したものでございます。

次に、質問5の経常収支比率の減少の要因でございますが、この比率は人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税等の経常一般財源収入がどの程度充当されるかを見ることによって財政構造の弾力性を判断する指数です。ただ、これも積算上分子に当たる人件費、公債費等の増加が、分母に当たる地方交付税、この増加のほうが大きく比率が減少したものでございます。

次に、質問6の財政力指数でございます。仮試算で示した指数と平成21年度の実績による指数で若干計算方法が異なりますので、比較は単純にはできませんけれども、仮試算と同様の方法では計算しますと0.235となり、ほぼ同数値となります。いずれにしても、本市の財政力は脆弱な状況でございます。

また、平成20年と比較して平成21年度の普通会計決算が大幅に増加している要因についてでございますけれども、先ほどご説明いたしましたおりに緊急経済対策等の事業に加えて庁舎建設事業、ケーブルテレビ整備事業等の大型事業の実施による増が主な要因でございます。

財政構造の弾力性の確保については、極めて重要な問題でございます。第2次行政改革大綱や行政評価システムにより、すべての会計の事務事

業の徹底した見直しを努めているところでございますけれども、さらなる財源の選択と集中により人件費、物件費等を見直し、削減、市債の慎重な発行と適切な管理により公債費の抑制を図ってまいり、継続可能な財政基盤の確立に努めたいと考えております。

以上、財政に関する答弁といたします。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 先ほどは部長から財政の件についてる説明を受けました。

財政というのは、大変難しく奥の広いもので、我々なかなか理解がしにくいのですけれども、一生懸命勉強してこれから財政に目を向けていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、1段目の質問はいわゆる前段でありまして、これからが本番というんですか、先ほど私一般質問の最初に言いましたように、所管事項にかかわりますんで財政を建前としてまちおこしの質問をさせていただいたら、このように申し上げたわけでありまして。市長さんもいきなり何でかなというふうなことでしたけれども、理由はそこにあつたわけでありまして。

私は、21世紀は環境と福祉の世紀であるということも、これも街頭で訴えてきました。このことにお金がかかるのは事実であります。その環境と福祉に目を向けて、まちづくり産業を興し活性化をするのがいい施策の方法ではないかなと、バブルがはじけた今日、企業を中へ誘致するということは大変困難だと私は思っております。菅総理も福祉を産業として雇用の見直しをと言っておられますのはご案内のとおりであります。

そこで、私は昨年12月の第1回目の一般質問のときに、市長は行政のトップであり、また反面政治家であるということを発表をさせていただきました。

そこで、市長にお伺いをいたしますが、まず丸谷金保さんといわれる方をご存じかどうか、単純な質問ですけれどもお聞きをして再質問とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 存じておりません。

以上です。

議長 小野正昭君。

6番小野正昭君 丸谷金保さんという方は、北海道池田町の元町長さんでして、食堂で御飯を食べておるときにお百姓さんが牛を引いて歩かれておった、これを見て丸谷町長はああそうかと、我が町には野ブドウがあるなど。その野ブドウが今までは甘いワインだったのが酸っぱいワインでしょう、その牛肉といわゆるワインをかけ合わせてまちおこしをされたと。当時町民から相当なこんなまずいワインが飲めるかとか、こんなものをしてとかという非難を浴びたけれども、当時の丸谷町長は町の20年、30年、50年先を見越して、ばかと言われても信念を通した、こういう方で将来は代議士になられた方です。

そこで、やっぱりこのことを念頭に置いて、我々家庭においてもいわゆる経費というものは、財政というものは、入るをはかって出づを制すということがありますが、まずやはり入るをはかなければならないと思います。先ほどの元親議員の一般質問の中に、耕作放棄地とか、ほれから森林の話が出ましたけれども、私は余り踏み込むとこれまた所管にかかわりますので質問事項とちょっと型が違いますのでご無礼かと思えますけれども、あえて申しますと、市長は刑務所の答弁の中で住民の感情という答弁をいただきましたけれども、私は男性は余り好ましくないんです。女性をひとつしていただいたら、やはり女性は余り凶悪な犯罪を他人には及ぼしませんのでどうかと。女性を検討していただきたいなど。それで、その女性の受刑者の方々に、いわゆる体験作業と称してそういう作業の一貫性をしていただいたらどうかと、耕作放棄地とか、ミカンのいわゆる体験作業とか、そういうことをしていただければ、いわゆる農業等の担い手の一躍にも買ってもらえるのではないかなと、と同時にやはり造成からいわゆる雇用、物品の流通を考えますと、これから先21世紀はこういうことに目を向けなければいけないのかなという思いを、私はかねがね強く思っておりましたので、財政にかこつけてこの話を今回させていただいたので、お許しをいただいたらと思います。

そういうことで、やはり21年度ですか、決算

のいわゆるカンセンの末尾にこうありますね。景気低迷が続く昨今、西予市を取り巻く環境も厳しいことから、常に危機的意識を持ち、最少経費で最大効果が得られるよう効率的で健全な行財政運営に一層努めていただきたいと、こういうことで先ほど言いましたように、入るをはかって出づを制すという観点からも、ぜひひとつそういうことで検討をしていただいたらなど。これは、いわゆる先ほど市長のあいさつの中で、議場は議論の場と言われましたが、これは私は行政と議員は政策の議論の場、戦いの場と思っております。戦気寒流月帯びて澄めること鏡の如しであります。ぜひお願いをしたらと思います。

終わります。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時17分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時28分)

次に、11番嶋川武文君。

11番嶋川武文君 今は日本社会は大変な変革期にあると思います。50年に一回の合併を初め、政治、経済、財政、産業、あるいは子供の問題に幅広く今は大きな変革期の渦の中にあると言っても過言ではないと思います。私は、一つだけ政治倫理について質問いたしたいと思っております。

昨年の衆議院議員総選挙は、歴史的な民主党の大勝に終わりました。それがいわゆる自民党の55年体制の崩壊か、あるいは一時的な交代劇なのかわからないところですが、少なくとも55年体制は終えんしなれば、国民の理解は得られないことだけは確かなようであります。

そして、皆さんご案内のとおり、鳩山前総理大臣、小沢前民主党幹事長という、いわゆる2大巨頭による民主党政治が始まりました。その後、種々マニフェストに沿って政策を実行しようとするものですが、その内容はほとんどばらまきのものなので、財源の乏しさと相まって完全には実行されておりません。特に、皆さん記憶に新しいものとしては、これは財源の問題じゃなくて政治問題と言えますが、沖縄のいわゆる普天間基地の問題は二転三転、延期などで最低でも県外と言っていたのも、結局はかつての自民党の案に実質逆

戻り、時間の無駄と混乱を招いただけでした。その間に、両巨頭による政治と金の問題などもあり、両氏はその職にとどまることができなくなり辞職、現在の菅内閣にかわったことはご案内のとおりであります。

7月の参議院議員選挙で、今度は民主党が負けます。この総括で、民主党は多少間違った答えを平然と出します。その結果は、菅首相の消費税の言及が原因だと言うのであります。そうでしょうか、皆さん。結構な数の方が、主にジャーナリストの方が言うておりますが、その原因は政治と金の問題、特に小沢前幹事長のことと普天間問題だと。特に、小沢さんの政治と金については、今のところ不起訴なので法的にはクリアなので、そこで結審となるのであります。ただこの件につきましては東京第五検察審査会が再審査しておりまして、その結果は今月の末に出るというような報道がなされております。しかし、さっきも申しましたように、政治家はそれでいいのでしょうか、政治家はそうはいかないのであります。政治的、倫理的に国民は許していないと思うのであります。その結果が世論調査にも出ております。小沢さんは、議員辞職も含めてかなりの高い数字が出ております。政治家は襟を正さなければなりません。参議院選挙の結果は、そのあらわれと思うのであります。

少なからず、我々西予市議会議員も政治の末席にあります。議員として協議、審議、議決など議会業務に携わる前に、倫理的にクリアしておかなければなりません。しかし、現実には西予市政治倫理条例を設置しておりますが、その内容は乏しく、ざる法と言わざるを得ません。あってないのと同じなのであります。審査会の設置もありません。ざるどころか、網で水をくむようなものであります。世論は言うております。明らかに公共工事等々主体の会社を営んでいる者が議員に堂々という。西予市議会の倫理のレベルを理解することができないということをよく聞きます。まことに残念であります。政治倫理について、市長、副市長、そして教育長も対象になります。ここで、再度政治倫理について真剣に協議し、再び市民に堂々と納得していただける内容のものを制定することを提案いたすものであります。市長のご所見をお願いいたします。

以上であります。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 政治倫理条例について、嶋川議員からの一般質問にお答えをいたします。

政治倫理をめぐるまじは、しばしば政治と金の問題として大きく論じられてきております。現在、国政においても非常に注目を集めている状況にあることは周知のとおりでございます。もとより、政治に携わる者は、その地位や権限を私的利益にすることが職業倫理として禁止されております。それを遵守させるためには、個人の道徳観や判断のみならず、客観的に監視できる仕組みとして法的規制が必要であります。

当市の政治倫理条例は、平成17年第1回定例会において政治倫理の確立を図り、市政に対して市民から信頼され公正で民主的な市勢の発展に寄与することを目的に、議員発議で制定をされたものであります。現在、愛媛県内20市町のうち、当市を含めて6市町が政治倫理条例を定めております。条例を制定していない市町におきましても、政治倫理の遵守に関しまして何らかの申し合わせ事項や規定を定めているものと思われま。

さて、議員のご指摘のとおり、条例制定をしている県内市町のうち、当市のみが審査会の設置を規定をいたしておりませんし、また具体的な判断基準も設けておりません。政治倫理に触れるような事案に対して、適切な措置がとれるような制度を整備することは当然に求められるところでありますが、これは制度の適用を受ける者の姿勢が最も重要になると考えております。したがって、本条例が議員発議でなされたものであること、また条例の厳格適用のために政治倫理基準の具体化も必要となりますが、特に問題となります請負に関しましては、過去の一般質問にもお答えをいたしてありますとおり、まず議会内部で検討をいただき、協議いただくことが必要であろうかと考えております。

市の理事者といたしましては、議会の検討内容と歩調を合わせて、市民から見て不適切と思われるような状況があれば適所適正に対処でき、だれからも疑念を抱かれることのない政治倫理の遵守徹底に効果的な制度を構築したいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 この政治倫理条例というんですが、これは倫理ですので条例ですというのには私も不本意ではありますが、しかしやらなければならぬと強く思っております。

ここで、市長に再度質問いたしますが、およそ行政、議会もそうですが、法律に基づいて運用していくのが基本でありましょうが、ただ政治家とつく限り果たしてそれでいいのでしょうか。今、民主党の代表選挙をやっておりますが、いわゆる豪腕の小沢さんが最近選挙上手ですから、徐々によくなってきているようでございますが、ただ世論調査いたしますと相変わらず政治と金の問題は問題になっております。7割、8割の方がだめだと言っておりますが、私はこの倫理につきましては、法律だけを守ってクリアすればいいという問題じゃなくて、やはりいわゆる倫理、道徳が必要だと思います。改めて、今副市長にはご答弁はいただいたんですが、市長も非常に答えにくいとは思いますが、再度簡単で結構ですので市長のお考えをお願いいたします。私は、法律だけ守っておればいいという問題じゃないと思うんです、特に政治家関係は。その点はいかがでしょうか。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、嶋川議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

これは、非常に難しい問題でもあります。今先ほど、当初のご質問にもあったとおり、国のほうにも小沢さんが法律と倫理という問題で、政治倫理についてどうかということで議論をされているところだと思っておりますが、およそそれぞれ、私であり、議員の方でもそうでありますが、政治に携わる者は法律があり、それで道徳倫理観があって、その上に政治的ないろいろな判断が加わってくるんだとは思っております。

その中で、西予市の中の政治倫理でございますけれども、これはあくまでも議会の中でまずご判断をいただいた中でつくられていただいた条例でありますし、行政もまずそこを尊重しながら、議員の方がまずご判断をいただくところで流れをつくっていったらいいんじゃないかなんかとは思

ておるわけでありまして。しかしながら、行政の中でも、先ほど副市長の答弁も後段の最後のほうにもちょっとおっしゃっていただいておりますが、目に余るようなことであれば行政としても議会の方々と一緒に一歩踏み出していくという気持ちは強く持っておるところでございます、その辺のところはしっかり心に持っておかなくてはいけないのかなという思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しております5つの項目について質問をさせていただきます。

初めに、予防ワクチンの公費助成について2点お伺いをいたします。

1つ目は、子宮頸がんの予防ワクチンについてであります。

この件につきましては、私の3月の第1回定例会におきまして一般質問をさせていただきました。そのときには、市単独での公費助成は財政的に難しい。国、県の動向を見ながら検討したいとの答弁をいただいたと記憶をしております。その後、全国各地で公費助成を開始した地方自治体が増えてきており、厚生労働省の調査でことし6月の時点では回答のあった1,744の自治体のうち114の自治体、6.5%に当たりますけれども、が公費助成を行い、またその中の78の自治体68.4%では1万2,000円以上の助成を行っていることが明らかになっております。また、8月の参議院予算委員会において我が党の松あきら参議院議員から、国が子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成を行うべきだとの質問に対して、菅総理は大切なことだと思う、私は前向きな形で取り組むべきだと思うと答弁をされました。そして、その直後に厚生労働省が2011年度予算の特別枠として、助成事業費として150億円を要求する方針との報道がなされました。

また、この愛媛県においては、先日上島町が町内の中学生63人を対象に、この9月から実施を決めたとの報道がありました。前回の市単独での公費助成は財政的に難しいという答弁もわかりませんが、検診とのセットでほぼ100%予防

ができると言われているこの子宮頸がんでの不幸な女性をなくすためにも、ぜひとも我が西予市でも公費助成に積極的に取り組むべきだと考えますが、市長の考えをお伺いをいたします。

2つ目に、H i bワクチン、肺炎球菌ワクチンについてお伺いをいたします。

H i bワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、細菌性髄膜炎を防ぐワクチンとして世界では既に100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられているものであります。細菌性髄膜炎は、脳を包む髄膜に菌が取りつき炎症を起こす病気ではありますが、国内では年間約1,000人が発症をし、その約5%が死亡、救命ができて約25%が脳に後遺症を残すと言われております。原因菌は、約6割がH i b、インフルエンザ菌b型というもので、続いて肺炎球菌が2割を占めております。何よりも迅速な診断と適切な治療で重症化を防ぐことが大切ですけれども、早期の場合には風邪と見分けるのが難しいという問題もあるようで、できれば保育園や幼稚園などでの集団生活が始まる前のできるだけ早いうちにこれらの予防接種を済ますことが望まれます。最近特に、乳幼児のお母さんたちの間で関心が高くなってはきておりますけれども、全額自己負担が原則の任意接種となっているために、接種をしたくてもできないという厳しい現状があります。ちなみに、1回の接種当たりの費用は約9,000円、接種開始年齢によっては2回から4回が必要であります。この経済的負担を軽減するために、全国では既に助成制度が始まっている自治体もあるようですので、我が西予市においても全額とはいかないまでも、幾らかでも助成ができる制度の実施を求めるものであります。市長の考えをお示しく下さい。

次に、2点目として西予市のホームページの充実についてお伺いをいたします。

現在の情報社会において、ホームページの利活用と役割、効果については今さら言うまでもありませんが、さきの参議院選挙前にもネットでの選挙が話題になっていたように、近い将来インターネットを使った選挙運動の解禁もされようとしております。それこそが、インターネットを使ったブログやメール、ツイッターやホームページが国民に普及をしているという証明だと思えます。

そこで、1点目として行政からの情報発信につ

いてお伺いをいたします。

ホームページの中の暮らしのガイドというところをクリックしますと、担当課で検索という箇所があります。しかし、大半の部署からは情報が入っていないという現状があります。担当の部署によって発信される情報の量が違うのは当然でありますけれども、クリックをした市民の皆さんから見ると、なぜ何も入っていないのって思われるくらい検索データは0件でしたという担当課の多さにちょっと驚いてしまいます。伝える情報がそれほどないのか、伝える努力が足りないのか、いずれにせよ100を超える担当課の数をもう少し部門別に整理をするなどの工夫が必要だと感じます。市民の皆さんへの情報発信方法がこのホームページだけではないのは理解できますけれども、もう少し市民の皆さんに伝えたいという気持ちがこもったホームページの内容にしてほしいと思っておりますが、ご所見をお伺いいたします。

2つ目に、このホームページからいただく市民の声についてお伺いをいたします。

市民の皆さんが、行政、市長に思いを伝える方法の一つとして、ホームページの中の市長への投書箱があります。これは、昨年の4月に設置をされたと記憶をしておりますけれども、設置をされてから今までにどのくらいの件数の投書があったのでしょうか。できれば投書の件数や、こんな投書をいただきましたなどのプライバシーには考慮した上で、その大まかな内容くらいはホームページの中でフィードバックをしていただければ、市民の皆さんの関心も一層高まってくると思えます。その実行の可能性をお伺いをいたします。また、担当課に対してのお問い合わせの件数を把握されていれば、それも教えていただければありがたいと思っております。

3つ目に、広告事業についてお伺いをいたします。

このホームページには、ホームページへの広告と広報せいよへの広告の募集がありますが、その効果が見えてきていないように感じます。実際今まではどれくらいのお問い合わせがあり、また今後のこの広告事業に対してどういうふうに取り組みを考えられているのか、お伺いをいたします。

それと、このホームページの中の新たな広告媒体の提案というところで、実際に寄せられている

提案内容があればあわせてお聞かせ願いたいと思います。

次に、大きな3点目、新庁舎の総合案内の設置についてお伺いをいたします。

2年前の6月定例議会において、私の初めての一般質問の行政の市民サービスの中で再質問をさせていただきました。また、当時の総務常任委員会での質疑のときにも何回か意見要望を述べさせていただいておりますけれども、残念ながらその都度いい返事はいただいておりますが、いよいよ新庁舎の全貌が見え始めてきて、来春には市民の皆さんに利用をしていただくようになりますので、再度しつこいとは思いますが提案をさせていただきたいと思います。

私がこの2年間の行政視察等で訪問をさせていただいた庁舎では、多くの市や町で総合案内を設置されているところがありました。それは、建物の大きさでもなく、市とか町とかの行政の規模の大きさにも関係はありませんでした。初めて訪問させていただいた自治体において、庁舎に入っすぐの場所に総合案内があると、その自治体の市民と行政の距離感の近さがわかるように感じられました。市民の皆さんから見た庁舎内の雰囲気や行政というものは、この庁舎の中にいる職員の皆さんや、市長初め理事者の皆さんが思われているよりも、もっと遠く、高く感じられているように思います。私が市民の皆さんに総合案内についてあったらいいと思うんですけどというふうにお聞きをしたら、あるべきですよとか、あって当然ですね、中には、えっ、計画の中に入っていないのと驚く方もおられます。西予市においては、市民と行政のさらなる距離感を縮めるためにも、また市民の皆様への行政サービスとしても本当にしつこいようで恐縮であります。ぜひとも総合案内の設置を考えていただきたいと思います。市長の考えを再度お伺いをいたします。

次に4番、子育て支援、少子化対策としての保育料の支援策についてお伺いをいたします。

少子・高齢化の波は、物すごいスピードでやってきております。この西予市においても、小学校の再編などで将来の子供の人数が予想されている数字を見たりしますと、二、三十年後の西予市の状況を想像することさえ、ちょっと怖いような気がいたします。この保育料の件につきましては、国の基準とはいえ保育料算出方法から幅のある保

育料で課税区分とはいえ、このことは以前から保護者の皆さんの負担と不満がありました。近年、幼・保の一元化の話が出ていたころには、保育料が今よりは平準化されるのではないかとかなり期待もしておりましたけれども、ここ最近また国政においてのトーンが下がったのかどうか、余り耳にしなくなってきております。今、国においては子供は社会が育てるとの趣旨から子ども手当を支給しており、今後は党首選結果次第とは思いますが、現金支給と現物支給で子育て支援の方向性を見せております。我が西予市が今後人口の減少のスピードを少しでも鈍らせたり、食いとめるためには、今の、またこれからの若い世代の人たちがこの西予市に多く住んでいただき、一人でも多くの子供を産み育ててもらおうという希望を抱くしか方法はありません。

そこで、西予市版の子育て支援策として、例えば3人目以降の子供の保育料を市で負担するなど、近隣の町にもアピールができるような若い世代の人が西予市に住みたくするような助成策が必要だと思っております。市長の考えをお聞きいたします。

最後に、5番目として新たな過疎対策の推進についてお伺いをいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎対策事業債の対象としてソフト対策が追加をされることになりました。これは、過疎関係市町村が地域の実情に応じてきめ細かく目配りを行い、地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握をすると同時に、資源や特性を生かした仕組みや方策を自立促進市町村計画として作成し、事業が展開できることになったと理解をしております。西予市の限度額予算は約2億5,000万円くらいと伺っておりますけれども、せっかくできた予算でありますから、今まであった事業をこの過疎対策事業債に振りかえるような対応ではなく、西予市の将来を見据えた新たな新しい発想の事業を期待をしております。現時点での西予市としての方向性とお考えがあればお示しをいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 二宮議員のまず子宮頸がん予防接種ワクチンの公費助成についての答弁をいたします。

子宮頸がんは、性交渉により感染するヒトパピローマウイルスが主な原因とされ、年間約1万6,000人が発症し約2,500人が死亡しているとされており、予防には若年層へのワクチン接種が有効と考えられております。感染率は、20代で90%、30代で75%、40、50代で65%と、若年者ほど感染の割合が高く、発症率は40から50代が一番高く、次いで60代となっております。検診による早期発見、治療でほとんどが治癒できますが、さらにワクチン接種により100%近い予防が可能となります。しかし、接種費用は1回当たり約1万5,000円必要とされており、3回接種では1人4万5,000円程度となります。今回、国が特別枠で示した子宮頸がん予防接種対策強化事業で150億円で、接種費用の3分の1が国庫補助されると見込まれております。接種できる対象者は、10歳以上の女性で世界的に10代前半の接種が推奨されているところがございます。そのため、対象者を10代前半とすれば小学校高学年及び中学生となろうかと思えます。去る9月3日の新聞報道によりますと、接種率向上につながる学校での集団接種では適切との意見はわずか4%で、養護教諭のほとんどが副作用が起きた場合の対応や保護者への説明に不安を感じていると言われております。また、医療従事者でも約半数47.6%が副作用の不安を感じているところがございます。今年度、県内で実施を予想されております上島町と松野町は、いずれも中学生を対象としております。現在、当市の女子中学生は559人で、接種費用は1回当たり1万5,000円と換算をいたしますと、2,515万5,000円程度となり、国が3分の1の838万5,000円を助成するをいたしますと、残り3分の2の1,677万円を県や市町、または個人で負担することとなります。当市といたしましても、個人負担を公費により助成したいと考えておりますけれども、現状では財政事情のほか、接種による副作用の問題などもあるため、国や県、近隣市町の動向を見ながら慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、H i b、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてのご質問にお答えをいたします。

乳幼児の細菌性髄膜炎は、細菌が脳に感染する重症の感染症で、発症から24時間以内に症状が急激に悪化する劇症型ではほとんどが死亡すると言われております。原因菌のヘモフィルスインフルエンザ菌b型は通称H i bと呼ばれ、通常の罹患の死亡率は3から5%、25%の割合で後遺症が残ると言われております。乳幼児の肺炎球菌の場合、死亡率は10から15%で、生存しても10から20%の割合でてんかん、発育障害、難聴、脳性麻痺、精神遅延などの後遺症が残ると言われております。これらのワクチンは、任意接種のため全額個人負担となっております。予防接種の対象者と回数は年齢により異なり、H i bワクチンは2カ月から6カ月児で4回、7カ月から11カ月児で3回、1歳から4歳児で1回で、1回当たりの接種費用は7,000円程度必要でございます。肺炎球菌ワクチンの接種は、2カ月から10歳児の間に4回、1回当たりの接種費用は1万円程度でございます。いずれも接種費用が高額なため、市単独の公費助成は難しい状況でございます。国も予防接種法の見直しを検討している中で、H i b、肺炎球菌などの任意予防接種の検討もあわせて行われていることから、今後の国や県の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

続きまして、子育て支援、少子化対策としての保育料支援策についてお答えをいたします。

西予市の保育料は、平成19年度に国徴収基準の85.8%が21年度には80.7%までに軽減されております。市長マニフェストに掲げておりますとおり、70%水準を目指しているところでございます。質問にあります3人目の無料化については、平成21年度から国の基準は無料になっておりますけれども、本市におきましては入所者には多少なりとも負担は必要でないかという考えを尊重し、10分の1を継続しておるところでございます。しかし、県内各地の状況を見ますと、本市以外はすべて無料になっており、本市においても来年度より無料化を検討しようとしていたところがございます。平成21年度の実績は、1年間で延べ145人が該当をし、年間保育料徴収額は28万6,900円で、1人当たり1,978円となっております。保育料の水準は、県内9市の平成21年度国徴収基準に対する市適用率で比較してみますと、本市は80.7%

で西条、四国中央市に次いで県内3番目に低くなっております。平均は83.7%で、児童1人当たりの市の持ち出し額は5万7,828円であります。このように、本市の保育料は全体的には安くなっておりますけれども、国基準の第6階層及び第7階層は他市に比べて高くなっているのが現状であります。今後、財政状況も考慮しながら検討を要するものと考えております。

子育て支援、少子化対策については、ことしの3月に西予市次世代育成支援行動計画の後期計画を策定し、通常保育に加え延長保育や一時保育及び学童保育等の取り組みなどを盛り込み、保護者からの多様なニーズにおこたえしているところでございます。国では、新たな子育て支援制度体系を検討しており、子育て支援に係る財源の統合や、幼児教育と保育を一体化したこども園の創設、子ども手当の支給に関しては現金、現物給付の提供など、制度そのものが大きく変わろうとしております。今後は、国の動向を見定め適正に対応することが必要であると考えております。

以上、二宮一朗議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 それでは、二宮議員の2番目の質問、ホームページの充実からまず最初にお答えいたしたいと思っております。

最初に、ホームページによる情報の発信についてでございますが、ご指摘のありました暮らしのガイドの中の担当課の情報につきましては、現在のシステムは情報を入力した課が担当課となり、一つの情報を担当課を複数という表示をできません。制度や手続方法等、全市で共通しているものは、本庁の担当課が情報を掲載しております。そのために、各総合支所の各課の掲載情報がほとんどない状態、具体的には検索データがゼロでしたという表示になる場合が多々ございます。ただし、各総合支所でイベントや催し物を主に担当している部署につきましては、暮らしの情報以外にもその情報を別途掲載しておるところでございます。市内では、ブロードバンドの整備が順次行われておりまして、今後ますますホームページの重要性は増してまいりますので、多くの皆さんに利用いただけるよう関係部署と連携し、今後より多

くの情報掲載に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、市民の声についてでございますが、平成21年度4月開設以来、平成22年8月末現在で17件の投書をいただいております。いただいた内容について内容をホームページに掲載することは、その内容により個人を特定するおそれもございますので控えさせていただいております。ただ、投書件数の掲載については可能でございます。また、いただいた提言内容を参考に市政運営で新しい事業に取り組んだり、展開があった際には情報発信してまいるようにいたします。

なお、西予市ホームページの担当課への質問はこちら及びお問い合わせから寄せられた行政相談件数でございますが、平成18年度が113件、平成19年度102件、平成20年度144件、平成21年164件、22年度が68件となっております。

広告事業につきましては、ホームページのバナー広告、広報せいの広報掲載募集に係る問い合わせともに年五、六件程度でございます。広告事業は、広告事業実施要綱に基づきまして、広告印刷物、市が発行する印刷物、ホームページ、いわゆる庁舎や公用車などの財産などへの広告が可能ですが、現在ホームページ、広報紙、市民生活、ごみカレンダー等に有料広告を掲載しておる状況でございます。新たな広告媒体について、具体的な提案はございませんけれども、封筒などに広告を掲載するということを検討してまいりたいと思っております。

次に、新庁舎の総合案内についてのご質問についてお答えいたしたいと思っております。

新庁舎の建設も皆様のご理解、ご協力のもと、順調に進捗しているところでございまして、新庁舎建設に伴う組織機構の大枠もおおむね固まりまして、現在細部の事務取扱について協議検討を進めているところでございます。その中にありまして、議員さんからご提案いただいております総合案内所の設置についてももちろん検討いたしましたが、現在の職員数が絶対数が不足ぎみということもあり、配置する予定にはございません。ただ、新庁舎1階のレイアウトからしますと、専任の総合案内係を配置するよりも、各窓口担当者や1階の各部署に配置された職員が積極的に来庁者にお声をかけるということ徹底したほうが、来庁者のニーズの把握とか職員意識の改革、さらに

は議員もおっしゃられております市民との距離感の払拭の面でもより効果的であり、総合的に住民サービスの向上にもつながるのではないかと判断しておるところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

最後に、5点目の新たな過疎対策、ソフト事業の推進でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律、今年4月1日に施行されたところでございます。これまで4度にわたる過疎法は、いずれも適用期間10年の新法として制定されてまいりましたが、今回は一部改正により6年の延長法となりました。改正で大きく変わったところは、ご指摘のとおりハード事業に対する対象施設の拡大に加え、過疎市町村の長年の悲願でありましたソフト事業への過疎対策事業債の適用が認められたところでございます。これにより、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持活性化など、将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業の財源とすることができるようになりまして、過疎地域のより細やかな事業に積極的な活用が可能となりました。ソフト事業による起債発行限度額は、人口、面積、財政状況などの条件を考慮して定められることになっております。本市においては約2億5,000万円が単年度における限度額ということになっております。現在、本市においても22年度から27年度までの過疎地域自立促進計画案を取りまとめ中でありまして、県との事前協議を進めているところでございます。その結果を受けて、12月の定例議会に関連議案の提出を予定しているところでございます。また、これまでに人口減少や高齢化が進む地域の実情や特性、行政ニーズをもとに社会基盤整備事業を初め、限界集落対策事業や地域公共交通活性化再生総合事業、さらには地域医療再生構想に基づく八大圏八幡浜・大洲圏地域医療再生計画事業等を推進しているところであります。そうした取り組みと、新たな過疎対策ソフト事業による連携と調整によりまして、その成果が将来にわたって維持拡大できるよう、きめ細かな対策を講じて地域の活性化と自立促進を図りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 それでは、何点が再質問をさせていただきます。

1点目として、上甲部長のほうから答弁をいただきました子宮頸がん、それからワクチンの件ですけれども、新聞等にも載っておりまして学校での集団検診とか副作用が心配とか、こういうのは私も認識はしております。ただ、先ほど言いました参議院の予算委員会において、これは子宮頸がんのワクチンの件が出始めてからインターネットで悪質ないたずら等がたくさんありまして、これをするとならば妊娠できなくなるとか、そういうこともありまして、松あきら議員が厚生労働省の技官に答弁を求めて、本当にこの子宮頸がんのワクチンが副作用があるのかどうか答弁してくれということ、しっかりないということ、答弁をしております。また、集団検診で学校とかが不安とか、擁護の先生とかが不安とかという件に関しては、まだまだ周知が余りされていないということで、今後それは国が施策として決まったら順次周知はされてくるんだろうなというふうに理解をしておりますので、ぜひ西予市においてもそういうふうにプラス思考でちょっと考えていただけたらと思っております。

それと、子育て支援の部分について保育料の3人目が無料を検討していただくということで、これは必ずぜひ来年からやっていただきたいと思うんですけれども、それに加えて私がもう少し踏み込んでお願いしたいというか、考えていただきたいと思うのは、やっぱり少子化対策ですから3人以上の子供さんがおいたら3人目の保育料が無料になる、今言っていたのは3人一緒に行かせていたら3人目が無料になるという保育料のことですけれども、そうじゃなくて、私のところにも子供が4つ、4つ年が離れてますから、3人一週に保育園とかということはないわけですよ。1人卒業したらあと2人保育園とか、そういう場合でも3人目は無料ですよという、ちょっと画期的な施策、お金が要ることですんで大変とは思いますが、そういうふうにとらえていただきたいと思います。

先ほどの言った予防ワクチンの件も、今回お願いしている子育て支援、少子化対策の件についても、先ほどちょっと言いましたけれども、上島町

が愛媛県で初ということでこういう新聞で出ました。こういうインパクトが大事じゃないかなと思うんですね。西予市において、要するに若いお母さん、または子供、そういうふうなところにきちんと目を向けてますよという市の行政の姿勢が、今後のそういう少子化対策、または人口減少等々の施策になってくるんじゃないかと思えますんで、市長はよく、僕もこの2年間しかこの議会でおつき合いないですけども、この2年の中でも行政は経営感覚が必要やということを最近よくおっしゃられていると2期目に入って、僕はよく思うんですけども、確かにそれはそのとおりやと思えます。だからこそ、よく言われる周りの市町村を見てとか、国や県の動向を見てというだけではなくて、独自のものをしっかり出していきたいなと。それが将来の、前も一般質問で言いましたけれども投資にもなるし、僕はパフォーマンスが好きではありませんけれども、やっぱり皆さんが注目していただくということが、まず考える第一歩になると思えますんで、ぜひそここのところもお願いしたいと思っております。

それと加えて、総務部長のほうのホームページの件ですけども、予想外に問い合わせの件数がちょっと多かったんで、逆に僕はうれしいなと思っておるんですけども、これは先ほどの最初に言った件と合わせて、やっぱ情報をフィードバックで出していただくと、やっぱり見ている者もせがあるというか、私もちょっと試してみようかなとかというふうになると思えますし、私の同級生なんかこの間お盆に帰ってきたときに、年も年なんで今どき宇和のことが気になるよということで、よくホームページを見るというふうな話をしてました。ただ、余り情報がそんなないよねと、例えば僕の今回の議会のこういうのを見てみたら、いまだにまだ6月議会の議事録が変わってない、3月のまんまなんですよ、まだいまだに。ちょっと古過ぎるんじゃないかなと、そういうところもやっぱりしっかり対応していただきたいなというふうに思っております。

それと、最後の過疎対策の件につきましては、今からだと思いますんで、しっかり取り組んでいただきたいと思えますんでよろしく願います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の再質問の2点について私がお答えをして、3点目のホームページについては、これは質問要りますか、要りませんね。そしたら、2点についてお答えをさせていただきます。

子宮頸がんにつきましては、先ほど部長のほうで答えたところでありますが、私ども新聞の出た意図というところが非常に気にしておるところでございます、その副作用がもしあったら、あるいは学校の現場が十分認識がない段階でどこまで踏み込めるかなというのが非常に気にはしておるところでございます。ただ、公明党の松議員が、今ほど言われて厚生労働省のほうの技官のほうで答えられたということは、相当国のほうも研究をされた上での回答であろうと、このように思っておりますので、それは注目に値するものだと思いますし、私どももそういうことを踏まえながら子宮頸がんの助成については踏み込んでいくというのは、やるべき道の一つではなかるうかなという気は以前からはしておりましたが、その情報の中でしっかりしたことを考えていきたいと思っております。

第2点目の保育料の関係等々も合わせましてのことでございますが、私は福祉の感覚では以前からもこの議会の場で何回も言っておりますが、福祉に国境があってはいけないという感覚を持っております。市町村の中で線を引いてしまう、これはやはり本来おかしいわけです。だから、こういう例えば保育料にしても子宮頸がんにしても、先ほどのもう一つの問題にしても、本来なら国がやるべき問題であります。市町村がどっかが特別にやったから、それがいわゆるインパクトがあって格好いいとか云々とあるのは、非常に私は福祉の社会では困ると。だから、福祉国境論を以前から言っておるのはそういうところでありまして、本来なら国がやるべき道は国がやるべきだと、あるいは広域自治体の県がやるべき道は県がやるべきだという考えを持っております。市町村が格好よく一時的にというのはやりやすいですが、余りそれをやると本来のところに至らない。私は、福祉にはそういう感覚を持っております。それ以外の産業云々かんぬんについては、地域特性を生かすというのは非常に大事であります。私は福祉国境論を持ってそういう理論構成をして、以前からこの場に話をさせていただいておるところであり

まして、ただ保育料についてはこういう少子化の中で何とか前向きの中で、今80%ちょっと80くらいまでできましたけれども、国の基準よりですね、できるだけ安く、70くらいまでいけるような流れをつくっていったらなど、これは思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 市長みずから答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。

私も今までの一般質問、これまでの中でも市長の福祉の国境論というのは理解をしておるわけでございますけれども、先ほども言いました行政の経営者としてというのも一つですし、先ほどもちょっとありましたけれども政治家という問題というその判断からも私はちょっとそこところが尊敬している市長ではありますけれども、ちょっと意見の違うところでありまして、ぜひ私の意見も取り入れていただければうれしいなということで、ちょっとその上島町のやられた言葉として載っておるんですけれども、唯一の予防可能ながんであり、少しでも早く実施すべきだと考えており、国や県の対応を待たずに実施したいというのが上島町の考え方ということで、これは別に子宮頸がんのことだけではないんですけれども、すべてにおいてやっぱり西予市はどうなのかという、ここにおられる皆さんは行政の理事者なわけですから、西予市の市民目線でしっかり考えていただきたいということで、これは別に答弁要りませんですけれども。

最後にもう一点だけ、新庁舎の総合案内、本当にいろんな場面でしつこく僕もお願いしてはいますが、以前の総務部長にも何回も言いましたけれどもやっぱり同じような返事で、いい返事をいただいただけませんでした。何でこндаけおって、人数がたった一人、二人できんのかなと。本当にそういうふうに言われるのであれば、市民の皆さんはもっと、行政の中におられる仕事されておる人を厳しく監視しますよね。本当にお前時間ないんかと、たった1時間この課から順番に抜けて総合案内に座る時間がないのかというふうなことになるんじゃないのかなと。例えば、前回言ったときには場所がないと言われました。もう設計している

んで、場所がないというふうに言われました、この議場でね。私は、別に総合案内で座ってなくてもいいんですけども、銀行なんかでよくフロアマネジャーみたいにおられると思うんですよ。入ってこられて、ちょっときよろきよろとしよつたらすつと行ってね、どちらに行かれますか、どんな御用ですかという、そういうふうな方が欲しいというふうに僕は思っとるわけですよ。ぜひ、もう一度そのところをちょっとご検討いただければありがたいなと思いますんで、これが最後の質問です。よろしくお願いします。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 私も前回9月議会の議事録を拝見いたしました。その際にも職員配置でなく、わかりやすい案内表示、それと各関連のある部署を一つのワンフロアにまとめて住民の皆さんにご不便がないような配慮をするということで答弁させていただいております。非常に前回と同じ内容になりますけれども、今回1階部分に市民課、税務課、いわゆる福祉事務所部門、市民の皆様が大変利用が多いであろうという課を配置する予定でございます。2階以降についても、主要な課については個別の部屋じゃなくてカウンターで対応できる場所がございます。そういうこともあって、市民の皆様にはご不便はおかけしない配置ができたんじゃないかなと案の段階では思っておりますが、先ほど申しましたとおり職員を配置の段階で、これは臨時や囑託という職員配置じゃなくて、ある程度行政事務のわかっている方が必要になるかと思えます。その意味で、私答弁中にも現在支所を重視するという立場で、本庁ばかりに人を集めるわけにはいかないということで、若干職員が不足ぎみという答弁をさせていただいたところであります。新庁舎開設後に混乱とか問題が起こるようでしたら、また改めて検討ということにさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、12番沖野健三君。

12番沖野健三君 質問の前に、皆様に一言申し上げたいことがあります。

先日、市民の方から本庁の市民係は感じがい

い、親切だ、電話の交換士も応対がいいと褒めていただきました。早速課長にこのことを言いますと、以前からそういう声は聞いております。このことが刺激になり、市民生活課ではお互いあいさつができるようになりましてということでした。とかく、市の職員はサービスが悪いとか、サービス精神がないとか、あいさつをしないとか、いろいろ悪口を聞いておりましたが、今回市役所の顔でもある市民係や電話交換士が褒めていただき、職員教育の効果がでてきていると感じた次第です。来年4月には、新庁舎が完成いたします。しかし、庁舎だけ立派ではあんこが腐ったまんじゅうのようなものであります。庁舎は立派だが、職員は悪いと言われぬように、今後も職員教育を行っていただき、西予市の職員はあいさつができ、感じがいいと言われるようにしていただくことをお願いして、質問に入ります。

初めに、平成29年に愛媛県において開催されます第72回国民体育大会についてお伺いいたします。

愛媛県では、昭和28年に四国4県で第8回大会が開催されて以来、実に64年ぶりの本県での開催となります。現在、競技会場が県下の市町において内定しております。

我が西予市では、相撲、成年女子ソフトボールが行われます。会場は、相撲が乙亥会館、成年女子ソフトボールが宇和球場及び宇和運動公園多目的広場です。相撲会場の乙亥会館については、西の国技館と言われるほど立派な建物で自慢のできる施設であります。成年女子ソフトボールが行われる宇和球場はとても古い施設で、国体が行われる場所としては大変不便を来すと思われます。昨年12月の定例会で、宇和球場の改修について質問をいたしました。森教育長は、国体ソフトボール招致とあわせて考えておりますとの答弁でありました。招致が決まった以上、国体に向けての宇和球場の改修についてお考えをお伺いいたします。

8月25日の愛媛新聞によりますと、宇和球場は西予市新市立病院建設地検討委員会において、新病院の建設の場所として適地であるとの答申が出ております。もし新病院の建設地として宇和球場が決定した場合、宇和球場はなくなるのか、それともまたはどこかに移転して建設されるのか、お伺いいたします。

また、運動公園多目的広場についても大規模な改修が必要と聞いているので、あわせて改修の計画をお伺いいたします。

国体を成功させるには、国体開催までの地域の関心と盛り上がりが必要です。そのためには、イベントを催し、運営のノウハウをつかまなくてはなりません。相撲については乙亥相撲や少年相撲を行っておりますが、ソフトボールについてはまだ大きな大会が行われておりません。今後の取り組みについてもお伺いいたします。

次に、スポーツ合宿についてお伺いいたします。

西予市には、多くのスポーツ施設があります。この施設を利用して、市外のスポーツ団体や大学生、高校生、小・中学生が合宿をした場合、補助金を交付できないでしょうか。宇和島市や愛南町では、市外のスポーツ団体が合宿した場合、1泊につき1人1,000円を助成しているそうです。8月9日、10日の2日間、松山の済美平成中等教育学校の陸上部31名が、新しくなった宇和運動公園の陸上競技場を利用した合宿をされ、大変好評を得ました。来春にもまた来たいと言っておられます。市外のスポーツ団体の合宿を誘致することは、交流人口の増大と地域活性化に役立つと思っておりますので、ぜひ実現していただきたいと思っております。スポーツ合宿についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、市役所周辺の駐車場の確保についてお伺いいたします。

さきの6月の定例会の一般質問にもありましたが、新庁舎の完成後、職員は50人増加するが駐車可能台数は約500台から450台に減少し、駐車場不足が心配されております。現在でも、イベント等があると駐車場探しに苦労いたします。宇和町の方たちは、町内のどこに駐車場があるかご存じだけでも、宇和町外から来町された方たちは庁舎周辺しか知らないで大変苦労すると言っておられます。

そこで、私は提案するのですが、宇和町外の職員は各総合支所から西予市のバスで送迎してはどうでしょうかと思っております。現在、宇和町外から約130名の職員が通勤しております。バスで送迎することによって通勤手当も減額でき、一挙両得だと思いますがお考えをお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長 兵頭教育部長。

兵頭教育部長 沖野議員の一般質問のうち、第72回国民体育大会愛媛大会の取り組みについてお答えをいたします。

西予市で開催の国体競技種目として相撲全般、成年女子ソフトボールの2種目が内定しており、その競技会場としてそれぞれ乙亥会館、宇和球場、宇和運動公園多目的広場を予定しております。ご質問の愛媛国体に向けての宇和球場及び宇和運動公園多目的広場の改修計画についてお答えをいたします。

平成23年度に、国体関連の中央競技団体正規視察が実施されます。この視察は、愛媛県内の競技会場が国体施設基準、競技規則等を満たしていない場合、その確保を求めるものであり、出場選手の実力を十分引き出すための対応など、詳細な改修指導や助言がなされるものでございます。その後、各国体開催地においてはその指導事項をもとに改修計画を立てて、県の補助要項に沿って本格的な改修を実施していくこととなります。本市におきましても、県から示されている愛媛国体開催準備スケジュールに合わせて円滑に競技や試合が実施できるよう施設の改修を行いたいと考えております。具体的には、平成24年度から平成26年度にかけて改修を行い、開催2年前の平成27年度には施設整備を完了し、平成28年度に愛媛国体本番に向けたリハーサル大会を開催する計画でございます。

次に、例えば宇和球場が新市立病院の建設用地となった場合についてのご質問でございますが、仮説でございますので具体的な答弁はできませんが、ご質問にお答えをいたします。

国体成年女子ソフトボールの会場は、2カ所以上が必要とされており、宇和球場及び宇和運動公園多目的広場を予定しておりますので、例えば宇和球場が新市立病院の建設用地となった場合は、それにかわる競技会場の確保が必要となります。あわせて、当時宇和球場建設のために用地を提供した町民有志及び期成同盟会への配慮や、宇和球場周辺は都市公園に指定されており、かわるべき都市公園の設置が必要と考えられます。

以上のことから、教育委員会といたしましては愛媛国体開催を視野に入れた新宇和球場の建設を検討しなければならなくなると考えております。

次に、国体ソフトボール開催に伴う今後の取り組みではありますが、去る8月20日、西日本大学女子ソフトボールの優勝チームであります神戸親和女子大学ソフトボール部25名によりまして、宇和中学校女子ソフトボール部が指導を受け、基本の大切さやレベルアップの要点を教わり、中学生にとって実り多いものとなりました。さらに、今年度ソフトボールに興味のある児童・生徒、ソフトボール部等に広く参加を呼びかけ、国体PR事業としてソフトボール教室を行うなど、順次ソフトボール普及と競技力の向上を目指したいと考えております。

また、全国規模の大会等の誘致につきましては、今後体育協会、ソフトボール協会と連携を密にし、誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、市外スポーツ団体の市内合宿に対する補助金制度についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり宇和島市と愛南町では他の市町に先駆け平成19年度から延べ宿泊数50泊以上の実施団体に対して、20万円を限度として1泊当たり1,000円の補助金が支給されております。本市といたしましては、愛媛国体の開催に向けた国体PR事業の開催、各種スポーツ教室、全国的規模の大会やスポーツ合宿の誘致など、スポーツの普及と競技力の向上を目指した取り組みをより一層推進したいと考えております。そのためには、スポーツ振興にとどまらずご指摘の交流人口の増加や地域活性化など、さまざまな経済効果を目指した支援制度についても今後検討を重ねていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 3番目のご質問、駐車場の確保についてお答えいたします。

新庁舎の駐車場の考え方につきましては、さきの第2回定例会において酒井議員さんからの一般質問で答弁をいたしておりますとおりでございまして、現在新庁舎開庁に向けて検討しているところでございます。

議員ご提案の宇和町以外から通勤している職員を各総合支所からバスを利用して送迎してはどうかということでございますが、このバスは当然市

所有の代替バスや福祉バスを想定されていること
と思います。確かに、市所有施設や市有財産を効
率的に有効活用することは行政運営上大変重要な
テーマでございまして、常に考えておかないとい
けないことだと認識いたしております。しかし、
現在市が所有し運行しておりますバスにつきまし
ては、職員の通勤時間帯、特に朝の通勤時間帯は
ちょうどスクールバスや地域の足として運行いた
しております。また、現在西予市地域公共交通活
性化協議会を設置いたしまして、さまざまな形態
で運行されておりますバス路線の見直しを検討い
ているところでございます。当然のことながら、
職員の通勤時間や運行路線を優先することはでき
ません。したがって、現実的に職員の通勤バス
に市の所有するバスを利用してというのは非常
に困難と思われるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 沖野健三君。

12番沖野健三君 それでは、再質問をさせて
いただきますが、まず国体の招致のことから再質
問させていただきます。

今、教育部長の話では今後のスケジュールとし
て2015年にはもう施設が完了していないとい
けないと、2016年にはリハーサル大会、これ
はソフトボールは全日本総合女子ソフトボール選
手権大会が行われることになっておると言われま
した。そうすると、私が一番問いたいのは、現在
市長の頭の中には宇和球場に新市立病院を建設す
るという考えはあるかどうかということなんです
ね。今後、宇和球場をなくなるんじゃないし、今
教育部長では移転しなければいけないと、移転し
て建設しなければならないという答弁でありまし
たので、そのことを考えると2015年までに今
後宇和球場を移転した場合に、そういう場所と
か、もちろん財源もありますけども、そういうこ
とが市長の頭の中にあるのかどうかということ
をお伺いしたいということですね。

続いて、取り組みなんですけど、相撲のほうは
この国体に向けていろいろ関心を高めるようにな
ってるんですよ。先日も7月25日に瀬戸内少年
相撲大会が行われたんですけども、そのパンフレ
ットなんかでも2017年愛媛国体を成功させよ
うという盛り上がりをおおっているんですけど

も、そういうようなことがソフトボールには全然
見えてこないんですね。だから、今後やりますと
言われても、具体的に今後こういうチームを呼ん
で女子のソフトボール大会をやりますということ
をぜひ計画していただきたいというふうに思っ
ております。

それから、2点目のスポーツ合宿なんですけど
も、これは私一番心配しておりますのは、平成2
3年度に高速道路が宇和島まで開通するようにな
りますと、西予市は通過の町になるんじゃないか
と。もちろん宿泊人口も減少するんじゃないかと
いうふうに思われます。そうすると、もちろん旅
館組合とかいろんなホテル組合とか、非常に心配
されておるのが今後経営がどうかということも思
っておられますけども、その中で団体客を招致し
て、特に合宿なんかというのは2泊か3泊、長け
れば1週間というようなことになりますので、非
常がいい試みじゃないかと思うんですけども、こ
れをぜひ検討するというんじゃないしにやってい
たきたいというふうに思います。

余談ですが、実は私のところも合宿免許とい
うのをやっておるんですね。それで、泊まり込みで
免許を取らすということをやっておるんですけ
ど、こういうことをやると若者が来るんですね。
若者が来たら非常に活気が出る。それともう一つ
は、外貨の獲得にもなりますんでぜひ実現させて
ほしいというふうに思います。

それから、駐車場の件については、先ほど市の
バスを使うとかどうのこうのと言われましたけ
ど、市のバス使わなくてもいいんですよ。民間業
者に委託してもいいんですよ、それは。頭の中に
市のバスを使わないといけないのでできないとい
うんじゃないし、それを切りかえて民間業者に委
託してもいいなというようなことで検討をしてい
ただきたい。これは、駐車場が確保できなかったら、
本当今町内でもご存じやと思うんですけども
有料になってきているんですね。愛媛銀行卯之町
支店の駐車場なんかも今有料になってきておりま
す。だから、今後有料なんかも考えないけない時
期に来てるんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、これは駐車場を今保健セン
ターの前面道路、あれが今廃止になっておるん
ですけどね、庁舎建設のために。あれを駐車場と
して利用できないかという考えなんですけども、そ
れについて産業部長にもご意見をお伺いしたいと

いうように思います。
以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、沖野議員の再質問についてお答えさせていただきますが、大きくは4つくらいあったと思いますけど、そのうちの2点くらいについて私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

国体誘致に関係する宇和球場のあり方でありませけれども、その中で宇和病院との関係でどうなるのかというご質問でございますけれども、今の段階でまだ宇和病院の2つの場所についての最終決定には至っておりません。まだ白紙の段階でございますまして、できるだけ早いうちにこの1カ所については決定をする段階で、宇和球場の方法論、今の場所を改修するのか、新しい場所に移転をして対応するのかという決定をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、宇和球場はなくなるということだけ確約をしていきたいと思っております。

それと、スポーツ合宿の関係でございますが、これはいい提案であったと思っております。こういう提案をもとに、私どももそういう地域の中で外貨獲得の中の方法論として行政も前向きに考えていくということは必要なことだと思っておりますし、既にあけはまシーサイドパーク等々もスポーツ合宿等に似たような合宿も結構やっていたりしているような側面もありまして、そういう広がりや行政としても各業界の方々と連携をしながらやっていくことについては前向きに考えていきたいと、このように思っております。

あとは各部長からお答えをさせていただきます。

以上です。

議長 兵頭教育部長。

兵頭教育部長 沖野議員の再質問で、愛媛国体に向けたPRと、いろんな大会についての誘致についてのご質問にお答えしたいと思います。

この国体のPRでございますが、市民の皆様と一致団結して盛り上げていくことが一番大切だと考えております。そういった形でいろんな機会を

通じて国体をPRしていきたいと考えております。

また、全国規模の大会の誘致等についてでございますが、本年度から神戸の親和女子大学等々との関連もできておりますので、そういったいろんな関係諸団体と連携をとりながら全国規模の大会誘致に向けて一層努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 職員の駐車場の問題ですが、最終的に絶対的なスペースが足りないというのが一番の根本問題だと思います。私どものほうでも、現在宇和体育館の周辺の駐車場や空き地も含めて新たに通勤地域別に整理できないかということも検討いたしております。それとともに、新庁舎が完全に整備された後に、公用車を中心になるうかと思っておりますが立体駐車場の建設もどうかという考え方も視野に入れた検討を始めております。いずれにしても、駐車場、市民にご迷惑のかからない方法を考えてまいりたいと思っております。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 先ほどの沖野議員からの新庁舎の裏の道路の関係でございますけれども、沖野議員言われましたように市道からは外しておりますが、公衆用道路としてなっております。したがって、この公衆用道路にしたことによりまして、新庁舎の建設に伴いまして確認申請を出すときにそういうことでの対応の仕方になったと思っております。また、その隣接する駐車場につきましては、都市計画の駐車場になっておりまして、この都市計画の駐車場を存続させるということが前提での確認申請だったと思っておりますが、今現在この道路につきましては市道からは格下げしておりますけれども、現在道路として使われておりまして、これを駐車場にするということは今段階ではちょっと考えづらいのではないかなと、十分検討していかないといけない事項だと思っております。先ほど総務部長も申されましたように、今の駐車場については立体駐車場等も考えら

れておるといことございまして、その場所についてはいろいろあると思いますけれども、現在の都市計画駐車場について正式な立体駐車場をつくることは困難じゃないかなと思っております。

以上です。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前11時58分)

議長 再開をいたします。(再開 午後0時58分)

次に、24番坂本隆重君。

24番坂本隆重君 私は、通告により3点ほど質問をいたします。

21世紀は環境と福祉の時代と言われ、早くも10年が経過しようとしています。国においては政権交代による事業仕分けを前面に盛んに行われ、政治主導、地域分権、地域主導と言われ、国の借金はずいに900兆円に膨らみ、また最近の円高は経済のグローバル化とはいえ、1ドル93円前後の想定でドル建てしているのが85円前後に高くなれば、1円高が何百億円もの収益減となるのである。反面、昨日のドルは83円をつけたようではありますが、これによってニューヨークの株はきょうは恐らく日本の株価は下がると思います。それで、1ドル83円となれば何が日本にとって利益を生むかと言いますと、海外旅行やそれと企業が海外へ投資には非常に有利になります。しかし、今や代表戦の真っ盛りで、政府は大胆な経済対策を打つような状態にはありません。

また、最近の異常気象は、これはなぜかと思われることが多過ぎます。というのは、遅霜、長雨、花卉、野菜等の不作、最近になってはサンマが不漁であるとか、倍ほどの値段がしているとか、いろいろなことが起きております。要因は、地球温暖化にあるのではないかと言われています。したがって、地球温暖化問題と今話題となっている高齢者住所不明問題について質問をいたします。

第1点は、地球温暖化対策について、西予市においても京都議定書に基づき二酸化炭素6%削減の3.8%を森林が目標とされているごとく、西予市の豊富な資源を活用した美しい森づくり基盤整備交付金事業の実施により、地域の林業の活性化、雇用の拡大につながり、22年度中には工事も完了し、23年度には間伐の伐採目標面積を達成できるであると思っております。また、23年度の環境省の概算要求の中に、温室効果ガスの国内排出量取引制度の整備に向けて36億円計上するとあるごとく、西予市の面積の75%を森林が占め、その人工林は80%となっているようでありませ

す。この豊富な資源を有効活用すべきではないか。

なお、この排出量に関する二酸化炭素の数値化については、2008年において県がある企業に今治市の市有林3.1ヘクタールが年間二酸化炭素を30トン吸収すると認証しております。今現在、西予市において行われているバイオマス事業と並行して、国内排出量取引制度に積極的に参画すべきと思いますが、お伺いをいたします。

第2点目は、太陽光発電についてですが、世界の市場としては500兆円規模と言われております。太陽光発電に積極的に取り組むべきではないか。西予市においても、企業誘致に条例を制定し取り組んでいますが、国内企業も国内市場に大きな成長が期待できず、急成長の続くアジアの中でも、特に中国、東南アジア諸国連合、インドへの投資が盛んになっています。それは、現地で人材を確保し、ニーズに応じて生産販売する現地化が進んでいるからであります。もちろん、コスト面が根底にあるのでありますが、そこで西予市の将来に向けての長期的な展望に立って、市民生活に密着した豊富な資源である自然エネルギーの活用、すなわち太陽光発電以外にないのではないかと思います。それには、全市を挙げて産官学が連携して企業を起こす以外にはないと思っております。ただし、この事業は初期投資が非常に大きく、きめの細かい計画が必要です。地域づくりは、地域が自力でできるかが課題であり、継続的に活動する組織のあり方、そして人材育成が不可欠で、知恵と経営能力を持つ人材が必要なのであります。市長のお考えをお伺いいたします。

3点目は、今日本じゅうで話題となっている100歳以上の高齢者住所不明問題であります。つい先日には、140歳の人が出てきたとの報道には驚いております。また、平均寿命が世界でトップと言われていることについても、5年ごとの国勢調査に基づいているので間違いありませんとの報道がありました。都会では、人間関係、コミュ

ニケーション、家族制度の崩壊、また東京では最近離婚率が50%を超えたとかという報道もあり、また50歳以上の未婚の男性が全体の16%を超えた、貧困化が進み年収200万円の人が全体の4分の1を占める経済格差が各地域に起こっている等々、要因はいろいろあると思いますが、世の中不思議な時代になったのではないかと思います。

そこで、西予市においてはどうか。住基ネット、年金、戸籍等、縦割り行政が個人情報に関係する担当課への連携がとれていないのではないかとと思われる点があるのですが、お伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 坂本議員の第1点目の質問にお答えをいたします。

地球温暖化の急速な進行は、多方面にわたって顕著な悪影響を生じさせ、この夏も記録的な猛暑が続いております。国では、この温暖化対策として京都議定書の目標達成のための施策の強化に加え、鳩山前総理が国連総会で表明された温室効果ガスを2020年までに1990年に比べ25%削減を実現するため、私たちの身近なところではエコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業、またエコカー補助金など、種々の対策を実施していますことをご承知のとおりでございます。

議員ご指摘のとおり、京都議定書では国内の森林における二酸化炭素吸収量で温室効果ガス削減目標の6%のうち3.8%相当を確保することを定めております。森林は二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしていることから、本市におきましてもバイオマスペレット生産利活用促進事業や、美しい森づくり基盤整備交付金事業によって間伐の促進による健全な森林づくりや化石燃料の使用削減など、森の循環形成や国産材の利用を促進し、二酸化炭素をたっぷり吸収する元気な森を育てるために、積極的にかかわっているところであります。平成21年2月には、特定間伐等促進計画を作成し、24年度までの5カ年間で1,440ヘクタールの間伐を行うことを目標に掲げているところでもございます。また、地球温暖化

対策実行計画の策定によって、公共施設におけるエネルギー使用量を調査し温室効果ガスの削減や、生活系ごみの分別によって可燃ごみを削減し温暖化防止にも努めているところでございます。議員のおっしゃいますとおり、この森林による二酸化炭素の吸収機能や、木材利用による二酸化炭素排出削減機能に対して、経済的な価値を生じるようになってきており、環境省による国内排出量取引制度など、低炭素社会の構築に向けさらなる展開が求められております。本市におきましても、この恵まれた森林を生かすため、これらの制度を総合的に検討し、地球温暖化対策に加えて環境保全に対する企業の寄与という新たな経済価値を可能な限り見出し、林業の振興、地域活性化に努めてまいりたいと思っております。1点目の答弁とさせていただきます。

続きまして、高齢者の住所不明問題についてお答えをいたします。

住民基本台帳の記録の正確性を確保するためには、住民は住民としての地位の変更に関する届け出を正確に行うこととされております。今般、全国的に住民基本台帳に記載された高齢者のうち、既に死亡または住民票に記載された住所から転出等をしているにもかかわらず、死亡届や転出届などの必要な届け出が行われていない事案が判明したところでございます。

市民生活課といたしましては、住民からの各種届け出がなされたものについては住基ネット上あるいは紙ベースでの移動確認表により関係各課それぞれの係へ周知できるシステムとなっておりますので漏れはございません。住民票につきましては、健康保険や年金などの各種サービスを確実に受けられるようにするために、より慎重に対応しているところでございます。しかしながら、正規な届け出がなく住民票に誤記もしくは記載漏れがあることを知ったときは、住民票の記載削除、または記載の修正を行うため、住民基本台帳部局と福祉関係税務担当部局、選挙管理委員会及び教育関係部局との間で今まで以上に連携を密にすることが必要であります。

例えば、福祉部局におきましては国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険証を送付した場合のあて名不在、また保険料の徴収を行うため訪問した場合、ケースワーカーが生活保護受給者を訪問した場合、また民生委員あるいは区長さ

んが住民を訪問した場合、税務担当部局では納付通知書を送付した場合のあて名不在、また滞納の督促のため訪問した場合、あるいは選挙管理委員会においては投票人名簿に基づく入場券を送付した場合等々、いろいろなケースにおいて不明者や不在者など、住民基本台帳に基づく情報と異なる事実を知る機会がございます。こういった場合には、速やかに住民基本台帳担当部局であります市民生活課へ通報する体制となっております。担当部局では、通報に係る事項を確認した場合には、適切に職権で住民票の記載削除または記載の修正を行うことといたしており、今後も住民基本台帳の記録の正確性確保に努めてまいりたいと思います。冒頭申し上げましたように、原則として住民からの届け出により把握することとなっておりますので、届け出が正確に行われますよう改めて住民の皆さんに制度の周知を行いたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 2点目の太陽光発電についてのご質問にお答えいたします。

太陽光発電は、発電過程で全く排出物を出しませんので、近年地球温暖化対策の一つとして風力発電とともに注目の集まる自然エネルギーシステムであろうと思います。国際的にも環境対策とともに新たな雇用創出の場として、積極的な産業育成支援策を打ち出しておる国々もございます。

本市におきましても、太陽光発電に限らず地域が有するさまざまな資源の活用を産業興しや温暖化対策に結びつけるという考え方は、これからの地域づくりを進めていく上で非常に重要なことと思っております。地域づくりには、人材を含め地域の総合力が問われますので、ご指摘のように資金力、人材、ノウハウ、専門知識を補完し合える産学官の連携は、本市にとっても非常に有益な手法であると考えております。したがって、今後とも各種の施策を推進する際、産学官の連携と体制づくりを視野に入れつつ調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長 坂本隆重君。

24番坂本隆重君 まず、上甲部長の徹底した年金、それから住所、戸籍にはちょっと一例外が過去にあったんじゃないかと思うんですが、それ以外は完璧に行政サービスが行われているように私は納得いたしました。ただ、これが表面的には100歳以上ということであるんですが、ただ表面的なものだけでなく、これはあらゆる福祉サービス、それから本人の生命に関する問題、それから家族制度とかいろいろなものに密着しているんじゃないかなと思います。

特に最近ふえております独居老人、これが10世帯に1世帯が今現在であると。それで、10年もすれば10世帯に対しての比率が4世帯にまでなるんじゃないかという推測がされております。これは、独居老人の場合には個人情報絡んできておりますので、地域の民生委員にとっても非常に難問であると。そして、最近災害が起きた場合、そのときに情報が民生委員のあたりが非常に伝わっていない。かといって、そこへ情報をとりに行ってもなかなか難しい問題があると、個人情報の問題ですね。そういうことが今現在西予市においては起きてきとるんじゃないかなと思いますので、この際国は100歳以上とやっていますが、85歳か80歳ぐらいまで下げていって、徹底してこの独居老人、家族と一緒にいる場合はまだ、都会とは別なとらえ方になると思いますので、特に独居老人に対しての考え方をひとつこの際提起したいと思いますが、その中で特に地域の包括支援センター、一般的には社協とかという地域もあるんですが、それと民生委員とのかかわり方、こういったことを今後進めていただきたいなと思っております。というのは、民生委員の中においては地域のサロン会、それからコミュニティーの場として月に1回の給食サービスとかいろいろやられておるようですが、そういった面においても非常に西予市は進んでおるんじゃないかなと。これを一層拡大されて、万一のところの災害があった場合の処置、そこまで一応踏み込んでやっていただきたいと思うんですが、そういうような独居老人に対する今後の考え方がこうしてやるんだということがございましたらお願いしたいと思います。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 坂本議員の再質問でございますが、独居老人に対する見守りといいますが、そういうことはどのような方法で行うかということでございますが、1点につきましては民生委員さんにつきましては、独居老人の情報を出して提供を行っておるところでございます。それで、日ごろの活動の中で対応をしていただいておりますかというふうに思います。

地域包括支援センターの話も出ましたけれども、つい最近長妻大臣のほうで地域包括支援センターへ地域の見守り活動を推進していく中で情報を提供すべきであるというようなことの、つい先日方針も出たようでございますが、西予市につきましてはいち早く総務省のほうに出向きまして、地域包括支援センターで住基の情報が把握できるということで総務省のほうへ行きまして、抵触しないということでありましたので、包括支援センターの職員につきましてもそのような情報が把握できておるといってございます。

なお、民生委員、そして区長さん、あわせて議員さん等々におきましても日ごろの活動の中で独居老人に対する見守りについてお願いをしたらというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、7番松山清君。

7番松山清君 平成22年9月定例議会において質問の機会を得ましたので、通告に基づき5つの質問をいたします。

現在、政治の関心は民主党の党首選挙に集中しているようですが、日本の経済は大ピンチの状況となっており、専門家でなくても日本丸はこんなことでよいのだろうかと心配になってきます。円高株安という今の状況に政府は打つ手なしというか注意深く見守る程度で、政治主導で景気回復を図るといようなことは関心なしのような印象さえ受け、敏感に世界経済へ反応しているとは到底言えない状況であります。専門的なチームをつくって景気回復への対策を考えると、日本のさらに強力な将来ビジョン構想をまとめるなど、もっと戦略的な未来へのメッセージを打ち出してほしいと私は思っております。円高が継続するようであれば、多くの企業が生産拠点の海外移転を進めるようになり、企業の設備投資や日本の技術はど

ンドン海外へ流出して空洞化が進むことは間違いなく、そうなれば国内の雇用が失われ、そのしわ寄せは地方経済を圧迫してしまうという悪循環をつくってしまいます。また、収支のバランスについても配慮が感じられず、未来へ大きな借金をつくっているという心配があり、高速道路の無料化や子ども手当、高校の授業料無償化、農家の所得補償など、財源の確保なしにあたかも借金をばらまくような、次の世代へのツケである国債が頼みの政策が実施されております。その手法は、今でさえ借金大国の日本を経済危機に導くのではないかという指摘もあり、地方においては考えられないような財政運営であります。西予市ではそのようなことはないと思っておりますが、経営感覚を失うことなく確実な健全財政を期待しております。

質問に入りますが、まず第1番目に投票所削減の影響と対策について伺います。

ことし7月に実施された参議院選挙から、西予市では投票所が58カ所から27カ所へと大幅に削減されましたが、その影響を理事者はどう把握しているのでしょうか。明浜が6から4、宇和が10から7、野村が19から7、城川が12から4、三瓶が11から5へと変更されたわけであり、宇和町の場合は削減数も少なく、それによる問題や不平は余り聞かれませんが、私は妥当だと思っておりますが、それ以外の町では投票所がかなり遠くなってしまったので選挙に行けなかったというお年寄りが数多くおられたと聞いております。確かに、お年寄りや体の不自由な人、交通手段を持たない人にとってはかなり不便になっているのではないかと懸念されます。選挙経費の削減については大いに取り組むべきですが、投票率が低下してははいけません。

そこで、次の4点について質問をします。

投票率が下がらない対策は十分に講じられているのか。

参議院選挙の投票率は、前回と比べて地域別に見ると減っているところがあるのではないかと心配しているのですが、結果はどうなっているのか。

今後、以前の地域別で日程を前倒しした不在者投票のような方法を半日ずつでもよいから実地してほしいという声がありますが、それに対応することはできないか。

最後に、高齢者や辺地の交通弱者に対してバス

を走らせるなど、有効な対策は考えていないのか、お伺いいたします。

次に、ペレットの販売促進についてお尋ねします。

今、バイオマスタウン構想によるペレット工場の計画が進行中ですが、そのスケジュールと生産、販売の見通しについて伺います。

プロポーザル方式によりペレット工場が建設される計画ですが、現状での具体的な青写真はどのようなのでしょうか。また、生産されたペレットの市での消費計画や販売計画について市民は関心があり、また心配であるようですが、ペレットストーブの学校への配置計画や、新しい市の施設や既存の公民館など具体的に市自前で消費する予定や、一般市民がペレットを消費しようとしたとき、販売所や販売方法、こん包形態などどう対応すればよいのかなど、今のうちから示せないでしょうか。

さらに、農業者の間ではビニールハウスの暖房などに使えるのではないかという期待があるようですが、そのようなことを計画したとき、設備にある程度の補助が必要なのではないかと思えます。そのような販売促進の施策を考えたり、将来の可能性あるのでしょうか。これは、市民がペレットストーブなどを設置する場合についても促進策を考えておいたほうがよいのではないかという観点では同じようなことで、バイオマスタウン構想についての市の姿勢を市民は注視しておりますが、今後の方針などお聞かせください。

次に、高齢者等の調査についてお伺いします。

100歳以上のお年寄りの方について、実際は死亡していてもそれが届けられずに年金などの不正受給につながるという問題が全国的に起こっています。この問題は、雇用情勢の悪化や親の介護という問題が深刻化していくに従ってますますふえていくものと考えられ、放置できない現実です。西予市はその調査をしたのか、実態はどうなっているのか、お伺いします。

9月5日のNHKスペシャルでは、全国で約350人、読売新聞では9月3日現在で297人が所在不明とされ、その約8割が職権抹消によって住民登録を抹消したとのことです。しかし、死亡届が出ていたのに住民登録に反映されないなど、自治体間の連絡ミスなどが原因となるケースもあったようです。報道では、100歳以上のお年寄

りとされていますが、それが90歳以上であれ80歳以上であれ、実態をしっかりと把握することが重要で、それができる仕組みをつくらなければなりません。西予市では、その確認について日常どのような方法をとっているのでしょうか。また、実際に亡くなっている人に対して、誤って年金などが支給されていることがないのか、またそのようなチェックはどのようにされているのでしょうか。年金の不正受給に限らず、実際に存在していない人が住民票や戸籍に残っているということがあると、生活保護や母子手当などについても不正受給がある可能性などについても考えられないでしょうか。医療保険や交通機関の行政支給のチケットの使用状況などから実態把握に取り組んでいる市も北海道にはあると紹介されていましたが、西予市の実態と対応についてお伺いいたします。

次に、市道の草刈りについてお尋ねします。

一昔前は、道路といえばその管理者がきれいに草刈りをして見苦しいと思ったことは余りなかったのですが、最近は国道や高速道路に至るまで財政難のためか草刈りが放置され、アスファルトとコンクリートのすき間などから雑草が生え出し、道路の老朽化を加速するのではないかと心配になってきます。これは、今の日本の縮図のようなもので、金がないので見ばえはどうでもよいというような風潮のような気がして、何とかならないのかと車を走らせていて思うものです。貴重な財源をかけて草刈りをするべきだとはなかなか言いにくいのですが、ある程度は道路管理者の責任において適切に対応していただきたいところです。そこで、西予市はクリーン運動なども行って草刈りをしてはいますが、市道についてどのように草刈りを進める方針なのか、お伺いします。

私は、できれば市民のボランティアによって地域の市道は地域で草刈りをするくらいの仕組みが生まれていけばよいことだと考えるのですが、やはり労働奉仕であるから、草刈りをした人には温泉の共通券数枚をお礼としてあげるなどというような取り組みはできないものではないでしょうか。それは、もっと温泉に行ってもらって、そのよさを理解してもらおうという意味もあるから温泉共通券を挙げたのですが、文化会館の売れ行きが悪いコンサートのチケットとか、市営バスのチケットとか、市が関係する施設の利用券などでもいいと思います。原価が極めて発生しにくい、人の利用率

が低いのを向上させる、空き席を埋めるなど、市の資源をうまく回転することによってボランティア精神を刺激し、もって草刈りを推進するのです。草刈りというのは、一つの象徴的な事例であるわけですが、今後はボランティアの力やシルバークの力を十分に引き出して、行政コスト削減に貢献していくというまちづくりを考えることも重要だと私は思っています。地域の力をつけるためには、発想の転換や新しい着想も必要だと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

最後に、タクシーチケットの配付について伺います。

ことし年初に、ダイヤモンドタクシー研修にまんのう町を視察した際、市街地のお年寄りについて1メートル分のチケットを月に2枚支給するという制度を実施していました。これは、市街地には多くのお年寄りが集中して住み、買い物などへの足を確保するためだそうです。今後、地域交通整備を西予市でも進めていくわけですが、その中で中心市街地の高齢者の足確保について考えたとき、タクシーチケットを配付するという方法も極めて有効的だと思われます。お年寄りは、乗り合わせをして買い物などに行くそうですが、西予市でもそのようなタクシーチケット配付に取り組めないでしょうか。現状では、市街地においても限界集落と同じ問題があり、ひとり暮らしのお年寄りが大変ふえて日常の買い物ができないという事態が発生しています。その対策の一つとして整備できないか、理事者の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

議長 河野総務課長。

河野総務課長 それでは、ご質問のありました投票所削減の影響と対策についてお答えをいたします。

西予市の投票所につきましては、合併前からの投票所を引き継いでいたため、各投票区の有権者数や近接する投票所との距離など、規模や配置に大きな差異が生じておりました。また、投票事務に従事する市職員の減少や、西予市行政改革推進委員会からの提言もあり、検討の結果、今回交通の利便性、施設の立地等を考慮しながら58カ所あった投票所を小学校の通学区域を基準とし27カ所といたしました。

1番目のご質問にあります投票所の削減における対策といたしましては、期日前投票所の設置期間、投票時間の延長を実施し、買い物等に出かけられた際に気軽に投票できるような環境づくりに努めました。また、投票所を削減した一部地域では、地域の実情及び要望等を踏まえ、一日または半日の期日前投票所を増設いたしました。それにより、期日前投票につきましては前回平成19年の参議院議員選挙を大きく上回る9,039人の投票がありました。

2番目のご質問の、全体の投票率といたしましては、前回参議院議員選挙から3.18%減の67.1%ではありましたが、愛媛県全体の投票率57.56%を上回っておりました。また、今回の選挙につきましては、県内20市町のうち1町を除いて前回の投票率を下回っており、中には6%も減少した市町もあった中、西予市は県内11市の中で最も高い投票率でありました。西予市内投票所の投票率を見ても、27投票所中23投票所において前回の投票率を下回っており、旧町単位で見ても三瓶町の投票率が一番減少しておりました。

投票率につきましては、昨年の衆議院議員選挙のような注目度の高い選挙になりますと、有権者の関心も高く投票率も必然と高くなってきますが、今回の選挙におきましては、全国の投票率を見ましても前回と比較し若干下がっており、投票所削減による投票率の影響は一部の地域を除いてはそれほどなかったのではないかと判断しておりますが、今後の選挙の状況も踏まえながら詳細に分析をしていきたいと考えております。

次に、3番目の期日前投票所の増設についてでございますが、今回の選挙では明浜町宮野浦地区ほか9カ所に1日または半日の期日前投票所を増設いたしました。予想を超える多くの方々が投票に来られ、非常に高い効果があったわけでございますが、今回増設いたしました期日前投票所は今回の統廃合に伴い投票所までの距離が遠くなった地域など、特にしんしゃくすべく事情等を考慮し、いわゆる激変緩和的な措置として設けたものでございます。したがって、期日前投票所の増設につきましては要望等多くあるかとは思いますが、市全体のバランスや公平性など、さまざまな条件を検討しながら慎重に判断したいと考えております。

最後に、4番目のご質問の高齢者等への有効な対策といたしましては、投票所までの移動手段を確保することだと考えますが、選挙時において特別にバスなどを運行することは公平性を失うおそれがあるため予定はしておりませんが、選挙啓発により生活福祉バス等の利用を促し、今後関係各部署とも連携をとりながら十分な対応を検討していきたいと考えております。これまでも、有権者一人一人の強い選挙意識と努力により、投票率の維持向上が図られてきたものと思っておりますが、投票率の向上は選挙管理委員会としましても重要な使命の一つとして、今後も選挙啓発等に努め明るい選挙の推進に重点的に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 松山議員 2点目の質問、ペレットの販売促進についてお答えをいたします。

最初に、ご質問のありましたペレット工場の施設スケジュール及びペレットの生産販売の見通しについてお答えをいたします。

施設の建設は、木質ペレット製造設備設置の設計施工一括工事プロポーザル方式による公募の結果、参加表明がありました3業者から技術提案等を実施し、仮業者が選定されており、具体的に年1,500トン製造可能な施設が城川町下相の西予市城川林業活性化センターに設置されます。今後の予定として、貯木場等を確保するため土地の造成整備、施設は機械器具設置の実設計ができましたら、建物改修の設計工事と機械の設置、トラックスケールの設置、車両が納入され、すべての工期は平成23年3月上旬の予定としております。

生産販売の見通しについて、当初は新庁舎の空調に年12トン、温泉給湯用ボイラーに年200トン、農業用ハウスボイラー年30トン、教育施設ストーブ、宇和町小学校と大野ヶ原小学校とございますが、城川総合支所ストーブで数トンとして生産販売を予定しております。ペレットストーブの学校への配置計画では、毎年10台設置し建てかえ計画中の市立宇和病院へもペレットボイラーの設置を考えております。既存の施設の改修

は、国庫補助を考慮し、慎重に計画したいと思っております。

続きまして、ペレットを使用する設備の設置に対する補助制度についてお答えをいたします。

一般市民への販売は、地域で普及するためには必須と考えており、販売はきなはい屋、乙亥会館、ほわいとファーム、どんぶり館、潮彩館等で小売のビニール袋詰め20から30キログラムとして想定しております。ビニールハウスの暖房設置について購入価格の3分の1以内、上限50万円、一般市民への家庭用ストーブについて購入価格の3分の1以内、上限15万円の補助は普及促進として検討していきたいと考えております。

続きまして、4点目の質問、市道の草刈りについてお答えをいたします。

本市の市道は2,374路線、総延長は1,139キロメートルと四国八十八カ所を巡礼する距離に相当し、全市道の通常管理を行政が行うことは困難であり、実質的には地域住民のボランティア活動に依存している状況であります。しかしながら、地域の高齢化及び過疎化の進行により地域住民のボランティアや職員の作業では手が回らず、満足な管理ができなくなっております。そこで、平成21年度から市町緊急雇用創出事業に着手し、昨年9名、本年度6名の作業員を雇用し、市道の草刈り作業に従事していただいております。また、市道及び生活道路において維持管理に伴う草刈り作業を実施した団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付しております。なお、補助金は各団体の活動費として支出されております。今後も国費を最大限活用するとともに、市補助金で対応してまいりたいと存じております。

松山議員から提案のありました温泉共通券、コンサートチケット及び施設利用券等の配付は、発見元との協議も十分しなければなりませんけれども、ボランティアで実施していただくという総合的な観点から難しい問題かと思われまますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 松山議員の高齢者等の実態把握と対応についてのご質問にお答えをいたしま

す。

まず、高齢者、特に100歳以上の方々につきましては、介護サービスの利用状況、医療保険の利用状況、あるいは施設の入居状況等ですべての方確認できておるところでございます。なお、実態の調査につきましては、坂本議員の質問でお答えしたような方法でチェックを行っておりますので割愛をさせていただきます。

次に、実際に亡くなっている人に対して誤って年金などが支給されるようなことがないようにチェックにつきましては、毎月年金事務所へ死亡者一覧表で報告をしておるところでございます。この報告により、年金事務所では年金受給者への支給保留の手続きをとっております。なお、市役所では死亡届が提出された段階で年金受給に関する死亡に伴う手続きについて調査の上、遺族に必要な手続きの案内をさせていただいております。したがって、亡くなった方に年金が支給されることはないと思われま。ただし、行方不明者につきましては、家族からの申請がなければ年金の支給が停止されないのも現状であり、行方不明者につきましては職権で年金受給を停止することはできません。

最後に、実際に存在していない人が生活保護や母子手当を不正受給している可能性はないものと考えられます。その理由といたしましては、生活保護につきましては訪問及び面接により所在を確認した上で支給の決定をしておりますし、また母子手当につきましても年1回の書類審査の上所在を確認して支給の決定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 5点目のタクシーチケットの配付についてのご質問についてお答えいたします。

本市では、平成22年度に国の補助事業であります地域公共交通活性化再生総合事業の指定を受けまして市内の公共交通を大きく見直し、新たな公共交通体系を構築するために、地域公共交通総合連携計画を策定することといたしております。現在の市内の公共交通体系は、宇和島自動車の路線バスを基幹軸といたしまして、宇和地区には生活交通路線巡回バス、野村、城川地区には廃止代

替バス、生活福祉バス、さらには市内全域の温泉施設を結ぶ温泉巡回バスなど、多くの系統のバスが運行しております。その中には、同じ道路を走る異なる系統のバスが重複して走っているところもある反面、バスが走っていない交通空白地域もあるといった状況でございます。また、料金につきましても1回100円の路線がある一方で、区間距離制路線もあるなど不公平感を持たれる要因ともなっております。ご質問の中心市街地に住む高齢者へのタクシー券、チケット配付につきましては、買い物困難者への生活支援でもありますので、福祉政策とも連携しながら計画策定の過程におきまして各種の問題とあわせて検討してまいりたいと思います。

今後、公共交通の充実で一体的な地域形成を図りながら住民の日常生活を支え、多種多様な手段でできるだけわかりやすく乗りやすいダイヤと利用しやすい料金設定など、より使いやすい公共交通づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長 7番松山清君。

7番松山清君 それでは、何点が再質問をさせていただきます。

投票所の削減の件ですけれども、宮野浦地区ほか9カ所で期日前に1日または半日の期日前投票をやったということで、効果があったというご紹介がありました。私もそれがすごく効果的だったという話も聞いております。逆にそれをやっていない地域の方が、うちの地域もそういうことをやってほしかったのになというふうな方の話もありました。先ほどの答弁の中で、三瓶地区の投票率が下がっていたというようなこともありますし、今やっている方法は完全なものではないなと思うのと、それでその点については今やられたような方法の中からもっと改善を図っていくべきじゃないかというふうに私は考えております。この参議院選挙が終わった後、制度を変えて投票所を削減して選挙をやったわけですけれども、その後ヒアリングとか地域の声とか聞かれているのかどうか、もし聞かれているようだったら本当によかったのかどうか、私もちょっともう一回確認したいなと

思うわけでございます。

第2点目は、高齢者の調査なんですけど、先ほど坂本議員のときの答弁でいるんな保険ですとか、そういったもので書類で確認をされておるといふ、そういう医療とか介護保険とか、そういったもので確認をされておるといふような答弁だったように思いますが、やはり今まで全国的に不明になった方というの、そういったものでは確認されていると思うんですね。それでもなおかつ実際はいなかったみたいな話があるんで、私はやはり民生委員の方が100%把握していたらいいんですけども、そこに抜けがあるんじゃないか。あるいは、市のほうで当然100%把握することは無理だと思うんで、やはりそういう地域とか民生委員の方とか、そこらあたりを活用して実際に会ってみるといふこと、これが大事だと思うんですけども、そこらの仕組みがちゃんと今できているのかどうかということについて、書類上の審査ということよりも実態がちゃんとつかむような仕組みになっているのかどうかということをもう一度確認させていただけたらと思います。

それと、あと草刈りの問題を一つの例に取り上げて、ボランティアですとかシルバーの力を利用したらということをやったわけですけども、その一方で例えば温泉施設の入浴者が減っているとか、あるいはコンサートなんかで空席があるということ、これ僕はお金やと思うんですね。例えば、何か施設の利用が100%じゃなくて例えば20%の利用率やったということは、80%分は金がかかっているということでしょうか、そこに貴重な財源があるんじゃないかと思うわけです。そういったものを有効活用するために、一つの草刈りという例を挙げたわけですが、そういう考え方も今後必要になってくるし、例えば文化会館でコンサートがあって、半分空席だったらその分お金はロスしたようなものですから、こういったものをもっと有効活用していけないかということも含めて、今後の取り組みなどお考えがありましたらお伺いしたいと思えます。

議長 河野総務課長。

河野総務課長 松山議員の投票関係の再質問にお答えをしたいと思います。

愛媛県の全体的な前回と今回の投票率の減少でございまして、マイナスの4.35%でございました。西予市につきましてはマイナスの3.18%ということで、この点だけを見ますと西予市の投票所の統廃合による影響が顕著に出るといふようなことはなしに、逆に県の平均よりかは上回っておるといふような状況でございました。確かに、三瓶地区につきましてはこれが前回より5.83%減っておりますので、この辺は何か問題があるのかなというようにことで、参議院選挙の後選挙管理委員会を開きまして、その原因について検証したわけですけども、やはり急に今まで投票を行っておったところがなくなったといふようなことで、その戸惑いといふようなものもあったんではなかろうかなということもありますし、期日前投票も三瓶地区につきましては周木、皆江ですか、そっこのほうにつきましては距離も遠いということで期日前投票所を1カ所やりました。垣生のほう、あの辺は距離が近いといふようなことでやってなかったわけですけども、その辺の投票率もちょっと悪かったような気がします。それから、距離ということよりか、やっぱりちょっと意識のところ選挙の啓発がうまくいってなかったんかなというようにもあつたりますので、この辺も改善していきたいといふような選挙管理委員会の結果でありましたし、それから今回が初めての選挙でしたので、次の知事選、県議選、その辺の結果を見ながらまた検討をしていきたいといふような結論でありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 産業建設部長。

藤中産業建設部長 松山議員の質問でございまして、草刈り作業は単なる一つの例だといふようなことをお聞きしたわけですが、今草刈り作業というのは先ほど申しましたように地域の維持管理組合関係等でそういう組織をされて今やっていただいておりますといふのがほとんどでございまして。ただ、ボランティアということになりますと、地域の環境整備関係等については恐らくほとんどがボランティアだろうと思っております。ただ、このボランティアやっていた後に、そういうコンサートチケットとか温泉共通券とかといふような話でございまして、先ほども申

しましたように、当然発券するとことの協議も必要ではございますけれども、一点は既に浸透している市民のボランティア活動というのが、そういうことで崩壊の危惧になるのではないかな、ただやっていたことに対して、何事かすべてやっていくということに対しての問題点も一点あると思いますし、やっぱり窓口業務、これが多様化すると思いますのである程度公平化の問題も出てくるんじゃないかなと思っております。また、先ほどコンサートの関係も言われたんですが、本当に温泉施設にしてもコンサートにしても、入りが悪いところは私も認めるところでございますけども、ただいいものはいいで1週間のうちにすぐ売り切れてしまうとかというふうなコンサートもございまして、先ほど言われました売れないコンサートというのは、恐らくボランティアやっていたら、上げて喜ばれんのではないかなというふうな気もいたします。そういうことで、松山議員が言われることも十分わかりますので、今後はやっぱりそういう中で検討もさせていただければなと思っております。

議長 生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 追加質問の中で、行政側といたしましては行方不明者につきましては、先ほど申しましたようにいろいろな手段で行方不明者がいないような方法をとっておるところでございます。また、そして関係機関と連絡を密にして今まで以上に漏れのないようにいたしたいというふうに思っております。なお、ことしの10月には国勢調査も行われることでありますし、その辺も留意をしていきたいというふうに思っております。議員おっしゃいますように、民生委員さんほか、区長さん等々の民間の方々に対しての仕組みづくりということでございますけれども、実際に今そういう仕組みはつくってはおりませんが、今後は十分そういう連携がとれる、行政と民間との連絡がとれるような仕組みづくりについても考えていきたいというふうに思っております。なお、議員さんにおきまして、日ごろの活動あわせて選挙運動の中で、またそういうことにつきましても留意をさせていただいておけば幸せかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長 松山清君。

7番松山清君 最後に、もう一回しつこいようですが、住民登録というシステムがありますが、先ほどの答弁の中で登録制ということで、届け出があって初めて起こるといふ、今の仕組みはそうなっております。それで、実際そのシステムの信頼性ということについて、今回はちょっと信頼性を失われたというのが今日本全国の中で起こっている例じゃないかと。届け出制であれば、それはきちっと運用されているんだけど、実は住民登録されているところに人はいなかったという、これが実態じゃないかと思っております。ここらについては、やっぱ今のシステムの脆弱性といいますか、じゃあだれかが住んでいた人が勝手に転居していったよと、そんなときにそれはわからない現実やと思っております。これも全国あることだと思っております。それが、西予市の場合は人口が4万3,000人そこそこですんで、今の民生委員で把握できる範囲の世界じゃないかと。だから、それについてきちっと把握できるということであればそれはそれでいいことですし、やはりどなたかも言われたように、個人情報保護法の壁がありまして、だれしもがそこまで踏み込めないという今の状態があります。ですので、それに対して我々が安心して今の言われた届け出制のシステムの中でこれは安心して適切に運営できたらいいとは思っております。ここについてはやはり一たん見直しというんでしょうか、自分たちのところはそういったことは一切なかったよという世界をきちっとつくっていくべき、見直しをしていくべきときじゃないかというふうに私は思うわけでございます。

議長 三好市長。

三好市長 松山議員の再質問についてお答えいたしますが、いろいろ危惧をいただくのはありがたいことでありますけれども、これは全国の状況と西予市の状況は全然違います。その中でちょっと、戸籍の問題と住民基本台帳の問題、ちょっと混同されてお話しされておるのかなという気がいたします。私どもは、住民基本台帳の住基上ではすべて調べ上げて問題ありません。だから、住基の中で問題があるとしたら行方不明者、これにつ

きましては例えば行方不明になったときに、だれかが届け出されない、いわゆる失踪宣言、これは民法上の規定で7年ということが決まっておりますが、そういう方法論をとらない限り裁判所のあれをかりない限りそれはできないところがあります。それ以外のことについては、住基上ではだれもありませんし、西予市クラスであったらそれはすべて把握できます。だから、今の戸籍法上の問題については、別の次元の問題があります。これは、だから西予市も164歳の方がまだ戸籍上にはあると、これは別の問題です。だから、その辺のところを住民の方もわかっていたいただきたい、こういう思いであります。

以上です。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時09分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時19分)

次に、日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみに願います。

(日程2)

議長 日程第2、議案第83号「西予市木質ペレット製造設備設置事業設計・施工一括型工事請負契約について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を終結といたします。

これより本案についての採決を行います。

お諮りいたします。

議案第83号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第83号「西予市木質ペレット製造設備設置事業設計・施工一括型工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第83号は原案のとおり決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第84号「財産の無償譲渡について(西予市城川無菌培養施設)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

これより本案についての採決を行います。

お諮りいたします。

議案第84号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第84号「財産の無償譲渡について(西予市城川無菌培養施設)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 着席ください。

起立全員であります。よって、ただいまの議案第84号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第85号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」から議案第88号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第89号「市道路線の廃止について」及び議案第90号「市道路線の認定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第91号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 大綱ではございませんけれども、22ページ、支援モデル事業100万円についてお尋ねをいたします。

これにつきましては、先般の記者会見の中での愛媛新聞に出た分でございますけれども、詳しくご説明をしてくれという方がございましたので、改めて本議会でご説明をお願いしたいと思います。なお、これにつきましては実質どこの出荷場へ出すとかということにつきましても説明願えればと、かように思います。

2点目でございますけれども、市長、冒頭開会のときに一括交付金についてご説明をされました。非常に本議案とは少し離れますけれども、やはり補正額の財源内容とか、そういうことにもかかわってまいりますのでご質問をさせていただきます。

ただいま民主党党首選挙がなされておりますけれども、この一括交付金につきまして2人の党首が非常に方法論が違っております。ただし、やはり数年において一括交付金に移行するであろうと、現在の民主党が政権を握る限りというように想定されます。これによりまして、自治体が予算編成、補正予算並びに決算成果については大きく変わるのではないかと、かように思います。今後、地域主権が叫ばれている中、この一括交付金によりまして西予市にとりましても非常に業務形態が変わってくると思います。このあたりにつきまして、市長の見解をお伺いしたいと思います。これにつきましても先ほど二宮一朗議員からありました、他の市がどうの、前年がどうのというようなことにはならないというような方向性ができまして、実質自治体が地域主権の中、自立性のある政策、そしてそのようなものを考えていかないといけない、そして理事者、そして職員、そ

して議員につきましてもその方向性について責任と義務を非常に重たくなるような気がいたしております。21兆円現在交付税がおりておりますけれども、この分配につきましてもいろいろと減額されて入ってくるとかといわれておりますけれども、この点につきましてということよりも、今後これに対して早急になるか、数年先になるかはわかりませんが、市長の見解をお伺いしたいと思っております。なお、冒頭一括交付金について市長が説明をされたようなもの、このあたりのところに視点があるのではないかと思いますので、あえて質問させていただきます。

議長 産業建設部長。

藤中産業建設部長 酒井議員の質問でございますが、小規模園芸施設支援モデル事業、これを詳細にということでございますので、少し詳しく説明したと思います。

内容でございますが、小規模園芸施設支援モデル事業費補助金でございます。これは農産物出荷組合が行う簡易パイプハウス施設整備に対する補助金でありまして、モデル事業のため平成22年度限りの事業でございます。補助の対象は、西予市内の農産物出荷組合員10名以上が組織する出荷組合で、50歳以上の組合員を対象としております。簡易パイプハウスの標準は、1棟幅2.6メートル、高さ1.8メートル、長さ30メートルの規格としておりますけど、これは限定ではございません。ただし、面積は100平米以下としていただきたいと思います。補助率は事業費の2分の1、5万円を限度といたします。予算は、20基分の5万円で100万円計上しております。この出荷先でございますけれども、どんぶり館、百姓百品、れんげ市場、きなはい屋しろかわ、潮彩館等を考えております。目的でございますが、この事業は冬季12月から3月までの間は、出荷する農作物がございません。簡易パイプハウス施設を有効に使っていただき、その出荷できない時期を出荷していただき経営の安定化を図っていただきたいと思いますということでございます。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この場から酒井議員の一括交付金について、私のほうからの考えを言わせていただきます。

この一括交付金制度の背景にあるのは、中央集権から地域主権という流れ、官僚中心の運営から、いわゆる政治主導への流れというようなのが大きな背景としてあるんだろうと、このように思うわけでありまして。その中で、今までの補助金体制から交付金体制になってどのような問題が起こるかということも、私どもも考えておかななくてはなりません。確かに、補助金の場合はどうしても補助申請から含めて、中央官庁の意向を反映する中で進めていくということになるわけでありまして、交付金になりますと、その手が離れて地域の人との考えの中である程度やれるというような自由性はかち取ることも確かだと、このように思います。その中で、今民主党代表選挙の中で小沢さんのほうが言われております補助金から交付金にすることによって3割削減をして7割にできるんだよというような発言があるみたいであります。これに対しては私どもは非常に危惧をしております。といいますのは、平成16年の私どもが経験をした西予市がちょうど合併した年に当たるわけでありまして、三位一体の改革が始まりました。その三位一体の改革自身に、私たちは地方分権の時代に来る流れの中で小躍りをしたことも私どもは、ここにおられる議員の皆さん方もそうだったと思うわけでありまして、そういう思いにおりました。しかし、あけたときにどうであったか、確かに補助金はあのときふえたけれども、地方交付税が2兆1兆円からだんだん3年間の中で1兆5兆円まで下げていく流れになりました。実質5兆円、6兆円弱ぐらいのお金が国のほうにいった。国の改革に使われたということになっただけでありまして、地方には非常に厳しい広域自治体としての県や、基礎的自治体としての市町村が厳しい状況に追い込まれたということも現実であります。そういうことのないように、この交付金制度がなっただけとしたり、私どもは先ほどからのそれぞれの議員の方からも質問がありましたけれども、地域が自由に使えるお金としても手に入れるとしたりすればいいことになるとはなからうかなと思っておりますが、ただ恐らく制度設計の中で単純にはいかない問題が存在してくると、その辺を注視していきたいと、こ

ういう思いであります。

以上です。

議長 11番嶋川武文君。

11番嶋川武文君 31ページでございますが、総合型スポーツクラブ補助事業137万7,000円、これ三瓶町だと言っておられました。これは私の勘違いでなければ市を通らずに七、八百万円いっているというふうに理解しておりますが、これは何に使うんですか、百三十何万円も。内容をお願いいたします。

議長 教育部長。

兵頭教育部長 ご質問にお答えします。

三瓶スポーツクラブは平成21年度に設立しまして、いつでもどこでもいつまでも、より多くの人が生涯を通じてスポーツを楽しめる環境づくりを今目指して取り組んでいるところでございます。現在、toto、宝くじから助成を受けてクラブの自立に向けた事業に取り組んでいるところでございますが、この事業費のうち地元負担の5分の1相当額を助成を行いまして、より効果的な事業の推進を図るものでございます。

以上でございます。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 今の説明によりまして、じゃあ何に使われるかわからないということによるんですか。

議長 教育部長。

兵頭教育部長 三瓶のスポーツクラブが取り決めますいろんなスポーツ事業、またスポーツのそれぞれの技術力の向上を目指したいろんな講習会とか、いろんなスポーツ大会とか、そういったすべての事業に三瓶スポーツクラブは年間1年間を通して行うスポーツ事業に対する補助対象の5分の4以外の地元の負担、5分の1について補助をするものでございます。

議長 20番梅川光俊君。

20番梅川光俊君 1点だけご質問を申し上げたいと思います。ちょうど、第3表で債務負担行為の補正、この2億円という分に関してはどうこうでないんです。これに対する関連でございますが、ちょうどこの高速通信もCATVのことにしまして、本線は順調よういっているが、引込み線についてなかなか後が続いてこないの、来年の期限までに間に合うのかという意見が方々、地域の中からいっぱい出てきております。その進捗状況。それから、そこまでいけるのか、いけないのかって見通しについてご質問をさせていただきたいと思います。

議長 総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 議員ばかりでなく、市民の方にもご心配をかけていますこと、まずおわび申し上げます。

工事の進捗状況ですが、ケーブルテレビによります引き込み工事が比較的進捗がおくれている状況になっております。その原因が、NTT、四国電力を中心とした電柱、支柱からの引き込み工事の設計許可、これが少々おくれております。ただし、この事業、ケーブルテレビだけで、事務サイドだけで進めると非常に時間がかかりますので、ケーブルテレビが新たに第三者事業者へ外注する設計ですね、こういう作業もあわせてやってまいりたいと思います。また、やっておると聞いておりますので、3月中に、早いうちにすべての加入等について対応できる工事を進めてまいりたい。

また、ご心配されておる加入申込者の皆様方に対しては、市のほうとしましてはある一定の時期になると見通しをお示ししなさいと、ほうっておくのはいけませんと、何月ごろ間違いなくご家庭に配線ができますよという通知をするようにケーブルテレビ会社のほうには指示をしておるところでございます。ご心配かけてまことに申しわけございません。

議長 20番梅川光俊君。

20番梅川光俊君 同じことではありませんけれども、これ来年のデジタル化になるまでにはきちんとやっていけるという見通しはあるんですか。

議長 総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 これは、私ども何度も確認をとっておりますけど、間違いなくやりますという回答、やれますとも答えておりますけども、今の段階で事務サイド、現場サイドで確実にできますという回答を得ておりますので、安心・安全というレベルではありませんけども、現段階の中では可能であると、私どもも理解をしております。

議長 19番山本昭義君。

19番山本昭義君 数字には直接関係ないんですが、昨日の冒頭市長のあいさつの中で、口蹄疫の問題について触れられました。宮崎県から始まった口蹄疫が、西予市に入ることなく大変安心をしておる。私は、大変安心をされて困ると思っております。といいますのも、確かに西予市には防疫はできましたけれども、予防については私は今後これから始まりではないかな、そう思っております。だから、ご承知のように日本にはこの口蹄疫は今までに3度入っております。そのたびに大きな被害をこうむっておりますので、このことについてはこれから始まり、そういう考えで、予防についていろいろと検討をしていただきたいと、その考えが市長にあるのかないのか。また、そういう政策をとれるのかどうか、市長にお伺いをしたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 まず、口蹄疫が終息したことについては安心したということが、私どもについては四国の最大の酪農地帯であるし、愛媛一の畜産地帯でありますから、そういう思いを込めて言わせていただきました。今のところは安心したという気持ちであります。今後のいろいろな問題についての予防につきましては、基本的には私どもは家畜伝染病法という法律は市長権限は率直にしてないんです。以前からもお話ししましたように、これは知事権限であります。したがって、それに対する専門的な、例えば家畜衛生保健所というのを専門的なものも持っておりません。これは愛媛県しか設置できない。そういうような県段階のこと

とあわせまして、西予市は県のほうにもお願いをして、そういう段階の予防をいち早くやってほしいということは今後ともお願いをしていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

議長 山本昭義君。

19番山本昭義君 その答弁については、前回の一般質問で聞いたと思っております。聞きました。そういう関係で、私はいろいろ調べましたら、台湾では平成9年に500万頭から600万頭だったと思うんですが殺処分をしております。その後、こういう事態が二度と起きてはいけないということでワクチンを接種しております、要は。その中で、600万頭の牛の中で、ただ豚については700頭、それは予防ワクチンをしないでおったら、そこには口蹄疫が発生をした。あとの600万頭については発生をしなかった。そういう例があるんで、そういうことはいろいろ示しながら上に諮りながら、いろいろな今後の予防につなげていくべきではないかなと、そういう努力をしていくべきではないかなと、そして市民に、また家畜飼いやる方に安心と、また食生活をしておる人には安全な気持ちを与えてほしい、それは市長のやるべき仕事ではないかなと、そう思っておりますんで、今後いろいろな形で政策、また政治として実行していただきたいなと、そのように思っております。

議長 三好市長。

三好市長 今、山本議員の思いについては、しっかり受けとめたところでございます。

以上です。

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第92号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第101号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」についてまでの10件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

議長 次に、日程第8、認定第1号「平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程9)

議長 次に、日程第9、認定第2号「平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案31件については、お手元に配付いたしております各常任委員会及び特別委員会付託表のとおり、各常任委員会と特別委員会に付託をいたします。

(日程10)

議長 次に、日程第10、陳情第16号「防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金についての陳情書」を議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について各常任委員長及び特別委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

9月22日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後2時46分

平成22年第3回西予市議会定例会会議録(第3号)

- 1.招集年月日 平成22年9月22日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成22年9月22日
 午後2時00分
 1.閉 会 平成22年9月22日
 午後3時18分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教育長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 上甲 悦子
 総務企画部長 宇都宮 又重
 産業建設部長 藤中 彰
 生活福祉部長 上甲 憲章

- 教育部長 兵頭 三樹
 明浜総合支所長 上田 甚正
 野村総合支所長 河野 数義
 城川総合支所長 山崎 秀敏
 三瓶総合支所長 三好 幸二
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 河野 敏雅
 財政課長 宗 正弘
 企画調整課長 宇都宮 松夫
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係 佐藤 陽一郎

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議事日程

- 1 陳情第 5号 依津診療所存続について
 2 議案第 85号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 86号 西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 87号 西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 88号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 89号 市道路線の廃止について
 議案第 90号 市道路線の認定について
 議案第 91号 平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)
 議案第 92号 平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
 議案第 93号 平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第 94号	平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算(第1号)		高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 95号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	認定第 8号	平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 96号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 9号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 97号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	認定第 10号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 98号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第 11号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 99号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第 12号	平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について
議案第 100号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)	認定第 13号	平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について
議案第 101号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)	認定第 14号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
認定第 1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	陳情第 16号	防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金についての陳情書
認定第 2号	平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	追加 議案第 102号	三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について
認定第 3号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		各常任委員会における閉会中の継続審査について
認定第 4号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		議案報告第5号 西予市宇和病院問題等特別委員会の報告について
認定第 5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		議員派遣の件について
認定第 6号	平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		行政報告について
認定第 7号	平成21年度西予市後期		
本日の会議に付した事件			
		1 陳情第 5号	依津診療所存続について
		2 議案第 85号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
		議案第 86号	西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について

	て	認定第	2号	平成21年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
議案第	87号			
	西予市林業センター条例 の一部を改正する条例制 定について	認定第	3号	平成21年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
議案第	88号			
	西予市簡易水道及び愛媛 県条例水道の設置に関す る条例の一部を改正する 条例制定について	認定第	4号	平成21年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
議案第	89号			
	市道路線の廃止について			
議案第	90号			
	市道路線の認定について			
議案第	91号			
	平成22年度西予市一般 会計補正予算(第2号)	認定第	5号	平成21年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
議案第	92号			
	平成22年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第1号)	認定第	6号	平成21年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
議案第	93号			
	平成22年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第2号)	認定第	7号	平成21年度西予市後期 高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について
議案第	94号			
	平成22年度西予市老人 保健特別会計補正予算 (第1号)	認定第	8号	平成21年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
議案第	95号			
	平成22年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)	認定第	9号	平成21年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
議案第	96号			
	平成22年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第2号)	認定第	10号	平成21年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
議案第	97号			
	平成22年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第2号)	認定第	11号	平成21年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
議案第	98号			
	平成22年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第2号)	認定第	12号	平成21年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて
議案第	99号			
	平成22年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第2号)	認定第	13号	平成21年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて
議案第	100号			
	平成22年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 2号)	認定第	14号	平成21年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について
議案第	101号			
	平成22年度西予市病院 事業会計補正予算(第2 号)	陳情第	16号	防災行政無線の早期更新 と防犯灯に関する補助金 についての陳情書
認定第	1号			
	平成21年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について			

追加 議案第 102号 三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について
各常任委員会における閉会中の継続審査について
議案報告第 5号 西予市宇和病院問題等特別委員会の報告について
議員派遣の件について
行政報告について

開議 午後 2 時 0 0 分

議長 ただいまの出席議員は 24 名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしておりますとおりであります。

(日程 1)

議長 日程第 1、陳情第 5号「依津診療所存続について」を議題といたします。

藤井厚生常任委員長の報告を求めます。

14 番藤井朝廣君。

藤井朝廣厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

6 月定例会におきまして継続審査となっていた陳情第 5号「依津診療所存続について」、9 月 10 日に審査を行いましたので、報告を申し上げます。

審査の過程において、検討委員会の答申や地理的状况、交通弱者の声、受診率の低さ、そして地元の声等をいま一度慎重に審査していく必要がありますので、継続審査と決定をいたしました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

平成 22 年 9 月 22 日、厚生常任委員長藤井朝廣。

議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

陳情第 5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第 5号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

(日程 2)

議長 次に、日程第 2、議案第 85号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」から認定第 14号「平成 21 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの 31 件と陳情 1 件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、菊地総務常任委員長の報告を求めます。

21 番菊地ミスギ君。

菊地ミスギ総務常任委員長 総務常任委員会審査報告書。

総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る 9 月 8 日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案 3 件、認定 2 件、陳情 1 件に対し、9 月 9 日と 10 日、13 日の 3 日間委員会審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、陳情第 16号「防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金について」は、陳情書の願意について慎重に審議いたしました。

まず、防災行政無線の更新についてですが、当市では合併以前からアナログシステムにて対応をしており、無線設備の導入時期が早い地域においては老朽化が著しいため、頻繁に修理が必要であるばかりでなく、放送が聞き取りにくいのも現状であります。

また、四国総合通信局より、近い将来アナログシステムからデジタルシステムに移行するよう求められております。

なお、防犯灯の補助金に関しては、現在新設の防犯灯とその電気料は補助の対象となっているが、修繕や更新及び個人や集落が単独で設置した防犯灯の電気料については補助対象外となっております。住民が安心・安全な暮らしをする上で大切

なことであると判断し、全会一致で採択と決しました。

次に、議案審査の中で委員より出された意見、それに対する答弁等について概要を抜粋して報告申し上げます。

初めに、認定第1号「平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」の中で、三瓶地区のCATV加入状況はどうなっているかの質疑に対して、8月末現在で1,675戸が西予市CATVと加入契約済みであります。残り1,210戸は八西CATVへ継続加入の状況であるとの答弁でした。

また、現在の加入状態で西予市CATVの運営ができるのかとの質疑に、人口密集地の宇和町や三瓶町が全戸加入してもらえば、投資分とあわせて平成29年度には単年度黒字経営ができると見込んでいるとの答弁でした。

次に、スクールガードリーダー（危機管理の面から学校に対し指導と評価を行う人）の必要性についての質疑に対し、記憶に新しい大阪の池田小学校での事件がきっかけで取り組みが始まった施策であり、本市では3人のスクールガードリーダーに学校の危機管理に対し意見をもらっていくとの答弁でした。

さらに、そのようなことは校長では対応できないものかとの質疑に対し、外部から見た意見や考え方が大切であり、内部の者では気がつかない点が多くあるとの答弁でした。

次に、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたことにより、そのエリアを充実させまちづくりを展開すべきではないかとの質疑に対し、職員の教育を図り、地域住民と協力するとともに、商工観光課と協調しながらプロジェクトチームを立ち上げ、まちづくりにつながる事業展開を推進する予定であるとの答弁でした。

次に、救急出動時において、緊急搬送の必要性がない患者もいるのではないかとの質疑に対し、救急要請があれば出動するのが原則であり、現場で軽症に見えても、搬送中に重篤になるケースもあり、判断が難しいとの答弁でした。このように現在問題視されている救急車の不適正な利用や医療機関のコンビニ受診等の減少を図ることや、さまざまな生活の安心・安全を守るためには、人間のモラル向上を図ることの教育も必要なのかなと感じさせられました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年9月22日、総務常任委員会委員長 菊地ミスギ。

議長 次に、藤井厚生常任委員長の報告を求めます。

14番藤井朝廣君。

藤井朝廣厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の審査の結果を報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案10件、認定11件について、9月9日と10日に審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりで、全会一致で可決決定をいたしました。

これより審査過程において、委員より出された主な質疑内容、特徴的な意見について、その概要を抜粋して報告を申し上げます。

初めに、議案第88号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、今までより料金設定が上がっているが、地元の理解は得られているのかという質疑があり、今回の水道整備事業に対して、地元負担金は徴収しておらず、その分を水道料金に反映させると今までの3倍程度になることや今回の料金設定は宇和上水道と同じであることから、理解は得られているとの答弁でありました。

次に、議案第91号「平成22年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、野村クリーンセンターのダイオキシン除去装置の修繕は当初でも行っているのではないかという質疑に対して、当初は別の修繕であり、今回はダイオキシン除去装置の3つある弁のうち、2つの弁を修繕するとの答弁でありました。

なお、ほかの1つの弁は、平成20年度に既に修繕済みとのことでありました。

またあわせて、クリーンセンターの耐用年数についての質疑があり、地元と平成20年に、平成29年度末まで10年間の施設継続使用に係る延長契約を行っているが、施設の老朽化が進み、修繕を繰り返して運営しているような状況で、明確な耐用年数はわからないとの答弁に対して、西予

市の状況や広域を含めた将来ビジョンをとらえて対応してほしいとの意見がありました。

保育所の保育室等の冷暖房設置に対して、市全体で設置できていないところはあるのかという質疑があり、三瓶地区以外には多田と魚成が未設置で、今後当初予算等で計画的に検討するとの答弁があり、それに対して、温暖化が進み、ことしのようなスーパー猛暑ということも今後視野に入れて、全園全室に設置できるように対応してほしいとの意見がありました。

次に、議案第93号「平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、国保税の減額について説明を求めたところ、3月に税率改正を行ったが、景気の低迷等による所得減などが要因となり、7月の本算定では、予算額を大幅に下回ったとのことでありました。

次に、認定第1号「平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、西部衛生センターの汚泥をエコセンターで処理し肥料化しているが、他の自治体では住民にその肥料を無料配布しているところも見られ、西予市においてもそのような試みはできないかという質疑があり、無料化は難しいが、肥料の在庫と照らし合わせて安価で販売できるように農林水産課と連携して検討していきたいとの答弁でありました。

また、保育園の延長保育事業について、公立保育園対応についての質疑があり、要望があれば検討するという答弁に対して、働く女性がふえ、延長保育等が求められている時代になっているので、きめ細かな対応をしてほしいとの意見がありました。

また、クアテルメ等の健康増進や維持を目的とした事業が国保会計等にどう反映されているのかという質疑があり、数字的には調査はできておらず、評価は難しいとの答弁があり、それに対して、しっかり目的を持って取り組むようにとの意見がありました。

次に、「平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について」、ジェネリック薬品を積極的に使用し、負担軽減を図っている自治体もあるが、西予市の状況はという質疑があり、薬局長や医師と相談し、使える薬品に関しては切りかえをし、患者の意思を尊重して対応していますとの答弁でした。

最後に、今回の決算審査は、決算書と成果報告

書、各課提供資料をもとに行いましたが、成果報告書の中で事業評価や成果状況の欄の内容が乏しく、審査の対象となり得ない部分が見られ、このことは昨年も同様な報告が上がっており、来年度からは見直し、解決するように求めます。

また、それぞれの事業に目的を持ち、結果を踏まえて次年度予算や将来にどう生かしていくかを明確にできるよう強く要望いたします。

以上、厚生常任委員会の審査報告とさせていただきます。

平成22年9月22日、厚生常任委員長藤井朝廣。

議長 次に、兵頭産業建設常任委員長の報告を求めます。

3番兵頭学君。

兵頭学産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

去る9月8日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案6件、平成21年度決算の認定3件に対し、9月9日、10日の2日間で委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元の委員会審査報告書のとおりであり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定しました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項の概要をご報告申し上げます。

まず、用地課所管分について、旧5町時代からの負の遺産である道路の拡幅時に土地所有者から無償で提供していただいた道路用地について、現在でも民地として登記簿上残っているため個人に税金がかかっているが、これからの対応を質疑すると、現在用地課では、登記事務に必要な地籍図作成費が計上できていないため、早急な対応は困難ですが、相続権の移転等があれば、事務的にさらに難しくなるため、今後は市民に迷惑をおかけしないよう急ぐ事案から順次対応していきたいとの答弁でしたが、当委員会からとしても、理事者に早急に解決するよう要望するものであります。

次に、上下水道課所管分について、議案第97号「平成22年度西予市農業集落排水事業特別会

計補正予算（第2号）」、議案第98号「平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、認定第9号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、関連があり一括して説明がありました。

その中で、今年度明間地区の集落排水事業が終了し、来年度以降は施設管理費の運営になるが、今年度は8地区で883万5,000円の黒字だが、施設の修繕費が必要な場合はどうなるかの質問があり、今後農業集落排水の修繕費がふえることが予想され、下水道料金の改正を含め、来年度以降シミュレーションをかけて5年単位で見直しを図りたいとの説明と、ポンプ等の故障の場合は、早急に対処しなければならぬので、一般会計に頼らざるを得ないとの答弁がありました。

また、石城地区の接続率が他の地区と比べて低いことの説明を求めたところ、石城地区宅内配管工事の進め方が他の地区と違っていたため、今後は地域連絡会議を通じて加入の推進をお願いしていきたいとの答弁がありました。

次に、建設課所管分の議案第91号「平成22年度西予市一般会計補正予算（第2号）」について、新庁舎電波障害調査委託の対象家屋数の質問に、庁舎両側15カ所の予定で、事前及び事後調査を行い対処しますとの答弁がありました。

次に、古い市営住宅の管理費が増大しているが、今後の見通しの説明を求めたところ、市のマスタープランでは、平成24年度野村町緑ヶ丘団地を、その後宇和町経の森団地を早急に改修していく予定との答弁がありました。

次に、農林水産課所管分の木質ペレット工場入り口にかかる橋の強度と何トン車で搬入・搬出を想定しているかの質疑に、この橋は昭和53年完成の橋で、設計では14トンまで可能であるが、道幅の狭いところもあり、4トントラックでの搬入・搬出を考えており、強度的には心配ないとの答弁があり、また原材料の搬入に対する補助金額の質疑には、県ではトン当たり9,600円の補助がありますが、市の要綱に照らし合わせ、地域通貨券等を検討しているとの答弁がありました。

次に、小規模園芸施設支援モデル事業における補助率を2分の1または5万円を限度としていることについて、内子町では10割補助と聞いてい

るが、全額補助にならないかとの質疑に対し、西予市ではどうしても必要なものと判断した場合以外は、市農業振興対策事業費補助交付金要綱で2分の1または3分の1等の補助と決めていますとの答弁がありました。

次に、西予市新規特産品開発事業162万8,000円の説明を求めたところ、野村町にあるほわいとファームの施設を利用し、四国乳業と共同開発で新たにチーズ製品を製作・販売するとの答弁がありました。

次に、認定第1号「平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、商工観光課所管分のみかめ海の駅施設管理費で、20年度に比べ21年度では約100万円減額していることへの質疑に対して、20年度は委託料以外の修繕料を組み込んだためとの答弁がありました。

また、三滝口ロッジ管理事業の宿泊者数が減っている理由の説明を求めたところ、合併当時約5,000人の宿泊者であったが、21年度には1,315人まで減少しており、その主な原因として、景気後退による宿泊者の足が遠のいたこと、また指定管理者である株式会社城川自然ロッジの運営が、予約のあるときのみ営業をしており、宿泊者がいないときは常駐していないことなどが考えられ、今後は指定管理者について検討するとの答弁でした。

関連して、産業創出課所管分の中で、決算で利益が出ている指定管理者には、決算に見合った委託料、補助金にすべきではの質疑に、税金を使った委託料、補助金ですので、経営状態を把握しながら、無駄のない適正な対処をするとの答弁でした。

最後に、委員からは、委託金及び補助金を含めた指定管理者制度のあり方について、市民も納得できるよりよい方向に向けて早急に検討する時期が来ているとの要望がありました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年9月22日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

議長 次に、兵頭西予市し尿処理場問題等特別委員長の報告を求めます。

18番兵頭勇君。

兵頭勇西予市し尿処理場問題等特別委員長 西

予市し尿処理場問題等特別委員会の審査結果を報告いたします。

当特別委員会では、去る9月14日、平成22年度西予市一般会計補正予算、4款3目し尿処理費のうち、汚泥再生処理施設整備事業について審査を行いました。

今回の補正額210万円については、所管課に提案理由の説明を求めたところ、その内容は、西部・東部両衛生センターを集約し、新しい汚泥再生センターを整備するための計画策定に着手した中で、汚泥再生処理あるいはメタン発酵による液肥の製造、どちらの処理方法が西予市にとって最良であるのかを判断するための調査研究に関する委託経費との説明でした。

委託内容の詳細は、メタン発酵により製造される液肥をどのように利用するのか、またその処理過程において、市内から排出される生ごみをどの程度投入するかなどの調査研究により、施設の整備導入のための比較検討資料を作成委託するものであります。

なお、議案審査の過程について、西部・東部衛生センターは、両施設とも著しい老朽化が進んでおり、施設の整備が喫緊の課題となっているため、当委員会としても処理方法、建設候補地の選定を早急に行うよう委員から強い意見が出されました。

審査結果については、議案を原案のとおり全会一致で可決いたしました。

以上、審査報告といたします。

平成22年9月22日、西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長兵頭勇。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第85号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」から議案第88号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て」までの4件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第85号から議案第88号までの4件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第89号「市道路線の廃止について」及び議案第90号「市道路線の認定について」の2件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第89号及び議案第90号の2件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第91号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について採決をいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第92号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第101号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第2号)」についてまでの10件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第92号から議案第101号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号「平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号「平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、認定第2号から認定第14号までの13件は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、陳情第16号「防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金についての陳情書」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時33分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時36分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第102号「三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について」から行政報告までの5件を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 追加日程第1、議案第102号「三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

兵頭教育部長。

兵頭教育部長 議案第102号「三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

三瓶中学校特別教室棟は、鉄筋コンクリートづくり4階建て、延べ床面積2,795平方メートルの建物ですが、耐震診断の結果、耐震補強が必要な建物であると判断されたため、このたび耐震補強工事を行うものでございます。

工事の内容は、既存の柱はり加工の外側にSRC部材、鉄骨鉄筋コンクリート部材の柱はり加工とブレースを配置するピタコラム工法による補強工事であります。このピタコラム工法は、屋内での作業を必要としないため、工事中も通常どおり建物を使用でき、特に工期に制約のある学校施設や耐震補強量の多い建物等において適した工法であり、全国的にも県内でも実績のある工法でございます。

この工事につきましては、去る9月8日に一般競争入札を行いましたところ、低入札価格による入札となったため、西予市低入札価格審査会において、工事履行の可否について審議いたしました。審査の結果、今回の入札価格で履行可能と判断されたことから、堀田建設株式会社代表取締役菊池泰行氏と工事請負金額1億5,435万円で、9月16日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事の完成期日は、平成23年2月28日を予定しております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいませうようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第102号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第102号「三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時40分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時49分)

(追加)

議長 次に、追加日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第103条の規定により、所管する事務を閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議会報告第5号「西予市宇和病院問題等特別委員会の報告について」を議題といたします。

酒井特別委員長の報告を求めます。

酒井委員長。

酒井宇之吉西予市宇和病院問題等特別委員長 西予市宇和病院問題等特別委員会の報告書をご報告させていただきます。

当委員会の目的である、1、宇和病院改築計画の調査研究、2、宇和病院と野村病院との機能分担についての調査研究、3、直営診療所の統廃合についての調査研究について、調査研究をいたしました。

平成21年9月25日、第1回委員会を開き、以後開会中、閉会中において、平成22年9月1

7日の委員会を最後として計11回の委員会を開催したほか、市内行政視察3回、県外行政視察、病院関係者との意見交換会を実施いたしました。その経過、結果を報告いたします。

宇和病院改築計画の調査研究について。

平成21年12月17日定例会において、早急に宇和病院の建てかえが必要であることを報告しております。その後地域医療の安定供給のために、新病院の建設は、国の地域医療再生基金事業を使って、地域医療の問題、課題を明確にしながら計画を進めることといたしました。医師不足、経営環境の悪化、人口減少と高齢化の進展、医療機能の分化と連携の促進など、公立病院を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのような中、新医師臨床研修制度の導入がきっかけとなって、勤務医不足は宇和病院でも影響があり、医師の勤務負担増を初めとして、診療料の減少等が生じ、2次救急現体制の維持は極めて困難になりそうであります。1次医療、開業医等、2次医療、中小病院、3次医療、高機能病院の役割分担を明確にし、南予全体を一つの地域医療圏とし、それぞれの病院が全体で一つの総合病院だと考えなければなりません。市立宇和島病院が過剰な負担を強いられ、機能不全にならないよう新病院の建設は早急に進めなければなりません。現在宇和病院は2次救急病院の役目を果たしており、他自治体病院と比較しても運営状況は良好であります。新病院は、西予市の医療体制の中核的責任を負いながら、総合医を中心とし、可能な限り専門医を配置し、新しい医療機器を備えた魅力ある組織を目指す必要があります。

新病院の建設に向けての推進体制づくりについて、議論の中財政規模については、150床程度で47億円程度とし、財源として、過疎債、企業債、地域医療再生基金、その他とすることといたしました。

また、過疎債の償還年数が、法改正により30年に延長されたことも有利な条件になっております。将来の西予市にとって財政的に大きな負担にはなるであろうが、市民・行政・医師の協力連携で独立採算で運営できるようにしなければなりません。

完成までのスケジュールにつきましては、財源である地域医療再生基金の使用可能期限とすることとし、平成25年度までには着工することが必

要と判断いたしました。

病院建設場所については、新市立病院建設地検討委員会の答申、また市民アンケート調査結果、パブリックコメント等を踏まえ、慎重に討論し、その結果、新病院の完成を早く遅滞なくするためには、宇和町永長地区東池跡地が適地であると判断しました。

なお、宇和病院跡地の有効利用については、検討の必要があります。

先進地視察で提起された駐車場の整備問題、医療機器等導入の問題、最大の課題であります医師の確保等については、新たな検討を必要といたします。

続きまして、宇和病院と野村病院との機能分担についての調査研究について。

宇和病院・野村病院ともそれぞれ車で1時間余りの診療圏を抱えています。

しかし、公共交通機関が乏しく、高齢化率も高いことなどから、両病院ともに一定の外来・入院機能は保有する必要があります。

また、現在の2次救急は、宇和・野村病院が1日交代で対応していますが、医師不足などで勤務医の過重労働が続いており、このままでは救急医療の継続が困難になるおそれがあると判断しています。このために両病院は市が経営する病院であり、一体的な運営に努め、より効果的な診療体制を構築する必要があります。

さらに、新病院建設を進める中で、県の地域医療再生計画で求められている新病院への2次救急の集約と野村病院での地域医療機能の充実を図り、早期に医師確保に努め、市民が安心できる両病院での機能分担による医療体制を構築する必要があります。

なお、新病院の完成後、人口減などによる社会的要因による変化、関係機関の医療制度の改革等を見きわめながら、数年次ごとの機能分担の見直しが必要と判断いたしました。

直営診療所の統廃合についての調査研究について。

広域な面積を有する5町が合併した本市においては、地域医療の身近な存在として直営診療所は極めて重要な存在であります。

しかし、西予市医療問題検討委員会において、明浜地区診療所の再編を初め、西予市医療のあり方が検討されております。行政視察をした結果、

野村地区は惣川診療所が週2回、午後2時から4時、市立野村病院の医師による出張診療が行われています。施設老朽化が進んでおりますが、地域陳情の惣川病院の改築については、議会で採択されているところであり、早急に取り組むべきであります。

城川地区の3診療所については、土居診療所に医師1名が常勤しておりますが、他の2カ所については、週1回半日、市立野村病院の医師による出張診療が行われています。診療圏域が広く、弱者の交通の便をどうするのかの対策が必要と考えます。

明浜地区は、4診療所に医師4名、うち歯科医1名が常勤しており、20年度において西予市の一般会計繰り入れが診療所全体の83%を占めており、国保運営協議会等により直ちに改善を行うべきとの意見が出ております。

三瓶地区の診療所は、2カ所を1名が兼務しており、運営状況については、一般会計からの繰り入れがなく、基金算入年度もあります。しかし、施設の老朽化が進んでおり、今後検討を必要とすると判断します。

このような状況から、診療所の再編については、身近に診療所があることは、市民の安心・安全につながることから、交通の便、診療所人口、患者数増加への努力、診療所間の距離などを考慮しなければなりません。各診療所も高齢化率の高い地域にあり、財政運営状況の厳しさはどのあたりまで許されるのか、市民の意見を集約し、市民、医師も参加・協力できる行政の改善努力を必要とします。

また、新病院の建設を見定めながらの弱者への通院バスを含めた対応計画も考えていくべきであります。

最後になりますが、市長を初め関係理事者におかれましては、新病院建設に向けて全力を傾注していただくとともに、関係機関と協力しながら地域住民が安心して暮らせる医療の安定提供を広く求めていただくよう提言をいたします。

以上で西予市宇和病院問題等特別委員会の報告を終わります。

平成22年9月22日、西予市宇和病院問題等特別委員会委員長酒井宇之吉。

以上でございます。

議長 以上で特別委員長の報告は終わりました。

これより特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番松山君。

7番松山清君 ただいま特別委員長の報告を聞きまして、宇和病院の建設に向けて財源の裏づけもはっきりし、新しい未来へ西予市が進んでいくということを実感したわけであります。その中で、場所につきましても特別委員会のほうで決定されておりまして、そういうことも多大なる苦労があったことを推察いたします。ただ私が質疑をしたいことといいますのは、宇和病院というのは、旧町時代から卯之町の中核病院として非常に大きな役割を果たしてきたのは、これは皆さん認めるところだと思うわけですが、地元の区長あるいは地域の住民、いつもその病院に通っている患者さん、そういった方々は、今の病院があることに対する安心感といいますか、今の病院の位置に対する強い思いといったものがあるわけがございます。したがって、これがなくなるとということに対する不安といいますか、そういう町の真ん中に病院という都市機能があるわけですが、これがなくなった未来への不安は、そういったものが非常に心配されておるわけです。これは区長の陳情にも多くの方が署名されまして、そういった意見を表明されておるわけですが、こういったことに対しましての配慮といいますか、ご提言としましては、宇和病院の跡地の有効利用ということや弱者に対するバスの運用ということで委員長報告ではくられております。それで、有効利用ということにつきましては、やはり大変関心があることでありますので、こういったことを想定して有効利用というようなことをおっしゃられたのか、あるいは、例えば土地を処分するというのも有効利用だと思いますし、あるいは都市の機能として公園にするといったようなことも地元に対する有効利用ではないかというふうに思うわけですが、こういった有効利用ということに関してのもう少しわかる場所がありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

議長 酒井特別委員長。

酒井宇之吉西予市宇和病院問題等特別委員長 ただいま報告、ご質問といたしますが、につきましてお答えいたします。

場所につきましても問題につきましては、特別委員会としては非常に委員会の中で大半を過ごさせていただきました。産みの苦勞をいたしました。その中で現病院の問題につきましては、建設地検討委員会の中からの答申を踏まえた形の中でさせていただいております。

なお、今後駐車場の問題、そして医療機器の導入の問題、医師確保の問題等々の中で、新たな検討をしていく中で旧 旧といたしますが、現在の宇和病院の跡地の再利用につきましても検討の中に入れていただいて、新しい形の組織の中で検討をしていくべきではないかと、かように思っておりますので、ご了承賜りたいと思います。

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいまの特別委員長の報告をもって西予市宇和病院問題等特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、西予市宇和病院問題等特別委員会の調査研究は、終了することに決定をいたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第5、行政報告を議題といたします。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

三好市長。

三好市長 それでは、行政報告の許可を得ましたので、新市立病院建設予定地について行政報告を申し上げます。

新市立病院を目指す姿は、昨年度諮問を行いました西予市立病院等検討委員会の答申及び愛媛県地域医療再生計画を踏まえ、市立宇和病院の単なる建てかえではなく、市立野村病院との機能分担を明確化し、人口動態や医師確保の状況に合わせ段階的に2次救急を集約し、総合医養成の拠点施設及び南予地域の僻地医療支援拠点施設の機能を兼ね備えた地域医療を安定かつ継続的に提供できる病院を整備するところであります。

新市立病院を目指す姿にふさわしく、建設場所を選定するためには、病院を実際に利用される市民の皆様の声をお聞きし、検討することが重要と考え、市民の代表者等で構成する西予市立病院建設地検討委員会を設置し、新市立病院建設場所についての諮問を行い、去る8月24日、市営宇和球場と永長地区東池跡地に候補地が建設場所として適地であるという結論に至りましたが、甲乙つけがたいため、最終判断は市長及び市議会にゆだねるといった内容の答申をいただきました。この検討委員会と並行して無作為に抽出した市民1,000人の方を対象に、建設場所の条件に関するアンケート調査とともに全市民を対象に、建設場所に関するパブリックコメントもを行い、多くの市民の皆様にご意見をお聞きしたところであります。その後、市議会への宇和病院問題等特別委員会や議会全員協議会においてご意見をいただき、これらすべての意見をもとに市の幹部職員及び関係部署の担当職員で建設候補地の課題等について協議検討を行い、市といたしましても市議会の宇和病院問題等特別委員会の最終報告と同じく、新市立病院建設予定地を永長地区東池跡地といたしました。

新市立病院建設予定地を永長地区東池跡地とした主な理由は、次のとおりでございます。

まず第1に、周辺は平地で見晴らしもよく景観

にすぐれ、療養に適している環境であること。

2、市民アンケートの結果、多くの市民の皆さんが望んでいる早期着工、早期完成の観点から、法令等の制約解除に係る手続等に時間がかからないことなど、建設に当たり制約が少ないこと。

3、国道56号に近く、県道八幡浜宇和線に隣接した場所であるため、今後公共交通機関の整備を検討することで、交通の利便性にすぐれ、大規模な災害が発生した場合、救急車両等の活動に支障を来すおそれが少ないこと。

第4、土地の広さ、形態から理想的な病院配置が可能であり、患者、病院職員等の駐車場も十分な台数が確保でき、2次救急集約等の将来計画に対応するための増改築が見込めること。

第5、新市立病院と市立野村病院の機能分担の面から、両病院の地理的特性を生かすことができること。

以上の理由からであります。

なお、西予市新市立病院建設地検討委員会の答申内容のもう一つの建設候補地であります市営宇和球場の場所につきましては、西予インターチェンジに近いことから、松山市、宇和島市等の3次救急病院の搬送に最も適していると思われませんが、この場所で建設する場合、都市公園法の一部廃止や都市計画の変更手続等にかなりの時間が必要とするため、多くの市民の皆さんが望んでいる早期着工、早期完成が難しく、新市立病院建設の財源の一部である愛媛県地域医療再生基金事業の期間内着工完成が危ぶまれます。

また、現球場を移転し新築する必要がありますが、現球場を建設時に尽力された先人の方々の思いや新設のための新たな土地や財源の確保、平成29年度開催予定の愛媛国体に向けた施設整備に係る補助金が、新設の場合は不確定であり、国体後の新球場の利用計画等の問題から移転しづらい状況です。

以上の理由から、この問題、この場所で建設することは難しいのではないかと判断をいたしました。

また、長年旧宇和町の中核病院として、地元住民から愛されてきた現市立宇和病院敷地での建設につきましても、既存の建物を残しての建設となり、工事等の騒音などに、入院患者や外来患者に多大なご迷惑をかけることや理想的な病院配置が難しいこと、国道56号からの進入路が狭

小で変則なため、救急搬送やバス等の大型車の進入に不便であること、周辺は民家が多く、これ以上の土地を確保することが困難なため、2次救急集約等の将来計画に対応するための増改築が見込めないことなどから、市といたしましても建設場所として難しいのではないかと判断をいたしました。今後は、永長地区東池跡地を建設場所として、市民の皆さんが一刻も早く待ち望んでいる、だれもがいつでも安全・安心に医療が受けられる新市立病院の早期完成に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、市議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新市立病院建設予定地の行政報告といたします。

平成22年9月22日、西予市長三好幹二。

議長 以上で行政報告は終わりました。

これにて本日の全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成22年第3回西予市定例議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日に開会いたしました本定例会の会期中に、議員各位には本議会並びに各常任委員会におきまして上程いたしました案件に関し慎重なご審議を賜り、補正予算を初め21年度決算などの重要な案件をいずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては、さまざまなご意見やご提言をいただきましたが、地域基幹産業の振興、市民サービスの充実等々、市政進展のため実施または実現可能なものから確実に進めてまいります所存でございます。議員各位のご理解とご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、国政では、去る14日の民主党代表選で菅首相続投が決定いたしました。いわゆるねじれ国会の中で部分連合を含めどのような形で政権運営がなされるのか、暮らしはどうなるのか、国民の関心が注がれているところでございます。経済界でも日本経済の再生や税制改革等の諸対策の実行に期待が集まっておりますが、私ども地方自治体が注視しなければならない事案は、臨時国会

と並行して進められる11年度予算案の編成であり、仮に財政規律が優先されれば、補助金・交付金等の施策経費のみならず、地方交付税にまで影響が及びますので、予算案編成作業を例年以上に注視しなければならないと思っております。

また、県政においては、加戸知事が任期満了を待たず県議会本会議において退任される意向を表明されました。加戸知事におかれましては、高速道路の延伸やえひめ町並博など、厳しい財政事情の中での創意工夫により、南予の振興にひとかたならぬご尽力を賜りましたことに改めて心からお礼を申し上げます。

ともあれこのたびの知事の辞任以降により、11月下旬には知事選挙が想定されており、県政の新年度予算編成については、新知事にゆだねることとなります。このように国、県とも新年度の予算編成は甚だ不透明な状況にありますので、状況に応じ、地域の声を国や県に反映いただくための活動も必要になろうかと思っております。そのような状況を踏まえ、先般県内20市町の首長によりまして、国や県に対して地域主権の確立を求める提言機関として県首長連盟が設立され、年末の政府予算や県当初予算編成に対して地域の声を反映させていく方針を決めております。議員各位におかれましても、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

ところで、気象庁が三十数年ぶりの異常気象と断定した暑さもようやく去り、一変して秋風がさわやかな季節となりましたが、体調管理が厳しい季節の変わり目でございます。議員各位におかれましても健康に十分ご留意をいただき、西予市の円滑な進展のため、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。まことに長い間ありがとうございました。

議長 これをもって平成22年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成22年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 83号	西予市木質ペレット製造設備設置事業設計・施工一括型工事請負契約について	22.9.8	原案可決
議案第 84号	財産の無償譲渡について（西予市城川無菌培養施設）	22.9.8	原案可決
議案第 85号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	22.9.22	原案可決
議案第 86号	西予市母子父子家庭等福祉手当支給条例の一部を改正する条例制定について	22.9.22	原案可決
議案第 87号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について	22.9.22	原案可決
議案第 88号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.9.22	原案可決
議案第 89号	市道路線の廃止について	22.9.22	原案可決
議案第 90号	市道路線の認定について	22.9.22	原案可決
議案第 91号	平成22年度西予市一般会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 92号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	22.9.22	原案可決
議案第 93号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 94号	平成22年度西予市老人保健特別会計補正予算（第1号）	22.9.22	原案可決
議案第 95号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 96号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 97号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 98号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 99号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 100号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 101号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）	22.9.22	原案可決
議案第 102号	三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事請負契約について	22.9.22	原案可決
認定第 1号	平成21年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 2号	平成21年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 3号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 4号	平成21年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 5号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 6号	平成21年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 7号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 8号	平成21年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 9号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 10号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 11号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 12号	平成21年度西予市上水道事業会計決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 13号	平成21年度西予市病院事業会計決算の認定について	22.9.22	認定
認定第 14号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	22.9.22	認定
報告第 5号	平成21年度西予市一般会計継続費精算報告について	22.9.7	報告
報告第 6号	平成21年度健全化判断比率の報告について	22.9.7	報告
報告第 7号	平成21年度資金不足比率の報告について	22.9.7	報告
報告第 8号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	22.9.7	報告
報告第 9号	西予市土地開発公社の経営状況について	22.9.7	報告
報告第 10号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	22.9.7	報告
報告第 11号	株式会社エフシーの経営状況について	22.9.7	報告
報告第 12号	株式会社城川開発公社の経営状況について	22.9.7	報告
報告第 13号	株式会社どんぶり館の経営状況について	22.9.7	報告
報告第 14号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	22.9.7	報告
報告第 15号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	22.9.7	報告
報告第 16号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	22.9.7	報告
報告第 17号	西予CATV(株)の経営状況について	22.9.7	報告
陳情第 5号	依津診療所存続について	22.9.22	継続審査
陳情第 16号	防災行政無線の早期更新と防犯灯に関する補助金についての陳情書	22.9.22	採択
議会報告第3号	各常任委員会の視察研修報告について	22.9.7	報告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議会報告第4号	議会運営委員会の視察研修報告について	22.9.7	報告
議会報告第5号	西予市宇和病院問題等特別委員会の報告について	22.9.22	報告
	各常任委員会における閉会中の継続審査について	22.9.22	承認
	議員派遣の件について	22.9.22	承認
	行政報告について	22.9.22	報告